JNC TN8440 2003-028

保安管理業務報告

（平成15年度第1四半期）

（業務報告）

2004年2月

核燃料サイクル開発機構
東海事業所

本資料の全部または一部を複写・複製・転載する場合は，下記にお問い合わせください。

〒319-1184　茨城県那珂郡東海村村松４番地４９
核燃料サイクル開発機構
技術展開部　技術協力課

電話：029-282-1122（代表）
ファックス：029-282-7980
電子メール：jserv@jnc.go.jp

Inquiries about copyright and reproduction should be addressed to :
Technical Cooperation Section,
Technology Management Division,
Japan Nuclear Cycle Development Institute
4-49 Muramatsu, Tokai-mura, Naka-gun, Ibaraki 319-1184, Japan

© 核燃料サイクル開発機構
(Japan Nuclear Cycle Development Institute)
2004

㊦

JNC TN8440 2003-028
2004年2月

保 安 管 理 業 務 報 告

（平成15年度第1四半期）

（業務報告）

山本　純太　＊

要　　旨

保安管理部は、労働安全衛生関連業務、危機管理業務、警備・入構管理業務、所に係る核物質防護・保障措置・核物質輸送及び品質保証業務等、多岐にわたる業務を所掌している。

これらの業務を総括するとともに業務データの活用等を目的に、業務実績に係る報告書を四半期報として保安管理部が発足した平成13年度から作成している。

本報告は、平成15年度第1四半期（平成15年4月～平成15年6月）の業務実績をとりまとめたものである。

＊：　保安管理部

JNC TN8440 2003-028
FEBRUARY, 2004

Quarterly report on the activities in Safety Administration Division

— The first quarter of 2003 —

(Document on Present State of Affairs)

Junta Yamamoto *

Abstract

The activities of Safety Administration Division covers many fields in Tokai-Works such as the management of a safety and health, the crisis management and the security, the safeguards of the nuclear materials, the transport of nuclear materials, and the management of a quality assurance.

This report is summary of the activities of Safety Administration Division in April to June in 2003.

* Safety Administration Division Tokai works

目　次

1．はじめに…… 1

2．安全衛生管理業務
2．1　安全施策・安全行事等 …… 2
2．2　安全情報の共有等 …… 8
2．3　各種協議会組織への支援活動等 …… 10
2．4　化学物質管理業務等 …… 12
2．5　保安教育訓練管理システムの整備 …… 13
2．6　その他活動 …… 14

3．危機管理業務
3．1　危機管理業務概況 …… 17
3．2　緊急時対応体制の整備 …… 18
3．3　危機管理教育及び訓練 …… 19
3．4　警備及び入構管理 …… 20
3．5　核物質防護管理・保障措置・輸送関連業務 …… 22
3．6　その他 …… 23

4．品質保証関連業務
4．1　品質保証活動業務 …… 24
4．2　国際認証（OHSMS/EMS）活動業務…… 26
4．3　事故・トラブル、良好事例等の水平展開 …… 28
4．4　安全性総点検処置状況 …… 30
4．5　その他 …… 31

5．各種委員会活動
5．1　安全衛生・化学物質委員会 …… 32
5．2　東海事業所安全専門委員会 …… 35
5．3　品質保証委員会 …… 36
5．4　労働安全衛生マネジメントシステム（OHSMS）委員会及び環境マネジメントシステム（EMS）委員会 …… 37
5．5　安全主任者会議 …… 38
5．6　衛生管理者会議 …… 40
5．7　防火管理委員会 …… 41
5．8　ダイオキシン類対策委員会 …… 42
5．9　保安管理部品質保証推進委員会 …… 43
5．10　技術審議会 …… 44

6．規程類の整備
6．1　使用施設保安規定 …… 45
6．2　放射線障害予防規定 …… 46

6．3　事業所規則類 …… 47
6．4　共通安全作業基準 …… 48

7．許認可申請
7．1　原子炉等規制法 …… 50
7．2　放射線障害防止法 …… 51
7．3　労働安全衛生法 …… 52
7．4　消防法 …… 53
7．5　高圧ガス保安法 …… 54
7．6　環境法令 …… 55

8．保安検査、立入調査等
8．1　保安検査官対応 …… 56
8．2　使用施設保安検査 …… 71
8．3　労働安全衛生法関連設備の検査 …… 72
8．4　消防法、高圧ガス関連 …… 73
8．5　放射性同位元素等に係る立入検査 …… 74

9．外部機関との協力
9．1　原子力事業所安全協力協定（東海ノア協定） …… 75
9．2　ニュークリアセィフティネットワーク（ＮＳネット） …… 76

10．教育訓練・資格取得
10．1　試験・講習会 …… 77
10．2　作業責任者認定制度に基づく現場責任者等教育及び保安管理部保安立会要領教育 …… 78

11．事故・トラブル等
11．1　法令報告及び軽微事象 …… 79
11．2　軽微事象未満のトラブル等 …… 80
11．3　負傷報告 …… 82

12．おわりに …… 83

付 録 目 次

付録－１　業務実績カレンダー（４月、５月、６月）…… 付-1 (1)

付録－２　保安管理部組織図（平成１５年６月３０日現在）…… 付-2 (1)

付録－３　Ｐｕ－３火災関連資料 …… 付-3 (1)

付録－４ (1) 平成 15 年度　保安管理部　業務推進・品質改善目標
リスト（事業・組織基盤目標）…… 付-4 (1)

付録－４ (2) 平成 15 年度　保安管理部　業務推進・品質改善目標
リスト（安全確保・環境保全目標）…… 付-4 (4)

付録－５　平成 15 年度　東海事業所安全衛生計画書 …… 付-5 (1)

付録－６　平成 15 年度　安全管理基本方針 …… 付-6 (1)

付録－７　東海事業所業務品質保証活動品質方針…… 付-7 (1)

付録－８　平成 15 年度東海事業所品質保証活動計画書 …… 付-8 (1)

1. はじめに

第 1 四半期は、安全対策課においては、安全衛生・化学物質委員会等の各種委員会等の事務局、労働安全衛生法や消防法等に基づく許認可等の定常業務のほか、原子力エネルギー安全月間（5 月）、危険物安全週間（6 月）、全国安全週間（7 月）行事の準備及び同準備期間（6 月）に対応するとともに、Pu 燃料第３開発室で発生した火災に伴う各種安全対策等に対応した。

危機管理整備室においては、構内警備、入構管理、月例訓練等の定常業務のほか、平成 15 年度の保安規定等に基づく総合訓練等の計画立案に対応するとともに、Pu 燃料第 3 開発室で発生した火災に伴い、消防計画及び事故対策規則の見直し等に対応した。

品質保証室においては、使用施設・ＲＩ施設に係る許認可、品質保証活動に係る諸業務等の定常業務のほか、Pu 燃料第 3 開発室で発生した火災に伴う各種の改善・再発防止策等の水平展開に対応した。また、所長直轄組織であった国際認証取得推進グループが平成 15 年 4 月 1 日付けで品質保証室に組織統合され、国際認証（OHSAS18001／ISO14001）の推進及び維持に係る業務を開始した。

なお、東海事業所における平成 15 年 6 月 30 日現在の無災害連続日数は、455 日（起算日：平成 14 年 4 月 2 日）となった。

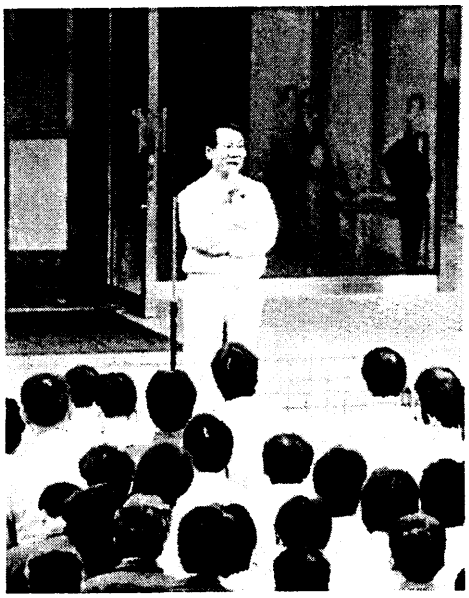

Pu-3 火災に伴う Pu センター
緊急安全大会（4 月 23 日）

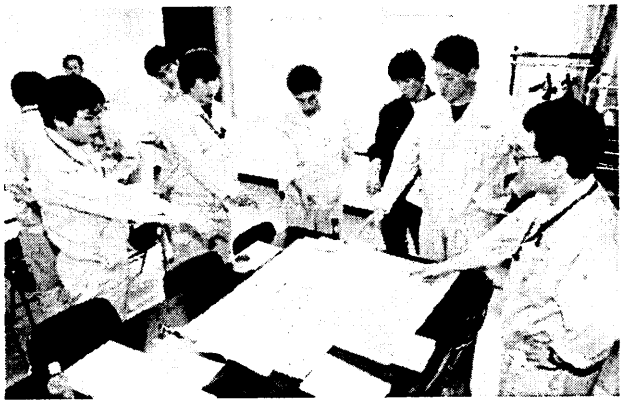

安全週間準備月間行事
KY 研修会
（6 月 26 日）

2. 安全衛生管理業務

2.1 安全施策・安全行事等

第1四半期は、原子力エネルギー安全月間（5月1～31日）、危険物安全週間（6月2～8日）、全国安全週間・準備期間（6月1日～7月7日）があり、安全対策課はこれらに合わせて各種の行事等の企画・準備・実施に対応した。

(1) 原子力エネルギー安全月間（5月1日～31日）

経済産業省は平成13年度から毎年5月を、「原子力エネルギー安全月間」と定め、原子力事業者における安全文化の浸透・定着、原子力安全に対する意識の高揚を図るとともに、原子力安全の意識についての認識を国民規模で深めることを目的として、各種行事を全国的に展開している。

平成15年度は「安全は日々の努力の積み重ね　築く信頼　原子力」をスローガンとして展開され、東海事業所においても安全意識の醸成、高揚や自主保安活動の一層の推進等を目的に各種行事等を実施した。

東海事業所では、前年度に電力会社おける自主点検記録の不正問題があったことや、人形峠において分析作業における負傷事故が発生（1月21日）したことから、企業倫理や分析作業安全にも取り組むこととした。また、「原子力エネルギー安全実務功労者」として東海事業所から2名（放射線安全部、再処理センター）が受賞し、5月15日に東京において経済産業大臣から表彰された。各種行事等の一覧を表2-1-1に示す。

表2-1-1　原子力エネルギー安全月間行事一覧

(1/2)

実施事項	期　間	内　容　等
1.啓蒙活動等	5月1日～31日	安全ニュース・ポスターの掲示等
2.原子力エネルギー安全実務功労者表彰	5月15日	受賞者2名がホテルグランドパレス（東京）の表彰式に出席
3.現場における安全確保への取り組み事例報告会		再処理センター処理部長が「東海再処理施設における安全確保の取り組み～安全性向上に向けての自主保安活動～」について発表
4.役員等による管理区域の安全パトロール	5月19、27日	所長や統括者による職場パトロールを実施

(2/2)

実施事項	期　間	内　容　等
5.技術者倫理講演会	5月23日	金沢工業大学工学部教授による講演会「技術者倫理は企業を救うか～倫理プログラムの構築に向けて～」を開催。約170名参加
6.自主保安活動の推進	5月1日～31日	各部･センター毎に過去の事故事例に基づく教育や管理区域内基本動作教育等を実施
7.事故・トラブル時の通報連絡基準に関する周知教育	5月29日	事故・トラブル時の迅速かつ正確な通報連絡に資するために通報連絡基準に関する周知教育を実施
8.化学分析に関する専門家（分析技術安全分科会委員）によるパトロール及び意見交換	6月5・6日	人形峠における分析作業における負傷事故（1/21）に伴い、分析技術安全分科会（本社）の各委員が各事業所を訪問し、分析作業者とのコミュニケーションを図るとともに、今後の分析作業の安全性向上の検討に資することを目的に実施

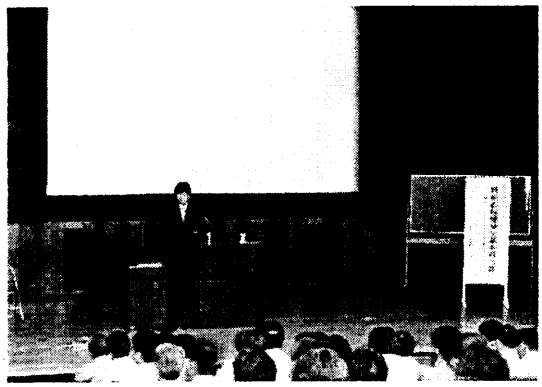

技術者倫理講演会「技術者倫理は企業を救うか」
（5月23日）

(2) 平成 15 年度危険物安全週間（6 月 8～14 日）

平成 15 年度危険物安全週間に合わせ、各種行事を企画し実施した。平成 15 年度の危険物安全週間は、「危険物　無事故の主役は　あなたです」をスローガンに展開された。各種行事の一覧を表 2-1-2 に示す。

表 2-1-2　危険物安全週間行事一覧

実施項目	期　間	内　容　等
1. 啓蒙活動	6 月 8 日 ～14 日	・ポスターの掲示 ・安全ニュースの発行 ・小冊子配布
2. 講演会	6 月 11 日	「原子力施設における危険物と火災安全」 講師：本社安全推進本部嘱託（元消防研究所）
3. パトロール	6 月 13 日	危険物保安監督者による少量危険物施設のパトロールを実施
4. 点検	6 月 8 日 ～14 日	各部センターにおける第 4 類少量未満危険物保管箱の点検を実施

危険物安全講演会
（6 月 11 日）

(3) 全国安全週間・準備期間（6月1日～7月7日）

全国安全週間・準備期間運動に合わせ、各種行事を企画し実施した。平成15年度の全国安全週間は、「危険をみつけて進める改善　高めよう職場の安全管理」をスローガンに展開された。これに伴い東海事業所では準備月間を含めた本期間における各種行事の企画立案を行い、安全衛生・化学物質委員会の承認を得て実施又は準備を進めた。なお、今年度は安全ポスターを負傷災害撲滅と整理整頓のテーマを定めて募集を行い、テーマ毎に各部・センターで選出された優秀作品の中から安全衛生・化学物質委員会において最優秀賞各1点を選出した。

また、安全大会については、今年度も放安協、安推協と合同開催とし、各部・センター毎に開催することとした。

安全週間に係る各種行事の一覧を表 2-1-3 に、安全ポスターの最優秀作品及び優秀作品を図 2-1-1 に示す。

表 2-1-3 全国安全週間・準備期間行事一覧

項　　目	実施日	実施内容
1.安全大会、啓蒙活動等	7月1日	・安全大会（所長訓辞、安全表彰等） ・安全ニュースの発行
	期間中	・ポスター、横断幕の掲示 ・安全小冊子の配布等
2.安全ポスターの募集	5/23～6/6	・負傷災害撲滅と整理整頓の徹底をテーマとして募集（応募総数76点）
3.職場パトロール	6月25～27日	・安衛化学委員会委員によるパトロール職場パトロールを実施
4.安全講演会	7月3日	「発電所の現場作業における安全文化の推進」と題した講演会
5.ＫＹ研修会	6月26日	・経験年数5年以下の従業員等に対してゼロ災運動の基本理念、ＫＹに関する基本的な教育を実施
6.各部・センター自主保安活動の実施	期間内	・各部・センターで負傷事故撲滅の観点から自主的な保安活動を実施
7.ヒヤリハット事例の募集	期間内	・ヒヤリハット事例や絵やデジカメを利用したイラストシートを募集

図 2-1-1　安全ポスター優秀作品

［最優秀賞作品］

（負傷災害撲滅）

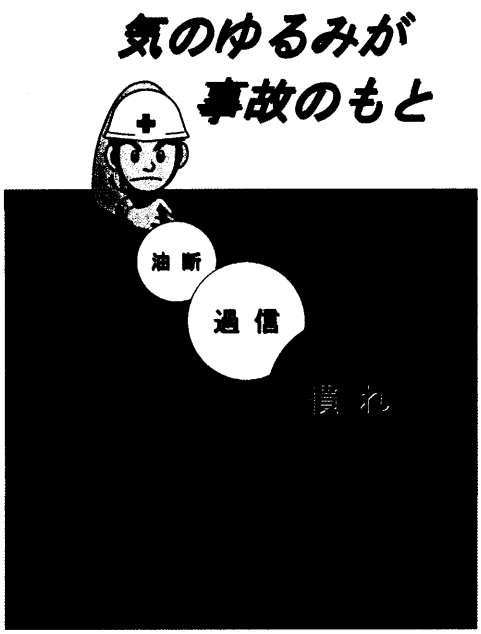

（整理整頓）

［優秀賞作品］

確認しましたか ？
作業前の保護具の点検！
作業の手順 ！！
通報連絡先 ！！！
【みんなで約束 再確認】

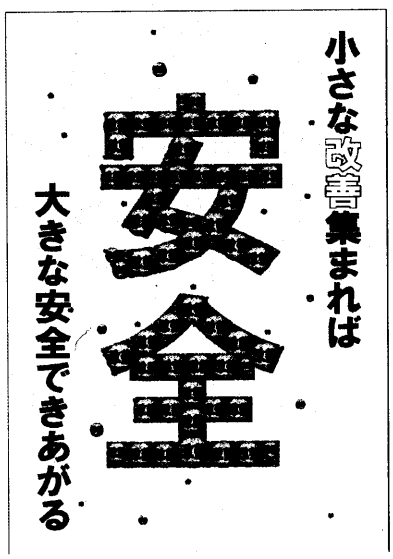
小さな改善集まれば
安全
大きな安全できあがる

整理・整頓それは・・・
一人一人の
意識が大事！

危ない！
日頃から
心がけよう
整理整頓

17：10
17：12
帰る前2Sで実行2分間
(整理・整頓)

あなたの職場
4S
できていますか？
安全職場

2.2 安全情報の共有等

(1) 安全ニュース等の発行

安全に関する情報の適時・的確な提供と共有化については、従来から「安全ニュース」、「安全衛生瓦版」の発行、中央労働災害防止協会発行の「安全衛生壁新聞」の配布等を行っている。第 1 四半期における安全ニュースの発行実績を表 2-2-1 に示す。

表 2-2-1 安全ニュースの発行

No.	発行日	件　　名
157	4 月 1 日	平成 14 年度放射線安全衛生強化推進協議会開催される
158	4 月 1 日	Pu センター第三開発室における右手中指先端部の負傷について（続報：原因と対策）
159	4 月 16 日	負傷災害撲滅への取り組みの徹底
160	4 月 21 日	プルトニウム燃料第 3 開発室における発煙について
161	4 月 23 日	プルトニウム燃料第 3 開発室における発煙について（第 2 報）～東海村消防本部により火災と判定～
162	4 月 24 日	プルセンターで緊急安全大会開催！（4/21 の火災に関連して）
163	4 月 30 日	平成 15 年度原子力エネルギー安全月間の開始にあたって
164	5 月 12 日	再処理センター資材庫における浄水（工業用水）のオーバーフローについて
165	5 月 13 日	図書研修合同棟南側共同溝給気塔付近における作業員の負傷について
166	5 月 14 日	M棟排気機械室内における上水漏れについて
167	5 月 16 日	構内グランド東側道路埋設の工業用水配管からの漏水について
168	5 月 30 日	平成 15 年度全国安全週間（準備期間）行事について
169	6 月 2 日	Pu センター第三開発室における作業員左手からの汚染検出について
170	6 月 6 日	M棟排気機械室内における上水漏れの原因と対策について
171	6 月 6 日	共同溝内管理排水配管からの液漏れ（痕跡）について
172	6 月 23 日	ＣＰＦにおける不良ビニルバッグの取付について
173	6 月 23 日	安全管理棟屋外給水配管からの水道水の漏洩について
174	6 月 25 日	Pu センター第三開発室におけるカバーオール汚染について
175	6 月 25 日	配管等からの水の漏洩防止の徹底について

(2)「保安の広場」の運用

イントラネットを活用した保安関連情報の共有については、平成14年度から東海事業所ホームページのトップ中央付近に「保安の広場」のコーナーを設置する等の準備を安全対策課において進めてきた。

今期は、「保安の広場」を運用するための人員が確保できたことから、4月21日に発生したＰｕ燃料第3開発室工程設備解体室における火災トラブルを契機として本格的な運用を開始し、Pu-3火災トラブルに関連した各種情報のタイムリーな発信に努めた。

また、これに伴って安全ニュースも「保安の広場」からアクセスできるようにし、これまでに発行された安全ニュースを種類別（負傷、汚染、火災、設備・機器トラブル、安全行事関係、所長訓示、その他）や年度別に分類することにより、検索・参照が容易なようにした。

「保安の広場」の概要を以下に示す。なお、「保安の広場」のデザインや掲載内容等については、継続して検討を進めていくこととした。

【保安の広場の概要】

① 保安関連ニュースのタイムリーな発信

「最新ニュース」として新聞の見出しをイメージした1・2行のニュース紹介文を掲載し、詳細内容については、「→詳細はこちら」をクリックして見に行けるようにした。また、常時5・6件のニュースが掲載され、過去分については、「過去のニュース」からアクセスできるようにした。

② ニュースに関連する写真や資料の提供

「最新ニュース」に関連する資料、写真等を同時に掲載することにより、必要な資料の閲覧・入手が容易となり、また、写真により臨場感を容易に伝えられるようにした。

③ 安全ニュース及び安全衛生瓦版の提供

サイクル機構発足以降の「安全ニュース」及び「安全衛生瓦版」が「保安の広場」から検索・閲覧ができるようにした。また、配布用の安全ニュースの写真はモノクロであるが、保安の広場で提供する安全ニュースではカラー表示であり、より見やすいものとなっている。

④ 更新日の表示

東海ホームページの「保安の広場」掲載箇所に更新日を表示した。これにより、最新更新日が一目瞭然となり、アクセスへの興味を引くようにした。

⑤ その他

そのほか、所長訓示等トップの安全メッセージや安全管理基本方針等の平成15年度の安全関係計画を掲載し、いつでも参照できるようにした。

2.3 各種協議会組織への支援活動等

(1) 放射線安全衛生強化推進協議会

水戸署基発第580号に基づき平成13年3月1日付けで設置した放射線安全衛生強化推進協議会（放安協）の定例会（四半期毎）を開催し、放安活動の協議等を行った。今期における放安協の活動内容を表2-3-1に示す。

表2-3-1 放射線安全衛生強化推進協議会の活動内容

開催日	議　　題	審議結果等
5月2日 (定例会)	・前回議事録確認 ・定例会の議題について ・火災発生時の対応等に関する説明会について ・その他	

会　長　：所長代理
オブザーバー：所長
副会長　：環境保全センター長，再処理センター長，Pu燃料センター長，放射線安全部長，常陽産業㈱，日揮㈱
委　員　：原子力技術㈱，検査開発㈱，エイ・ティ・エス㈱，木村化工機㈱，千代田ﾒｲﾝﾃﾅﾝｽ㈱，石川島播磨重工㈱
事務局　：安全対策課

(2) 安全推進協議会

平成10年12月に常駐請負会社を中心として設立された安全推進協議会(安推協）にオブザーバー参加し、安全に関する各種の情報提供等を実施している。今期における安全推進協議会の活動内容を表2-3-2に示す。

表2-3-2 安全推進協議会の活動内容

(1/2)

開　催　日	議　　題	審議結果等
4月11日 (幹事会) 4月25日 (協議会)	・3月期：推進協議会の議事録について（審議） ・3月の行事：安全パトロールの結果について（報告） ・平成14年度事業報告（案）について（審議） ・平成14年度会計報告・会計監査報告について（審議） ・平成15年度事業計画について（審議） ・平成15年度予算（案）について（審議） ・平成15年4月1日付けの会員名簿（確認） ・サイクル機構から情報紹介（報告）	審議終了 審議終了 審議終了 審議終了 審議終了

(2/2)

開　催　日	議　　題	審議結果等
5月16日 (幹事会) 5月23日 (協議会)	・ 4月期：推進協議会の議事録について（審議） ・ 5月の行事：交通立哨について（審議） ・ 水戸地区労働災害防止連絡協議会の報告 ・ 平成15年度会費納入依頼について（依頼） ・ サイクル機構からの情報紹介（報告）	審議終了 審議終了
6月20日 (幹事会) 6月27日 (協議会)	・ 5月期：推進協議会の議事録について（審議） ・ 5月期行事交通立哨の結果について（報告） ・ 平成 15 年度水戸地区産業安全大会について（報告） ・ サイクル機構から情報紹介（報告） ・ 原子力技術社長交代に伴う新社長挨拶	審議終了

会　長　：常陽産業㈱
副会長　：㈱関電工，検査開発㈱
幹　事　：日揮㈱，㈱神戸製鋼所，東興機械工業㈱，㈱ペスコ，エイ・ティ・エス㈱，木村化工機㈱，原子力技術㈱（幹事長），
会計監査：東陽電設（有），ＮＥＳＩ㈱
オブザーバー：安全対策課

(3) その他

今期は、上記の定例会合のほか、4月21日にPu-3で発生した火災に関連して、自治体からの要請事項や火災時の通報ルール等、放射線安全衛生強化推進協議会及び安全推進協議会加盟各社代表者に対して説明会を下記のとおり開催した。

① 日　時：平成15年5月6日　15：30～16：00
② 場　所：アトムワールド　1F　会議室
③ 内　容：プルトニウム燃料第 3 開発室における火災発生対応状況及び火災時の通報連絡の徹底について

2.4 化学物質管理業務等

平成14年度の化学物質管理規則に基づく化学物質の排出量等の取りまとめを実施するとともに、PRTR法に基づく届出を6月26日に県知事に提出した。PRTR法に基づく届出対象化学物質は、ダイオキシン類及びホルムアルデヒドであり、その結果を表2-4-1に示す。

また、作業者に対する化学物質のリスクアセスメント手法については、平成14年度に実施した代表部署（事業所：1部署）におけるリスクアセスメントの結果の反映及びOHSMS要領書との横並びを検討し、要領書を作成中である。なお、このリスクアセスメント手法の概要について、4月の東海事業所業務検討会に報告した。

表2-4-1　平成14年度化学物質排出量

経路等		ダイオキシン類 (mg-TEQ)	ホルムアルデヒド (kg)
排出量	大気への放出	0.25	0.0
	公共水域への放出	0.0016	0.0
	事業内土壌への排出	0.0	0.0
移動量	下水道への移動	0.0	0.0
	事業所外への移動	0.000000037	0.0

2.5 保安教育訓練管理システムの整備

平成 13 年 10 月より本格運用を開始した教育訓練データベースについて、帳票機能及び検索機能の充実を図るためシステムの整備を進め、平成 14 年 3 月に終了し、各課室からイントラネットを利用して教育訓練実施状況の入力、帳票出力、教育履歴の検索等が可能となった。

また、この教育訓練データベースは東海事業所だけでなく、大洗工学センター、人形峠環境技術開発センターとも共有化し平成 14 年度 4 月から統合化したシステムとして運用を開始した。

今四半期は、平成 14 年度の発注に基づいたシステムの新機能による対応を行うとともに、平成 15 年度のシステムの高度化について、各部･センターからの情報収集を行った。

なお、教育訓練データベースはこれまで東海事業所が中心となって整備を進めてきたが、大洗等、他の事業所も本システムを活用することとなったことから、本システムの所管を本社安全推進本部に移管することとした。

また、これまで本システムは「教育訓練データベース」と呼称していたが、システム整備がほぼ一段落したことから、平成 15 年度からは「保安教育訓練管理システム」と呼称することとした。

2.6 その他活動

(1) 快適職場づくりへの取り組み

東海事業所では、国の「事業者が講ずべき快適な職場環境の形成のための措置に関する指針」に基づき、14年度の業務目標に「快適職場づくりの推進」を取り上げ、衛生管理者会議の協力を得て取り組んでいる。

今四半期は、所の快適職場づくりの職場環境改善方針及び改善重点目標を受け、各部･センターは、各部･センター毎の快適職場づくり推進計画に基づいて実施している。

また、所共通の取り組み事項については推進計画に基づき、2 種類のポスター及びガイドブックを配布した。

(2) プルトニウム燃料第3開発室工程設備解体室における火災への対応

平成15年4月21日10時05分頃、プルトニウム燃料第3開発室工程設備解体室内の解体設備においてステンレス板切断作業を実施していたところ、切断により発生した高温の切り粉が解体設備内排気フィルタに付着し、プレフィルタが焼損するという火災が発生した。

しかし、煙を確認した時点で作業を中断し、窒素ガスの噴霧、金属消火剤の散布等の消火作業により発煙は止まり、焼損したフィルタも交換して一連の処置が完了したことから、火災が発生したという認識はなく、事故・異常発生時の通報連絡ルールに基づく通報連絡が行われなかった。このため、危機管理統括者への通報が遅れ、事故対策本部の設置が11時31分頃、東海村消防署への通報は11時33分頃となり、東海村消防署による現場確認の結果、13時00に火災と判断し同時に鎮火していることが確認された。

この一連の対応に関し、火災への認識不足及び通報連絡の遅れについて、東海村及び茨城県から厳しく叱責されるとともに、改善措置要求等が出されるに至った。このため、東海事業所をあげて本問題に取り組むこととし、火災発生時の通報ルールの見直し・従業員への周知徹底、火災発生のおそれのある作業の改善策等の検討、関連する規則・基準類の改訂及びこれらの事業所内水平展開等を実施した。

また、所長の指示により、当該火災の原因及び対策に関する調査・検討結果及び関連資料の内容を第三者的立場から妥当性等を確認するため、20名の班員及び7名の事務局からなる「グローブボックス設備解体作業安全総点検班」を4月21日付けで設置し、活動を開始した。班長を所付（核燃料取扱主任者）とし、班員には各部・センター代表者9名のほか、協力会社代表者2社6名、安全専門委員会の外部委員3名及び本社安全推進本部1名を入れることにより、透明性が確保されるようにした。

この「プルトニウム燃料第3開発室工程設備解体室における火災」に係る一連の対応状況を表2-6-1に示すとともに、関連する資料を付録として添付する。

表 2-6-1 Pu-3 工程設備解体室火災における対応

月　日	事　　項	備　　考
4 月 21 日	・Ｐｕ－３工程設備解体室で火災発生 ・「グローブボックス設備解体作業安全総点検班」(以下「安全総点検班」という）を設置、第 1 回会合	所長指示に基づき設置
4 月 22 日	・安全協定に基づく茨城県等の立入調査を受検 ・東海村消防本部から防火対策の徹底等、口頭による指導を受ける ・安全総点検班第 2 回会合（キックオフ）	
4 月 23 日	・茨城県等へ安全協定に基づく「異常事態報告書」(第 1 報）を提出 ・Ｐｕ燃料センターで緊急安全大会を開催 ・東海村消防本部から指示文書「消防機関への通報について」を受領	県、村から厳しい苦言あり
4 月 23 日	・安全総点検班第 3 回会合（現場視察）	
4 月 25 日	・東海村から改善要求文書「原子力施設での事故発生並びに通報遅延についての改善要求」を受領	
4 月 28 日	・茨城県が火災発生時の対応に関する説明会を開催	
4 月 30 日	・「東海事業所における火災時の通報連絡ルール」を改訂 ・安全総点検班第 4 回会合（資料による事実確認等）	
5 月 1 日	・保安管理部長名による業連「火災発生時の対応に係る従業員への周知徹底について」を発信 ・各部・センターで安全集会等を開催	
5 月 2 日	・茨城県生活環境部長から要請文書「安全管理の徹底について（要請)」を受領 ・茨城県生活環境部消防防災課長及び茨城県生活環境部原子力安全対策課長の連名による「原子力事業所における火災発生時の対応に係る周知徹底について」を受領	
5 月 6 日	・放射線安全衛生強化推進協議会及び安全推進協議会加盟会社代表者に対する説明会を開催 ・安全総点検班第 5 回会合（原因関連図確認）	
5 月 9 日	・火災時の通報ルールに関するポスターを作成、周知	
5 月 12 日	・教育用ビデオ「微少火源火災」を各部・センターに配布 ・安全総点検班第 6 回会合（再現テスト立会）	

月　日	事　　項	備　　考
5月15日	・火災対応に係る従業員への周知教育が完了（計3,167名に実施） ・安全総点検班第7回会合（県報告書案確認等）	
5月23日	・「原子力施設での事故発生並びに通報遅延についての改善要求（回答）」を東海村に提出	
5月28日	・「異常事態発生報告書」（最終報告書）を茨城県等へ提出 ・「安全管理の徹底について（回答）」を茨城県生活環境部長に提出 ・「原子力事業所における火災発生時の対応に係る周知徹底について（回答）」を茨城県生活環境部消防防災課長及び同部原子力安全対策課長へ提出 ・「火災報告書の提出について」を東海村消防本部に提出 ・「事故報告書」を水戸労働基準監督署に提出	
6月6日	・安全総点検班第8回会合（改善策の確認等）	

3. 危機管理業務

3.1 危機管理業務概況

今期は、4 月 21 日に発生したプルトニウム第三開発室における火災の水平展開対応、並びに 1996 年版 IAEA 輸送規則を取り入れた国内規則の改正に伴う事業所内輸送に係る放射性物質等所内運搬要領の見直し作業等を継続して進め、緊急時対応体制の強化を図るとともに、緊急時支援システムの継続整備に対応した。

また、米国同時多発テロ（平成 13 年 9 月）及び米国等によるイラク攻撃の開始（平成 15 年 3 月 20 日）に伴う警備強化体制の継続、「ふげん」及び関西電力の使用済燃料輸送に係る警備等対応のほか、日本原子力協力協定に基づく 5 年に一度の米国核物質防護調査が行われ事業所窓口としての対応を実施した。

なお、今期の異常等の発生に伴う危機管理対応（事業所対策会議以上の設置）は、下記のとおりである。また、5 月 26 日 18:24 に発生した地震（水戸地区震度 4）に伴う事業所内各施設点検結果の情報を集約し、外部関係機関へ報告した。

(1) プルトニウム燃料第三開発室における火災（4 月 21 日）
(2) 環保センターM棟排気機械室における水漏れ（5 月 14 日）
(3) プルトニウム燃料第三開発室粉末調整室における作業員の汚染（5 月 26 日）

3.2 緊急時対応体制の整備

(1) 防災管理棟の整備

保安強化に基づき毎月の月例訓練（11 日)、定例の総合訓練を実施し、緊急時支援システム（AV システム、データベースシステム）の信頼性向上、運用効率化、迅速化に伴う以下のシステム整備及び、現場指揮所のインフラ基盤整備を実施した。

① 緊急時支援システムの整備（AV システム関連）

イ、東京事務所移転に伴う TV 会議システム設定変更

ロ、テロ対応として電話機（外線電話）に録音装置取付（所長指示）

ハ、通報連絡電話(2222)の拡声用スピーカー及び警告灯を設置
危機室居室と対応班居室にスピーカー拡声、仮眠室（2 箇所)、喫煙所に警告灯（回転灯と警報ブザー吹鳴）を設置した。

ニ、自家用発電機の月例点検（1 回/月）を実施

ホ、現場指揮所（8 箇所）の月例点検（1 回/月）を実施
特に TV 会議音声の調整及び、担当者への教育を実施。

ヘ、時系列映像自動収録システム運用開始
AV システム起動時に自動的に収録（映像・音声）を開始する。

② 緊急時支援システムの整備（データベース関連）

イ、事故支援システム既存データ（環境センター）の更新継続。

ロ、人事異動(4/1)に伴う通報連絡体制、連絡先等のデータ更新

③ Pu-3 工程設備解体室火災に伴う整備

4 月 21 日に発生した Pu-3 工程設備解体室火災の改善策の一環として、異常等が発生した場合に、所長等事業所幹部に迅速にその情報が伝わるよう、非常用電話（9999）の拡声用スピーカーを事務管理棟 2 階（所長室、所長代理室、開発調整室、第 2、3、4 会議室、廊下の 7 箇所）に増設した。

(2) 緊急時対応に係る保安教育・訓練の充実化

今期の「保安強化の日」に実施した月例訓練の実績は以下のとおりである。

4 月 24 日（木）通報連絡訓練

6 月 24 日（火）月例訓練（全停電対応訓練）建設工務管理部

3.3 危機管理教育及び訓練

(1) 危機管理教育

本社が企画・実施した平成15年度の階層別危機管理教育について、東海事業所の参加者のとりまとめを行った。

①管理監督職の危機管理教育（第1回）

・参加人数　：　69人

・実施時期　：　6月10日（13:15～16:15）

(2) 事業所防災訓練

今期は、事業所レベルの防災訓練はなかった。

3.4 警備及び入構管理

(1) 警備関係

東海事業所警備規則及び核物質防護規則に基づき、構内警備・事業所周辺の警備を実施するとともに出入管理業務を継続実施した。

今期においては4月と6月に関西電力及び「ふげん」の使用済燃料輸送があり対応した。

平成13年9月に米国で発生した同時多発テロ事件及び米国等によるイラク攻撃の開始（平成15年3月20日）を受けて実施している警備強化を継続した。

また、正門警備所更新工事の発注業務を行い、平成16年1月完成予定で6月25日から工事を開始した。

(2) 入構管理

正門警備所及び田向門警備所において外来者の入構管理を継続実施した。

また、所内の従業員及び長期出入業者に対して出入許可証（IDカード）及び車輌入構許可証を新規又は変更等の申請に基づいて発行するとともに、台帳管理を継続して実施した。

今期の各門における入構者数及び車輌台数を表3-4-1に、出入許可証及び車輌入講許可証の発行実績を表3-4-2示す。

表3-4-1　入構者及び入構車輌実績

種類	門	4月	5月	6月	15年度累計	月平均
入構者数（人）	正門警備所	5,823	5,695	5,750	17,268	5,756
	田向門警備所	4,781	5,759	7,489	18,029	6,009
	計	10,604	11,454	13,239	35,297	11,765
車輌台数（台）	正門警備所	4,613	4,624	4,551	13,788	4,596
	田向門警備所	3,269	4,683	4,497	12,449	4,149
	計	7,882	9,307	9,048	26,237	8,745

表 3-4-2　出入許可証及び車輌入構許可証発行実績

種　　類	4 月	5 月	6 月	15 年度累計
出入許可証	466	179	133	778
車輌入構許可証	343	96	69	508

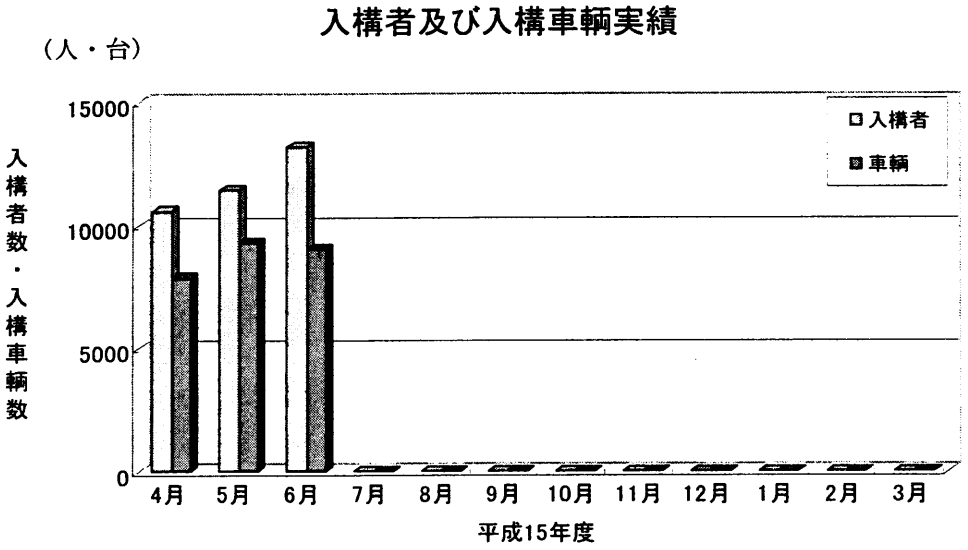

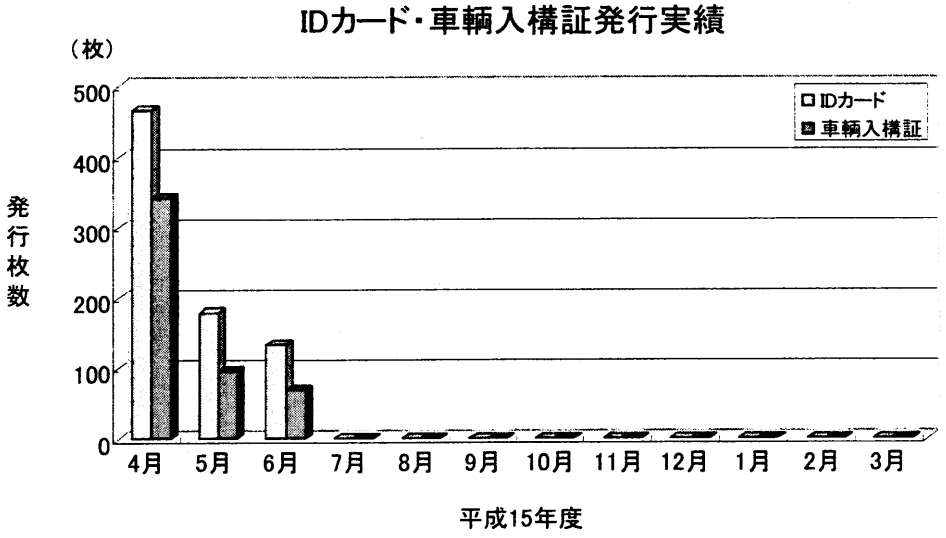

3.5 核物質防護管理・保障措置・輸送関連業務

(1) 核物質防護管理

特定核燃料物質の防護については、核物質防護規定に基づき 3 月期～5 月期における特定核燃料物質の在庫量、移動の状況、設備の点検保守、巡視の状況、不法行為の発生の状況について各部・センター分をとりまとめ、核物質防護管理者に報告した。

また、日米原子力協力協定に基づいて 5 年毎に米国政府が実施している調査が 5 月に行われ、事業所の窓口として対応した。

(2) 保障措置関連

核物質の未申告使用を防止するため、核物質を取扱わない施設も査察の対象となり、IAEA 保障措置協定の追加議定書が平成 11 年度に締結された。この追加議定書に基づき、東海事業所の全施設を対象とした補完的アクセスが実施されている。

今期は、補完的アクセスの実施はなかった。

3.6 その他

(1) 消防班活動

東海事業所の自衛消防班は、各部・センターからの選抜メンバーにより班長1名、副班長3名、班員21名の計25名で組織され、火災等の異常事態に備えて定期的な訓練を実施している。

今期は、定期訓練を実施したほか、月例訓練に参加協力した。

今期の消防班の活動実績を表3-6-1に示す。

表3-6-1 消防班の活動実績

実施日	活動内容	備　考
4月11日	座学	参加15名
4月25日	基本操作・座学	参加15名
5月 9日	座学・規律	参加14名
5月23日	現場視察	参加14名
6月13日	機器取扱い訓練	参加11名
6月 27日	基本操作	参加8名

(2) 防災管理棟見学者対応

防災管理棟の運用開始以来、見学者の来訪が相次いでおり、これらの見学者に対して、機能・システムの運用等の説明を行った。

見学者の対応実績を表3-6-2に示す。

表3-6-2 防災管理棟見学者対応実績

月	見学者数	累　計	備　考
4月	51人	2818人	H13.3.27運用からの累計
5月	1人	2819人	
6月	0人	2819人	

4. 品質保証関連業務

4.1 品質保証活動業務

(1) 平成15年度東海事業所品質保証活動計画の作成、品質方針の見直し等

東海事業所品質保証委員会において、平成14年度東海事業所品質保証活動実施結果の総括を行うとともに平成15年度品質保証活動基本方針・基本計画に基づき平成15年度東海事業所品質保証活動計画（案）を提案した。また、平成15年度の東海事業所品質保証活動品質方針の見直し結果について、承認された。

平成14年度定期自主品質監査の結果及びまとめも合わせて報告した。

なお、5月より品質保証委員会は出席率の向上のため毎月第4木曜日を定例化した委員会として開催することになった。

(2) 国際認証を中心とした体制の構築について

東海事業所においては、自主保安への取り組みの一環として、施設等品質保証計画書を大幅に見直すとともに、国際規格である品質（ISO9000）・労働安全衛生(OHSAS18001)・環境(ISO14001)などのマネジメントシステムを認証取得し活動を行ってきている。

しかしながら一方では、複数の国際規格の認証取得が進む中、品質保証活動に係る業務量の増大、複雑化、非効率性、経営管理サイクルとの運用のズレなどの問題が発生しており、品質保証システムの統合化による効率化、合理化が求められている。このような状況を踏まえ、これら活動の統合化等を図るとともに経営管理サイクルとの一体化運用を考慮し、分かりやすく効率的なシステムの構築に向けた検討を平成14年度より開始した。

この一環として、安全関係に関しOHSMS／EMS及び品質保証を中心とした体制に再構築するため、規則及び委員会の統廃合、責任、権限の明確化などについて検討した。検討内容は、第20回品質保証委員会において報告した。

(3) 平成15年度指導会/検討会について

平成14年度までの指導会についてのアンケート調査があり、その回答を運営委員会へ提出して確認後、本社へ報告した。この結果は平成16年度の指導会の運営に反映されることになっている。

東海事業所内の指導会については、再処理センターと支援部門の2チームにより推進活動を実施することになった。なお、テーマ選定、チーム編成等については、7月より行うことになった。

(4) 品質保証担当者調整会議

品質保証担当者調整会議は、各部・センターの品質保証業務の実務担当者をメンバーとして、平成13年9月に従来の品質保証連絡会に代わる

ものとして設置され、品質保証活動に関する運用上の問題点等の検討、品質保証実施結果案及び次年度品質保証推進活動計画の調整、本社からの連絡・トピックスの報告や所品質保証委員会への報告・審議事項等の調整等を行うこととして、必要のつど開催している。

今期における品質保証担当者調整会議の実績を表 4-1-1 に示す。

表 4-1-1　品質保証担当者調整会議

開催日	項　　目	備　　考
5 月 27 日	・平成 15 年度東海事業所業務品質保証活動方針について ・平成 15 年度業務品質保証活動計画について ・保安院が検討している民間規格及び保安規定への品質保証の導入に関する現状について	
6 月 23 日	・保安規定への品質保証の導入に伴う品質保証計画書の改訂方針について	

(5) ISO 実務教育、階層別教育

本社主催の ISO9001 リフレシュ研修（5 月 28 日）、ISO14001 内部監査員研修（6 月 26・27 日）及び主務Ｉクラスを対象とした階層別教育（6 月 5・6 日）が行われ、東海事業所内に周知するとともに、参加者のとりまとめを行った。

(6) ＱＡ通信の発行

品質保証委員会で承認された平成 14 年度東海事業所品質保証活動実績、平成 15 年度東海事業所品質保証活動計画及び東海事業所品質保証活動品質方針を所内従業員へ周知するため、5 月 19 日付けでＱＡ通信を発行した。

4.2 国際認証（OHSMS/EMS）活動業務

(1)「転倒災害が予測されるリスクの改善」の取り組み

平成15年度労働安全衛生目標として、安全管理方針から活動テーマとして取組むものである。取組み活動は4月から6月までの期間に、各部センターが保有している既存のワークシートについて、作業単位毎に「転倒」「転落」等転倒災害につながる危険原を視点に、リスクの再評価を行った。

(2) 平成14年度最終報告の取り纏め

平成14年度OHSMS/EMS目的及び目標の活動に関し、第1四半期から第4四半期の活動結果を各部センターから報告を受け、事業所として各項目毎に取りまとめ、第44回（4月25日）OHSMS/EMS委員会へ報告した。

(3) 内部監査要領書の改定

過去2年間の内部監査を基に、現状のOHSMS/EMS活動状況、2年後の更新審査等を勘案し、OHSMS/EMS内部監査の実効性向上、監査強化を目的に内部監査要領書の改定を行った。

主な改定事項は、内部監査組織の独立化、監査強化を図るために内部監査スタッフを設置、内部監査員の任命、解任及び任期を明文化、監査指摘事項の水平展開等である。改定に当たっては、第45回（6月3日）、46回（6月25日）OHSMS/EMS委員会で審議し了解された。今後は7月1日にOHSMS/EMS管理責任者の承認を受け、同日より運用開始する計画である。

(4) 労働安全衛生/環境マネジメントシステム基本規則の改定

国際基準認証取得推進グループが4月1日付けで保安管理部品質保証室に組織統合されたことに伴い、基本規則内の組織名称及びOHSMS/EMS事務局の組織名称変更が必要となった。このため、国際基準認証取得推進グループ及びOHSMS/EMS事務局を保安管理部品質保証室へと変更改定を行った。

変更に当たっては、第46回（6月25日）OHSMS/EMS委員会で審議し了解された。今後は、安全衛生/化学物質委員会（7月予定）へ報告し、OHSMS/EMS管理責任者の承認を受け、運用を開始する予定である。

(5) 平成15年度内部監査の実施に向けた取り組み

平成15年度のOHSMS/EMS方針、目的及び目標に基づき、各部センターにおける取り組み状況、維持、改善活動等が行われていることを確認するため、4月に策定した内部監査年間計画書の所長承認（5月27日）を受け、取り組みを開始した。

今年度の内部監査の重点は、法規制に係る申請漏れ防止対策、監視・測定・パフォーマンスに係る記録類確認、化学物質管理規則との監査統合による化学物質管理状況確認及び書類監査に加えOHSMS/EMS活動の現場確認を行うことで、OHSMS/EMSマネジメントシステムを総合的に監査することとした。

(6)「化学物質リスクアセスメントの試行」に向けた取り組み

平成15年度OHSMSの目標に掲げられた活動テーマである。活動の推進は、安全対策課が主体となって9月までに再処理、プル燃、環保の3センターを対象として代表1課室Grにおいて代表3物質の試行を行う。10月からは品質保証室が主体となり、事業所内の化学物質を所有する全課室Grを対象に代表3物質について試行を行う計画とし、安全対策課と連携して試行要領書の検討、試行実施計画の調整を行い、試行準備を進めた。

(7) 労働安全衛生/環境活動推進ニュースの発行

第25号を4月18日に発行し、労働安全衛生及び環境保全活動の啓蒙を図った。

(8)「環境・安全レポート2002」の作成

東海事業所の平成14年度(2002年)事業の展開において、労働安全衛生及び環境についての方針を掲げ、労働安全衛生及び環境マネジメントシステムに基づき、安全及び環境水準の向上に取組んできた。その結果を「安全衛生」及び「環境」について、「環境・安全レポート」として平成14年度の活動の概要と実績を取りまとめる作業を5月下旬から開始した。

(9) 教育・研修

① 階層別教育

4月1日付けの人事異動に伴う新任管理者及び東海事業所への転入管理者の中で、OHSMS/EMS階層別教育の未受講者を対象として、4月23、24日に教育を実施した。

② OHSMS/EMS内部監査員の養成教育

平成15年度OHSMS/EMS内部監査員養成教育計画に基づき、外部審査登録機関から講師を招聘し、事業所内管理者を対象に養成教育を実施した。

管理者を対象とした背景は、1月の定期審査の際に審査対象となった課室Grの管理者が、審査員からの質問に対する説明対応に格差が見られる等の指摘を受けたことによるものである。

4.3 事故・トラブル、良好事例等の水平展開

(1) 事故・トラブル等

サイクル機構内外の事故・トラブル事例等のうち、サイクル機構内に一度起こした事故と類似の事故を再度起こさないよう機構内各事業所に水平展開を図っており、保安管理部は東海事業所の窓口としてとりまとめを行っている

①所内水平展開の実施

今期実施した所内水平展開を表 4-3-1 に示す。

表 4-3-1　水平展開実施状況

番号	件　　名	水平展開事項
H15-1	Pu センター第三開発室における右手中指先端部の負傷に係る水平展開	①自動装置(各部署で抽出)に人が入る場合は，装置を停止することをマニュアルに記載すること。 ②可動部に触れるおそれのある箇所は、カバーによる養生又は危害防止に関する対策(パテライト及び音が発生する設備等のハード及びソフトの改善)がなされていること。 ③上記①、②の改善を行った場合は，従業員に教育・訓練をすること。
H15-2	【共同構内管理排水配管からの液漏れ（痕跡）に係る水平展開】 【M 棟排気機械室内における上水漏れに係る水平展開】	①管理排水（管理区域から流れでる処理した排水）配管について、老朽化に伴う腐食で液漏れがないことを確認し、巡視点検結果及び処置対応予定を含めて報告すること。なお、埋設配管等については図面で確認し、確認方法等の検討も含めて長期的に対応する必要がある場合は、各部署で計画的に対応することとし、本報告の対象外とする。 ②上水等の配管バルブ継ぎ手部について、腐食による管理区域内への水漏れがないか確認し、巡視点検結果及び処置対応予定を含めて報告すること。 ③上記（1)、(2）に関してハードまたはソフト面（日常点検用紙への点検箇所、点検内容の追加など）で改善を行った場合は、改善の主旨を含めて従業員への周知及び教育実施結果（訓練内容、実施日、教育訓練の人数等）を報告すること。

(2) 平成15年度社内水平展開の実施結果

①社内水平展開

・ 人形峠環境技術センター濃縮工学施設化学分析室における作業員負傷に係る水平展開（02-06）
本社業連　14（安）367　所内業連 15（保連）0015

(3) ＮＳネット良好事例

NSネットに関する良好事例は、平成12年度から関係機関の事業所において相互評価が実施され、その中から摘出されたものである。これらの良好事例を有効活用し、原子力の安全確保を目指すことを目的とし、東海事業所として良好事例の水平展開を実施している。今期は第30回の良好事例を展開した。実施結果を表4-3-2に示す。

表4-3-2　平成15年度　ＮＳネット良好事例の実施結果
（第1四半期）

回　数	被事業所名	実施日	良好事例（件数）	紹介・参考事例（件数）
第30回	三井造船㈱ 玉野事業所	2月18日～20日	14	2

4.4 安全性総点検処置状況

平成 14 年度における措置完了した案件、及び計画完了案件（12 年度以前に既に措置完了した案件のうち計画完了としているが未措置のもの）のうち実際の措置が完了した案件についての報告依頼（3 月 14 日）に対する各部・センターからの回答をとりまとめた。

平成 14 年度末現在における措置状況結果を表 4-4-1 に示す。

表 4-4-1　平成 14 年度安全性総点検処置状況

関係部署	全件数	処置完了件数(平成15年3月31日現在)	15年度以降対応件数	平成14年度措置状況				完了件数内訳	残案件数	処置率
				第1四半期完了件数	第2四半期完了件数	第3四半期完了件数	第4四半期完了件数	処置完了件数	計画完了件数	
東海事業所	1611	1602	9	0	1	1	5	7	9	99%
開発調整室	6	6	0	0	0	0	0	0	0	100%
保安・放安部（旧安全管理部）	104	104	0	0	1	0	0	1	0	100%
運営管理部	29	29	0	0	0	0	0	0	0	100%
建設工務管理部	110	110	0	0	0	0	0	0	0	100%
環境保全センター	470	470	0	0	0	0	0	0	0	100%
再処理センター	598	591	7	0	0	1	4	5	7	99%
プルセンター	290	288	2	0	0	0	1	1	2	99%

4.5 その他

保安規定への品質保証の取込みに係る対応として、現状における情報収集等を行い、品質保証委員会に以下の情報提供を行った。

① 保安院が検討している民間規格の進捗状況（6月5日）
② 保安規定への品質保証の導入に伴う品質保証計画書の改訂について（6月26日）

5. 各種委員会活動

5.1 安全衛生・化学物質委員会

安全衛生・化学物質委員会は、定例の委員会として毎月第 3 火曜日の開催を原則としており、今期においては定例の委員会が開催された。

今期における安全衛生・化学物質委員会の活動内容を、表 5-1-1 に示す。

表 5-1-1 安全衛生・化学物質委員会の活動内容

(1/3)

開催日	議題	審議結果
4 月 15 日 (火) 定例	〈確認事項〉 1. 平成 15 年 4 月 1 日付け安全衛生・化学物質委員会委員名簿の確認 2. 前回委員会議事概要(案)の確認	 了承 了承
	〈審議事項〉 1. 核燃料物質使用施設保安規定の変更 2. 第 2 ウラン系廃棄物貯蔵施設（第 2UWSF）運用に係わる核燃料物質使用施設保安規定等の改定	 審議終了 審議終了
	〈報告事項〉 1. 原子力エネルギー安全月間（安全強化月間）の取り組みについて 2. 電気保安委員会報告(4 月期) 3. 東海事業所安全専門委員会報告（3 月期） 4. 安全主任者会議報告(3・4 月期) 5. 衛生管理者会議報告(3・4 月期)	

(2/3)

開　催　日	議　　題	審議結果
5月20日 (火) 定例	〈確認事項〉 1.前回委員会議事概要(案)の確認	了承
	〈審議事項〉 1.放射線保安規則の改訂(線量率等の測定頻度及び管理区域等標識の見直し) 2.平成15年度安全週間(準備期間)の取り組みについて 3.平成15年度危険物安全週間行事の実施について	審議終了 審議終了 審議終了
	〈報告事項〉 1.平成14年度化学物質管理計画に基づく活動実績の報告 2.東海事業所における個人被ばく管理状況(平成14年度第4四半期) 3.東海事業所における個人被ばく管理状況(平成14年度) 4.電気保安委員会報告(5月期) 5.東海事業所安全専門委員会報告(4月期) 6.安全主任者会議活動報告(5月期) 7.衛生管理者会議報告(5月期)	
	〈その他〉 1.プルトニウム燃料第三開発室における火災について【情報提供】 2.図書研修合同棟南側共同溝給気塔付近における作業員の負傷について(安全ニュース)	

(3/3)

開　催　日	議　　題	審議結果
6月17日 (火) 定例	〈確認事項〉 1.前回委員会議事概要(案)の確認	了承
	〈審議事項〉 1.再処理施設保安規定の変更	審議終了
	〈報告事項〉 1.化学物質管理規則に基づく平成14年度化学物質の排出量等について 2.原子力エネルギー月間（事業所安全強化月間）の実施結果報告 3.電気保安委員会報告(5月期) 4.東海事業所安全専門委員会報告(4月期) 5.安全主任者会議活動報告(5月期) 6.衛生管理者会議報告(5月期) 7.図書研修合同棟南側共同溝給気塔付近における作業員の負傷について【軽微負傷報告】	
	【情報提供】 1.プルトニウム燃料第三開発室における火災について 2.安全ポスターの紹介 3.安全衛生・化学物質委員会による職場巡視について	

委員長（議長）：所長代理
委　員　：事業所が指名する者11名、事業所労働組合が推薦する者11名
事務局　：安全対策課

5.2 東海事業所安全専門委員会

東海事業所安全専門委員会は、主に原子炉等規制法に基づく許認可案件について安全性の観点から審議検討を行う委員会であり、毎月最終水曜日を定例として必要に応じて臨時委員会を開催している。今期における安全専門委員会の活動内容を表 5-2-1 に示す。

なお、安全審査に係る透明性の確保及び外部専門家による知見の反映を目的に、各センターを含む所内の安全専門委員会にサイクル機構外の委員を任命することとし、平成 13 年 1 月の定例委員会から外部委員を加え開催している。

表 5-2-1　東海事業所安全専門委員会の活動内容

開催日	議　　題	審議結果
4 月 25 日 (金) (4 月定例)	1. 放射線保安規則及び使用施設放射線管理基準の改正(線量率等の測定頻度の見直しなど) 2. 高レベル放射性物質研究施設（ＣＰＦ）における核燃料物質使用変更許可申請及び核燃料物質使用施設保安規定変更認可申請並びに核燃料物質使用施設放射線管理基準の変更 3. Ｂ棟における核燃料物質使用変更許可申請及び核燃料物質使用施設保安規定変更認可申請	審議終了 継続審議 審議終了
5 月 28 日 (水) (5 月定例)	1. 再処理施設保安規定の変更 2. 応用試験棟における核燃料物質使用変更許可申請 3. Ｊ棟における核燃料物質使用変更許可申請 4. 高レベル放射性物質研究施設（ＣＰＦ）における核燃料物質使用変更許可申請及び核燃料物質使用施設保安規定変更認可申請並びに核燃料物質使用施設放射線管理基準の変更	審議終了 審議終了 審議終了 継続審議
6 月 25 日 (水) (6 月定例)	1. 東海事業所安全専門委員会規則の変更 2. 東海事業所事故対策規則の変更 3. 核燃料物質使用施設放射線管理基準の改定 4. 再処理施設保安規定の変更	審議終了 継続審議 審議終了 審議終了

委員長　：核燃料取扱主任者

委　員　：RI 主任者、電気主任者、放射線安全部長、環境センター核取主務者、プルセンター核取主務者、運搬検討専門部会長、放射線安全部放射線管理第二課長、環境センター研究主幹、環境センター技術主幹、再処理センター技術部次長、再処理センター分析一課員、プルセンター技術主幹、 プルセンター検査課長代理、建設工務部管理グループ員

外部委員：4 名

事務局　：品質保証室

5.3 品質保証委員会

品質保証委員会は、業務品質保証活動の推進を目的として設置された委員会である。品質保証委員会は、5月より定例化（毎月第四木曜日）とすることになった。今期における品質保証委員会の活動内容を表5-3-1に示す。

表5-3-1 品質保証委員会の活動内容

開催日	議　　題	審議結果
4月16日 （第19回）	＜報告事項＞ 1.平成14年度定期自主品質監査結果について 2.平成14年度品質保証活動実績について	
	＜審議事項＞ 3.平成15年度品質保証活動計画について 4.平成15年度東海事業所業務品質保証活動品質方針について	審議終了 審議終了
6月5日 （第20回）	＜報告事項＞ 1.再ＵＣ内装設備工事の納期遅延に関する問題点と対策について 2.国際規格に適した委員会等の体制について 3.保安規定への品質保証の導入について	報告事項 報告事項 報告事項
6月26日 （第21回）	＜審議事項＞ 1.国際規格に適した委員会等の体制について	審議終了
	＜報告事項＞ 2.保安規定への品質保証の導入に係る方向性について	報告事項

委員長　：副所長（プルトニウム燃料センター長）
副委員長：所長代理
委　員　：副所長（環境センター長）、副所長（再処理センター長）、放射線安全部長、運営管理部長、建設工務管理部長、保安管理部長、開発調整室長、東海事業所技術主幹
事務局　：品質保証室

5.4 労働安全衛生マネジメントシステム（OHSMS）委員会及び環境マネジメントシステム（EMS）委員会

OHSMS 委員会は、東海事業所の労働安全衛生問題を検討・審議、EMS 委員会は、東海事業所の環境問題を総合的に捉えて検討審議することを目的に設置された委員会である。今期における OHSMS 委員会及び EMS 委員会の活動内容を表 5-4-1 に示す。

表 5-4-1　OHSMS 委員会及び EMS 委員会の活動内容

開催日	議　　題	審議結果
4 月 25 日 (第 44 回)	＜審議事項＞ 1. 平成 14 年度　東海事業所の目的・目標達成状況の最終報告について 2. 目標リスト及びプログラムの様式変更について	 審議終了 審議終了
6 月 3 日 (第 45 回)	＜審議事項＞ 1. 内部監査要領書の改定について 2. OHSMS/EMS 関連情報ホームページの改定について 3. 要領書の改定ルールについて	 審議終了 審議終了 審議終了
6 月 25 日 (第 46 回)	＜審議事項＞ 1. 労働安全衛生マネジメントシステム基本規則の改定について 2. 環境マネジメントシステム基本規則の改定について 3. 事故、事故誘因、不適合並びに是正及び措置要領書の改定について 4. 文書及び記録管理要領書の改定について 5. 内部監査要領書の改定について	 審議終了 審議終了 審議終了 審議終了 審議終了

委員長　：副所長（プルトニウム燃料センター長）
委員長代理：東海事業所技術主幹
委　員　：開発調整室代理、運営管理部技術主幹、安全研究 GL、保安管理部技術主幹、建設工務管理部次長、環境保全・研究開発センター品質保証 GL、再処理センター技術主幹、プルトニウム燃料センター品質保証 GL
事務局　：品質保証室

5.5 安全主任者会議

今期における安全主任者会議の活動内容を表 5-5-1 に示す。

表 5-5-1 安全主任者会議の活動内容

(1/2)

開催日	議題	審議結果等
4月7日 (定例)	〈検討事項〉 1. 平成15年度安全主任者会議活動計画について 2. 平成14年度安全主任者会議活動報告について 〈報告事項〉 1. 平成15年度事業所安全衛生計画書について 2. 平成14年度負傷報告の結果について(負傷報告一覧表) 3. 負傷再発防止対策実施報告について 4. 安全活動に関する情報 5. 各安全主任者からの保安管理状況の報告(トピックス)	 検討終了 検討終了
5月7日 (定例)	〈意見交換〉 1. プルトニウム燃料第三開発室の工程設備解体室の火災について(現場を確認して意見交換) 〈検討事項〉 1. 平成15年度全国安全週間・準備期間行事(案)について 2. 共通安全作業要領の見直しについて(検討案) 〈報告事項〉 1. 人形峠環境技術センター濃縮工学施設化学分析室における作業員負傷に係る水平展開(02－06)について 2. 安全活動に関する情報 3. 各安全主任者からの保安管理状況の報告(トピックス)	 検討終了 検討終了

(2/2)

開　催　日	議　　題	審議結果等
6月2日 (定例)	〈審議事項〉 1.共通安全作業要領「E－1 職場巡視要領」の改定 2.共通安全作業要領「E－2 新設施設及び新設・改造設備等の安全点検要領」の改定 3.負傷報告「図書研修合同棟共同溝給気塔付近における作業員の負傷」 〈報告事項〉 1.平成15年度安全週間(準備期間)行事について 2.Pu 第三開発室における火災に係る改善等の対応について 3.安全活動に関する情報 4.各安全主任者からの保安管理状況の報告(トピックス)等 〈その他〉 1.過塩素酸による化学反応の危険性(実験の見学)	 審議終了 審議終了 審議終了

議　長　：専任衛生管理者
委　員　：各部・センター安全主任者7名
事務局　：安全対策課

5.6 衛生管理者会議

今期における衛生管理者会議の活動内容を表 5-6-1 に示す。

表 5-6-1 衛生管理者会議の活動内容

開催日	議　　題	審議結果等
4 月 3 日 (定例)	〈確認事項〉 1. 前回議事録確認 〈審議事項〉 1. 平成 15 年度衛生管理者会議活動計画について 2. 平成 14 年度衛生管理者会議活動報告について 〈報告事項〉 1. 各センター・部衛生巡視結果の確認及び 2 月期作業環境測定結果の確認 2. 快適職場づくりの推進について 3. 衛生管理者会議による職場巡視結果	承認 審議終了 審議終了
5 月 9 日 (定例)	〈確認事項〉 1. 前回議事録確認 〈審議事項〉 1. 作業環境測定研修会について 〈報告事項〉 1. 各センター・部衛生巡視結果の確認及び 3 月期作業環境測定結果の確認 2. 快適職場づくりの推進について 〈その他〉 1. 作業環境測定結果の評価について	承認 審議終了
6 月 4 日 (定例)	〈確認事項〉 1. 前回議事録確認 〈報告事項〉 1. 各センター・部衛生巡視結果の確認及び 4 月期作業環境測定結果の確認 2. 有機溶剤・特定化学物質等取扱物質等の取扱従事者の調査結果について 3. 衛生管理者会議による衛生巡視結果 〈検討事項〉 1. 喫煙対策（分煙制度）の推進について（快適職場の推進）	承認

議　長　：専任衛生管理者
委　員　：産業医、各部センター衛生管理者 6 名
事務局　：安全対策課

5.7 防火管理委員会

防火対策委員会は事業所における防火管理の適正な運営を図るために設置された委員会である。

今期における防火対策委員会の活動内容を表 5-7-1 に示す。

表 5-7-1 防火対策委員会の活動内容

開 催 日	議 題	審議結果等
5 月 14 日	＜審議事項＞ 消防計画の見直しについて	継続審議
6 月 10 日	＜審議事項＞ 消防計画の見直しについて	審議終了

委員長 ： 東海事業所防火管理者（所長代理）
副委員長： 保安管理部長
委 員 ： 各部・センター各 1 名、消防班長
オブザーバー： 保安管理部次長、危機管理整備室技術主幹
事務局 ： 危機管理整備室

5.8 ダイオキシン類対策委員会

ダイオキシン類対策委員会は、労基署基発 401 号「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策について」に基づき、平成 13 年 10 月 1 日付けで設置された。安全対策課が事務局を担当し、6 ヶ月毎に 1 回の委員会開催を原則としている。

今期は、案件がなかったためダイオキシン類対策委員会は開催されなかった。

5.9 保安管理部品質保証推進委員会

今期における保安管理部品質保証推進委員会の活動内容を表 5-9-1 に示す。

表 5-9-1 保安管理部品質保証推進委員会の活動内容

開催日	議　　題	審議結果
6 月 4 日 (第 8 回)	＜報告事項＞ 1. 平成 15 年度保安部業務推進・品質改善目標リスト 2. 平成 15 年度 OHSMS/EMS の活動計画	 報告事項 報告事項
	＜審議事項＞ 3. 品質マネジメントシステムの構築 4. 品質保証計画書の下部文書作成計画	 審議終了 審議終了

委員長　：保安管理部次長
副委員長：保安管理部技術主幹
委　員　：安全対策課課長代理、安全対策課技術主幹、危機管理整備室技術主幹 2 名、品質保証室長、品質保証室室長代理、品質保証室技術主幹
事務局　：品質保証室

5.10 技術審議会

技術審議会は、保安管理部及び放射線安全部が所掌する施設の改造・使用変更及び規則・要領類の制改定等について、安全面等技術的観点からの審議検討を行う組織である。

今期は、案件がなかったため技術審議会は開催されなかった。

6. 規程類の整備

保安管理部が所管する各種規程・規則類について、必要に応じて改正を行った。今期は使用施設保安規定、放射線障害予防規定、放射線保安規則、共通安全作業基準の一部改正を行った。

6.1 使用施設保安規定

使用施設保安規定については、前期に変更認可された内容について、施行に係る手続きを行い、4月1日付で施行した。また、第2ウラン系廃棄物貯蔵施設の新規運用等に伴う変更認可申請を5月30日付で行い、6月25日付で認可された。変更内容を表6-1-1に示す。

表6-1-1 使用施設保安規定

規程類名称	整備内容	申請・制改定日等
核燃料物質使用施設保安規定	(1)1996年版ＩＡＥＡ輸送規則を取り入れた国内規則の改正に伴い、関連する条文及び表を変更する。 (2)高レベル放射性物質研究施設で発生した高レベル固体廃棄物を再処理センターへ搬出するため、関連する条文を変更する。 (3)環境保全・研究開発センター先進リサイクル研究開発部内の組織変更に伴い、関連する条文及び図を変更する。 (4)旧廃棄物屋外貯蔵ピットで発生した廃水の処理が終了したことに伴い、関連する条文を変更する。 (5)その他、所要の見直しを行う。	変更認可申請 2月28日 14 サイクル機構(安)052 認可 3月17日 15 機文科科第51号 施行 4月1日
核燃料物質使用施設保安規定	(1)第2ウラン系廃棄物貯蔵施設の新規運用に伴い、関連する条文、図及び表を変更する。 (2)プルトニウム燃料第一開発室セラミックス室（R-125）及びプルトニウム燃料第二開発室粉末調整室(A-103)にγ線用エリアモニタ及び中性子線用エリアモニタを新設したことに伴い、関連する表を変更する。 (3)プルトニウム燃料第二開発室湿式回収室(A-104)の湿式回収精製設備を撤去したことに伴い、関連する表を変更する。 (4)その他、所要の見直しを行う。	申請 5月30日 15 サイクル機構(安)010 認可 6月25日 15機文科科第8号

6.2 放射線障害予防規定

放射線障害予防規定については、環境保全・研究開発センター先進リサイクル研究開発部内の組織変更等に伴う変更等を行い4月1日付で施行し、4月23日付けで届出を行った。変更内容を表6-2-1に示す。

表6-2-1 放射線障害予防規定

規程類名称	整　備　内　容	申請・制改定日等
放射線障害予防規定	(1)1996年版ＩＡＥＡ輸送規則を取り入れた国内規則の改正に伴い、関連する条文及び表を変更する。 (2) 環境保全・研究開発センター先進リサイクル研究開発部内の組織変更に伴い、関連する条文及び図を変更する。	施行 4月1日 届出 4月23日 15サイクル機構 (安)0071

6.3 事業所規則類

放射線保安規則については、環境保全・研究開発センター先進リサイクル研究開発部内の組織変更等に伴う変更を行い4月1日付で施行した。

今期の改訂実績を表6-3-1に示す。

表6-3-1 事業所規則類の整備状況

規程類名称	整備内容	申請・制改定日等
放射線保安規則	(1)1996年版ＩＡＥＡ輸送規則を取り入れた国内規則の改正に伴い、関連する条文及び表を変更する。 (2)環境保全・研究開発センター先進リサイクル研究開発部内の組織変更に伴い、関連する条文及び図を変更する。 (3)旧廃棄物屋外貯蔵ピットで発生した廃水の処理が終了したことに伴い、関連する条文を変更する。 (4)その他、所要の見直しを行う。	施行 4月1日

6.4 共通安全作業基準

東海事業所共通安全作業基準については、随時見直し等を行い安全主任者会議において審議を経て制改訂を行っている。今期はPuセンターでの火災を教訓に火災防止を主とした改訂を実施した。

今期の改訂実績を表6-4-1に示す。

表6-4-1 共通安全作業基準

規程類名称	整備内容	制定・改定日、番号
共通安全作業要領E－1「職場巡視要領」	火災防止の観点から職場巡視の強化する視点から以下の内容を追記する。 ・ 点検項目に誘導灯・標識の追記及び喫煙場所の管理状況を追記うる。 ・ 作業状態のうち、火気及び電気の取扱、使用状況に火気発生防止対策等を追記 ・ 火災・爆発・破裂の防止対策の火気の項目に溶断・溶接にグラインダー等の火気使用作業を追記し、更に、イ)不燃材料による遮蔽、難燃性シートに点検が行われているか、ロ)作業中の監視と作業後の点検が行われているか、ハ)消火用具の備えがなされているかを追記する。 ・ 消火栓の点検項目に扉の前に物品が置かれ開閉障害となっていないかを追記する。	6月10日
共通安全作業要領E－2「新設施設及び新設・改造設備等の安全点検要領」	火災防止の観点から設備点検の強化する視点から以下の内容を追記する。 ・ 関係法令・規則等に消防計画（事業所規則）を追記する。 ・ 別添-1の作業環境に「火気使用への火災発生防止対策」を追記する。 ・ 別添-2の安全点検シートの作業環境に「火気使用場所に、火災防止対策措置が講じられているか」を追記する。	6月10日

7. 許認可申請

保安管理部が所掌する各種法令等に基づき，施設・設備の新設，増設，改造等の変更に伴う許認可に関し，東海事業所の窓口として監督官庁とのヒヤリング，所内事務手続き及び申請，届出に対応した。

今期における各種法令等に基づく許認可実績を以下に示す。

なお、平成 14 年度に実施された OHSMS/EMS「法令及びその他要求事項」に関する随時見直し等の結果、労働安全衛生法、水質汚濁防止法、振動規制法及び茨城県公害防止条例に基づく設置等の申請手続きが実施されていない設備等が所全体で 697 基あった。それらについては、それぞれの監督官庁に 5 月に申請を実施するとともに、再発防止対策を実施することした。

7.1 原子炉等規制法

今期における原子炉等規制法に係る許認可は核燃料物質使用変更許可申請の1件であり、その実績を表7-1-1に示す。

表7-1-1 原子炉等規制法に係る許認可実績

使用施設	許認可申請内容等	記事
プルトニウム燃料第一開発室	1) 廃棄施設の設備について ①プルトニウム廃棄物処理開発施設へ施設廃水を送水する系統を新設する。	申請 3月27日 14サイクル機構(東海)1293 許可 4月22日 14 諸文科科第6205号
M棟	1) 廃棄施設の位置，構造及び設備について ①ウラン廃棄物処理施設の第2ウラン系廃棄物貯蔵施設からの廃水受入れにあたり、配管の接続場所を廃水槽（屋外中間廃水ピット）躯体から，廃水槽へ至る既設配管へ変更する。	
プルトニウム燃料第三開発室	1) 使用の方法について ①ペレット製造工程に受け入れる酸化ウラン粉末に八酸化三ウランを追加する。	
プルトニウム廃棄物処理開発施設	1) 廃棄施設の設備について ①プルトニウム燃料第一開発室へ施設廃水を送水する系統を変更する。 また、処理水を海洋へ放出する系統を新設する。	

7.2 放射線障害防止法

今期における放射線障害防止法に係る許認可は 3 件であり、その実績を表 7-2-1 に示す。

表 7-2-1 放射線障害防止法に係る許認可実績

使用施設	許認可申請項目	記　事
応用試験棟	施設検査申請 ①実習室 2 の分割に伴う変更	申請 4 月 15 日 15 ｻｲｸﾙ機構（東海） 0042
高レベル放射性物質研究施設	施設検査申請 ①保管廃棄容器の変更 ②貯蔵容器数の変更	申請 2 月 21 日 14 ｻｲｸﾙ機構（東海） 1169 合格証 5 月 2 日 放検発 15 合第 27 号
東海事業所	平成 14 年度　放射線管理状況報告書	報告 6 月 20 日 15 ｻｲｸﾙ機構（東海） 0259

7.3 労働安全衛生法

今期における労働安全衛生法に係る許認可は 8 件であり、その実績を表 7-3-1 に示す。

表 7-3-1 労働安全衛生法に係る許認可実績

件　　名	内　　容	該当施設	日　付
第一種圧力容器休止報告書	液体加熱器（検査証 No.4218）を平成 12 年 6 月 1 日から休止してきたが、今後も使用予定がないため休止期間を延長する。（休止期間：平成 15 年 6 月 1 日～平成 16 年 5 月 31 日）	ガラス固化技術開発施設	5 月 9 日
機械等設置届	軽油を貯蔵するタンク（化学設備）を設置する	再処理施設ユーティリティ施設	5 月 9 日
	オクチル酸カルシウムを貯蔵する貯槽（化学設備）を設置する。	再処理センター焼却施設	
	排水処理設備（硝酸）を設置する。	工学試験棟	
	硫酸を貯蔵するタンク（特定化学設備）を設置する。	プルトニウム廃棄物処理開発施設	
	軌道装置（25 基）を設置する。	プルトニウム燃料センター	
機械等設置届	特定化学設備（硝酸等）を設置する。	低放射性廃棄物処理技術開発施設	5 月 30 日
第一種圧力容器休止報告書	反応器を利用する部材の試験を停止するため、反応器 3 台（検査証 No.1858、1859、1860）を休止する。（休止期間：平成 15 年 6 月 6 日～平成 16 年 6 月 5 日）	玉造部材検査所	6 月 3 日

7.4 消防法

今期における消防法に係る許認可は、消防設備関係 8 件及び危険物施設関係 3 件であり、その実績を表 7-4-1 に示す。

表 7-4-1 消防法に係る許認可実績

	件　名	内　容	該当施設	日　付
消防設備関係	防火管理者選任（解任）届出書	防火管理者の変更	東海事業所	4 月 1 日
		防火管理者の選任	ﾃｸﾉ交流館ﾘｺｯﾃｨ	4 月 28 日
	消防用設備等設置届出書	自動火災報知設備	体育館	5 月 6 日
			ｶﾞﾗｽ固化技術開発施設	5 月 6 日
	消防計画作成届出書	消防計画の作成	ﾃｸﾉ交流館ﾘｺｯﾃｨ	4 月 28 日
		消防計画の変更	玉造部材検査所	6 月 5 日
	不動産り災申告書	火災の被害報告	ﾌﾟﾙﾄﾆｳﾑ燃料第 3 開発室	5 月 8 日
	核燃料物質、放射性同位元素等運搬届出書	使用済燃料の輸送	再処理ｾﾝﾀｰ	6 月 29 日
危険物施設関係	危険物保安監督者選任・解任届出書	平成 14 年 4 月 1 日付け人事異動に伴う危険物保安監督者の変更	再処理センターの所掌する危険物施設	4 月 25 日
	危険物取扱所変更許可及び仮使用承認申請書	分離精製工場パネルハウス内に警報設備を新規設置する。	分離精製工場・除染場	6 月 16 日
	危険物貯蔵所品名、数量又は指定数量の倍数変更届出書	指定数量の倍数を変更するとともに、貯蔵する品名を追加する。	再処理施設　分析試薬貯蔵庫	6 月 18 日

7.5 高圧ガス保安法

今期における高圧ガス保安法に係る許認可は 9 件であり、その実績を表 7-5-1 に示す。

表 7-5-1 高圧ガス保安法に係る許認可実績

件　名	内　容	該当施設	日　付
高圧ガス製造保安統括者代理者届書	高圧ガス製造保安統括者代理者を職務分担の変更に伴い、平成 14 年 4 月 1 日付けで変更する。	東海事業所	4 月 24 日
冷凍作業責任者届書	冷凍作業責任者を職務分担の変更に伴い、平成 14 年 4 月 1 日付けで変更する。	A 棟	4 月 24 日
	冷凍作業責任者を職務分担の変更に伴い、平成 14 年 4 月 1 日付けで変更する。	高レベル放射性物質研究施設	
	冷凍作業責任者を職務分担の変更に伴い、平成 14 年 4 月 1 日付けで変更する。	L 棟ターボ	
冷凍作業責任者代理者届書	冷凍作業責任者代理を職務分担の変更に伴い、平成 15 年 4 月 1 日付けで変更する。	L 棟ターボ	4 月 24 日
	冷凍作業責任者代理を職務分担の変更に伴い、平成 15 年 4 月 1 日付けで変更する。	プルトニウム燃料附属機械室	
高圧ガス製造施設休止届書	使用予定がないため休止期間を延長する。(休止期間:平成 15 年 6 月 1 日～平成 18 年 5 月 31 日)	地層処分基盤研究施設（水素ガス製造設備）	5 月 28 日
高圧ガス製造施設軽微変更届出	処理能力の変更をする。	クリプトン回収技術開発施設 Kr、Xe ガス製造施設、液体窒素供給設備)	6 月 20 日
保安検査申請書	高圧ガス保安法第 35 条に基づく保安検査を受検する。	一般高圧ガス製造施設 5 施設	6 月 20 日

7.6 環境法令

今期における環境関係法令に係る許認可は6件であり、その実績を表7-6-1に示す。

表7-6-1 環境法令に係る許認可実績

件　名	内　容	該当施設	日　付
特定施設の種類及び能力ごとの数変更届出書（振動規制法）	空気圧縮機、液圧プレス等特定施設の設置（31基）、変更（6基）及び廃止（40基）を行う。	東海事業所	5月12日
特定施設設置届出書（水質汚濁防止法）	洗浄施設（流し、フード等）の設置（236基）を行う。	東海事業所	5月12日
特定施設設置届出書（水質汚濁防止法）	洗浄施設（流し、自動現像機）の設置（2基）を行う。	玉造部材検査所	5月12日
特定施設廃止届出書（水質汚濁防止法）	洗浄施設（流し、フード等）の廃止（151基）を行う。	東海事業所	5月12日
許可工場変更許可申請書（茨城県公害防止条例）	許可工場として、水質、振動及び騒音に係る特定施設の設置、変更及び廃止を行う。	東海事業所	5月12日
第一種指定化学物質の排出量及び移動量の届出書（PRTR法）	平成14年度における東海事業所の第一種指定化学物質の排出量及び移動量について届け出る。	東海事業所	6月26日

8. 保安検査、立入調査等

8.1 保安検査官対応

平成13年1月6日付けの省庁再編に伴い東海事業所の使用施設は文部科学省、再処理施設は、経済産業省の原子力保安検査官（以下「保安検査官」と略）によって監督されることになり、保安検査官は日常それぞれ村内に設置した事務所（文部科学省：原子力安全管理事務所、経済産業省：東海・大洗原子力保安検査官事務所）及び東海事業所内に常駐している。保安検査官対応班（以下「対応班」と略）は、保安検査官の主たる業務である原子力施設の現場での運転管理監督や施設における保安規定の遵守状況の検査などの東海事業所の窓口として下記の対応を行った。文部科学省及び経済産業省の保安検査官体制を表8-1-1に示す。また、保安検査官への対応項目及び対応方法について対応班が保安検査官及び所内各部・センターと調整して作成した。実際に行った対応項目及び対応方法一覧を表8-1-2に示す。そのうち、主な項目について概要を以下に示す。

(1) 文部科学省保安検査官関連

① 施設巡視（週4回）

核燃料物質使用施設である環境保全・研究開発センター及びプルトニウム燃料センターのそれぞれの施設について、保安検査官と現場との調整を図り毎月の巡視計画を作成した。これに基づき保安検査官が定常的、計画的に施設の巡視を行った。巡視の際、保安検査官が施設側に対して指摘事項があった場合は現場側の対応を対応班がフォローして、保安検査官に対して指摘に対する措置、対応を報告した。

今期は、使用施設について計50回（環境保全・研究開発センター：25回、プルトニウム燃料センター：25回）巡視が行われた。その巡視実績を表8-1-3に示す。

② 放射線作業管理（発生の都度）

使用施設で実施される非定常放射線作業について、現場でそれら作業が生じた場合、保安検査官に対して対応班がその作業の概要を説明すると共に計画書を提出した。保安検査官が詳細説明を要望した場合は現場側が放射線作業書に基づき説明を実施した。また、計画された特殊放射線作業が終了した場合、その旨をその都度、保安検査官に報告した。今期の使用施設における特殊放射線作業の開始計画件数は、環境保全・研究開発センターがA1作業：16件，S2作業：5件、プルトニウム燃料センターがS2作業：2件であり，合計23件であった。

③ 定例報告

以下の項目を定例として文部科学省保安検査官に報告しており、それらの対応を下記に示す。

(a) 許認可週報（毎週）

毎週始めに保安管理部品質保証室が作成した使用施設に関する許認可の状況について提出し、説明した。

(b) 自主点検・教育訓練計画（毎月）

使用施設の保安規定に定められた自主点検計画及び教育訓練計画表を各センターで毎月作成し、月始めに対応班がとりまとめ保安検査官へ提出した。なお、年度始めには各センター毎に年間の自主点検・教育訓練計画表を作成し、対応班がとりまとめ保安検査官へ概要を説明し提出した。

(c) 運転計画（毎月）

各使用施設の運転計画を毎月始めに各センター毎に作成し、それを対応班がとりまとめ保安検査官へ提出した。なお、年度始めには各センター毎に年間の運転計画を作成し、対応班がとりまとめ保安検査官へ概要を説明し提出した。

(2) 経済産業省保安検査官関連

① 施設巡視（毎日）

保安検査官による再処理施設の巡視は定常的に実施された。

対応班は保安検査官と再処理センター側の担当と毎朝、巡視施設及び巡視時間について調整を行い巡視が行われた。

② 放射線作業管理（発生の都度）

再処理施設で実施される非定常放射線作業について、現場でそれら作業が生じた場合、保安検査官に対して対応班が概要を説明すると共に計画書を提出した。保安検査官が詳細説明を要望した場合は現場側が放射線作業書に基づき説明を実施した。また、計画された特殊放射線作業が終了した場合、その旨をその都度、保安検査官に報告した。今期の再処理施設における特殊放射線作業の開始計画件数は、S2 作業：34 件及び A1 作業：13 件であり，合計 47 件であった。

③ 再処理施設関連ヒヤリング（毎日）

再処理センターの各施設について主として保安規定遵守状況の確認の観点から保安検査官による各課室ごとのヒヤリングが再処理施設内で定常的に実施された。この定常的なヒヤリングは、再処理側が保安検査官の了解のもとに毎月作成した月間予定表に基づき実施された。その定常的に実施した実施日等の記録を表 8-1-4 に示す。

④ 定例報告

以下の項目を定例として経済産業省保安検査官に報告しており、それらの対応を行った。

(a) 再処理運転記録及び日誌（毎日）

毎朝、再処理管理課から送信される FAX に基づき対応班が概要を説明し提出した。

(b) 再処理放管記録（毎日）

再処理施設のスタックからの放出されたクリプトン、ヨウ素等の排気中放射性物質の日々の放出について、対応班が立ち会いのもと放射線管理第二課が毎日報告し資料を提出した。

(c) 許認可週報（毎週）

毎週始めに再処理品質保証室が作成した再処理施設に関する許可の

状況について提出し、説明した。

(d) 再処理週報（毎週）

再処理施設で行われている主な作業の計画と実績を示したもので再処理品質保証室が作成し、毎週提出した。

(e) 自主点検・教育訓練計画（毎月）

再処理施設の保安規定に定められた自主点検計画及び教育訓練計画表を再処理センターで毎月作成し、月始めに対応班がとりまとめ保安検査官へ提出した。なお、年度始めには再処理センターが年間の自主点検・教育訓練計画表を作成し、対応班が保安検査官へ提出している。

(3) 共通事項

① 異常事象発生対応（発生の都度）

所内で発生した異常事象は使用施設に関することは文部科学省保安検査官へ、再処理施設に関する事は経済産業省の保安検査官へ対応班がその概要を迅速に報告すると共に、必要に応じて保安検査官への現場部署による説明の場を設け実施した。

対応班が今期に取り扱った異常事象は計 33 件であった。そのリストを表 8-1-5 に示す。

② 保安検査官と核燃料取扱主任者、主務者との定例連絡会議

文部科学省及び経済産業省の保安検査官と所内の核燃料取扱主任者及び核燃料取扱主務者（以下「核取」と略）との情報交換の場として連絡会議を経済産業省保安検査官とは原則として毎月 2 回定期的に開催している。今期は経済産業省保安検査官とは 4 月 8 日、4 月 22 日、5 月 13 日に計 3 回開催し、各施設の運転、稼動等の状況を各核取が保安検査官へ説明するとともに、保安検査官と核取との情報交換を行った。

③ 東海事業所運転状況表（毎週）

使用施設、再処理施設各施設の一週間単位の運転実績及び次週の運転予定を記載した東海事業所運転状況表を基に、毎週末に対応班が所内施設の運転状況について今週の実績と来週の予定を提出し、説明した。

④ 運転管理日報（毎日）

所内 LAN を使った環境保全・開発センター、プルトニウム燃料センター、再処理センターとのネットワークにより各センターの施設の毎日の運転状況を取り込み保安検査官がパソコンでその状況を把握できるように、各センターの入力状況の確認を実施した。

⑤ 保安検査（四半期毎）

文部科学省、経済産業省それぞれが四半期ごとに本庁の保安検査官も含めた複数体制で保安検査を実施した。受検する現場側は再処理施設側も使用施設側もそれぞれの受検体制を作り対応した。今期は文部科学省保安検査官が使用施設を対象に 4 月 22 日から 4 月 24 日に，経済産業省保安検査官は再処理施設を対象に 5 月 26 日から 6 月 13 日の期間にわたり実施した。対応班は保安検査を円滑に進めるため本庁も含めた保安検査官と現場側体制との窓口業務を行い、保安検査の進行を支援した。

表 8-1-1　原子力保安検査官体制

平成 15 年 4 月 1 日現在

所　管　省　庁	役 職 等	人　数
文部科学省 茨城原子力安全管理事務所	所　長	1 名
	副所長 保安検査官	1 名
	保安検査官	3 名
	技術参与 (運転管理専門官)	1 名
経済産業省 原子力安全・保安院 東海・大洗原子力保安検査官事務所	所　長 統括保安検査官	1 名
	副所長 防災専門官	1 名
	保安検査官	4 名

表 8-1-2　保安検査官業務等対応項目/方法一覧表

H15.4.1 現在
(1/2)

No.	項　目	対応方法	担当部署		備　考	担当保安検査官所掌
			再処理施設	使用施設		
1	再処理放管記録	放二課→保安検査官（毎日）	放安）放二課	－	スタックからの放出	経産省
2	再処理運転記録	毎朝、対応班へFAX→対応班→保安検査官（毎日）	再）管理課	－	日誌	経産省
3	許認可週報	対応班へ提出(E-メール)→対応班→保安検査官(月曜日)	保安）品証室			文科省 経産省
4	再処理週報	対応班へ提出(E-メール)→対応班→保安検査官(月曜日)	再）品証室	－	主な作業と実績	経産省
5	事業所運転管理日報	毎日、各センターが実績を16:00までに入力（毎日） 対応班(パソコンから印刷）→保安検査官	再）管理課	Pu）管理課 環セ）品質保証Gr	毎日の実績、LANで保安検査官 確認	文科省及び経産省
6	運転管理状況表	安対課とりまとめ、対応班(パソコンから印刷）→保安検査官（金曜日）	保安）安対課管理チーム 対応班が出力		所内の運転状況 次週、次々週予定	文科省及び経産省
7	保全伝票（写し）	発生の都度、対応班へ提出→対応班→保安検査官	再）保全課		発生の都度	経産省
8	海洋放出承認書（写し）	発生の都度、対応班へ提出(FAX)→対応班→保安検査官	再）処理一課	－	発生の都度	経産省
9	S2特作計画	作業件名等のリスト及び計画書の表紙と様式1の写しを事前提出。必要に応じて、作業内容の把握が主目的のヒヤ（保安検査官が件名指定)。	計画起案課室	計画起案課室		文科省 経産省
10	A1特作計画	同上	計画起案課室	計画起案課室		所掌保安検査官
11	G作業（写し）	G1 作業の表紙と概要を対応班へ提出→対応班確認→保安検査官	－	計画起案課室	使用施設	文科省
12	停電等電気関連作業	作業件名入り工程表事前提出。必要に応じてヒヤ（保安検査官が指定)	建工）工務課等			所掌保安検査官

(2/2)

No.	項　目	対応方法	担当部署		備　考	担当保安検査官所掌
			再処理施設	使用施設		
13	核取との定例会議	再処理施設関連：毎月第2・4火曜日の午後 使用施設関連：不定期	核取主任者、各センター核取主務者		第1回目 ：H12.9.26	経産省 文科省
14	異常事象連絡	対応班へ直ちに連絡→対応班メモ作成→保安検査官。その後、必要に応じて保安検査官によるヒヤリング	異常事象発生元課室		発生の都度	所掌保安検査官
15	その他相談事等	件名等のリストを対応班へ事前提出→保安検査官。必要に応じてヒヤ（保安検査官が指定）	相談事等担当課室			担当保安検査官
16	保守点検・教育訓練計画表 （年間）及び（毎月）	年間計画および毎月の計画表を対応班に提出。対応班取りまとめ →保安検査官	再）管理課	環セ）品質保証Gr Pu）保安推進Gr	月間計画表は月末に翌月分を提出	文科省及び経産省
			放安部、建工部			
17	運転計画表 （年間）及び（毎月）	年間計画および毎月の計画表を対応班に提出。対応班取りまとめ →保安検査官	再）管理課	Pu）管理課 環セ）品質保証Gr	月間計画表は月末に翌月分を提出	文科省及び経産省
18	サイクル週報	地域交流課が対応班に提出（金曜日）	地域交流課			文科省及び経産省
19	休日体制表	総務課が対応班に提出→保安検査官（金曜日）	総務課			
20	見学予定一覧表	総務課が対応班に提出→保安検査官（月曜日）	総務課			

表8-1-3　文部科学省　原子力安全管理事務所による使用施設巡視実績（1）
（平成15年4月期）

月 日	開始時刻	担当部署	巡視施設	備考
4月1日（火）	10:00	環境センター	高レベル放射性物質研究施設（ＣＰＦ）	
	13:30	Puセンター	ウラン貯蔵庫	
4月3日（木）	10:00	環境センター	焼却施設	
	13:30	Puセンター	プルトニウム廃棄物貯蔵施設（PWSF/第2PWSF）	
4月8日（火）	10:00	環境センター	Ｍ棟	
	13:30	Puセンター	プルトニウム廃棄物処理開発施設(PWTF)	
4月10日（木）	10:00	環境センター	応用試験棟	
	13:30	Puセンター	プルトニウム燃料第三開発室	
4月15日（火）	10:00	環境センター	高レベル放射性物質研究施設（ＣＰＦ）	
	13:30	Puセンター	プルトニウム燃料第一開発室	
4月17日（木）	10:00	環境センター	Ｌ棟，Ｇ棟，Ｇ棟付属試験室	
	13:30	Puセンター	プルトニウム燃料第二開発室	
4月22日（火）	10:00	環境センター	Ａ棟，Ｂ棟	
	13:30	Puセンター	プルトニウム燃料第三開発室	
4月24日（木）	10:00	環境センター	ウラン系廃棄物貯蔵施設、第1～6廃棄物倉庫、洗濯場、ウラン系廃棄物倉庫，中央廃水処理場	
	13:30	Puセンター	プルトニウム廃棄物処理開発施設(PWTF)	

表8-1-3　文部科学省　原子力安全管理事務所による使用施設巡視実績（2）
（平成15年5月期）

月　日	開始時刻	担当部署	巡視施設	備考
5月1日（木）	10:00	環境センター	J棟，東海事業所第２ウラン貯蔵庫，廃水処理室，廃油保　管庫	
	13:30	Puセンター	プルトニウム燃料第三開発室	
5月6日（火）	10:00	環境センター	高レベル放射性物質研究施設（ＣＰＦ）	
	13:30	Puセンター	燃料製造機器試験室、ウラン貯蔵庫	
5月8日（木）	10:00	環境センター	焼却施設	
	13:30	Puセンター	プルトニウム廃棄物処理開発施設（PWTF）	
5月13日（火）	10:00	環境センター	Ｍ棟	
	13:30	Puセンター	プルトニウム燃料第一開発室	
5月15日（木）	10:00	環境センター	応用試験棟	
	13:30	Puセンター	プルトニウム燃料第三開発室	
5月20日（火）	10:00	環境センター	高レベル放射性物質研究施設（ＣＰＦ）	
	13:30	Puセンター	プルトニウム燃料第二開発室	
5月22日（木）	10:00	環境センター	ウラン系廃棄物貯蔵施設、第1～6廃棄物倉庫、洗濯場、ウラン系廃棄物倉庫，中央廃水処理場	
	13:30	Puセンター	プルトニウム廃棄物貯蔵施設（PWSF/第二PWSF）	
5月27日（火）	10:00	環境センター	Ｌ棟，Ｇ棟，Ｇ棟付属試験室	
	13:30	Puセンター	プルトニウム燃料第三開発室	
5月29日（木）	10:00	環境センター	高レベル放射性物質研究施設（ＣＰＦ）	
	13:30	Puセンター	プルトニウム燃料第一開発室	

表8-1-3　文部科学省　原子力安全管理事務所による使用施設巡視実績（3）
（平成15年6月期）

月 日	開始時刻	担当部署	巡視施設	備考
6月3日（火）	10:00	環境センター	焼却施設	
	13:30	Puセンター	プルトニウム廃棄物処理開発施設（PWTF）	
6月5日（木）	10:00	環境センター	M棟	
	13:30	Puセンター	プルトニウム廃棄物貯蔵施設（PWSF/第二PWSF）	
6月10日（火）	10:00	環境センター	応用試験棟	
	13:30	Puセンター	プルトニウム燃料第三開発室	
6月12日（木）	10:00	環境センター	高レベル放射性物質研究施設（ＣＰＦ）	
	13:30	Puセンター	プルトニウム燃料第二開発室	
6月17日（火）	10:00	環境センター	Ａ棟，Ｂ棟	
	13:30	Puセンター	プルトニウム燃料第一開発室	
6月19日（木）	10:00	環境センター	ウラン系廃棄物貯蔵施設、第1～6廃棄物倉庫、洗濯場、ウラン系廃棄物倉庫，中央廃水処理場	
	13:30	Puセンター	プルトニウム燃料第三開発室	
6月24日（火）	10:00	環境センター	高レベル放射性物質研究施設（ＣＰＦ）	
	13:30	Puセンター	プルトニウム燃料第二開発室	
6月26日（木）	10:00	環境センター	J棟，廃水処理室，廃油保管庫	
	13:30	Puセンター	プルトニウム廃棄物処理開発施設（PWTF）	

表 8-1-4　再処理　保安検査官対応記録
（平成 15 年 4～6 月）

(1/3)

月/日	課室名	指摘・意見等	備考
4/2	環境管理課	特に指摘事項はなし	
4/3	処理第一課	特に指摘事項はなし	
4/4	化学処理第三課	特に指摘事項はなし	
4/4	処理第二課	特に指摘事項はなし	
4/7	処理第三課	・ 教育については項目だけでなく、教育した具体的内容が分かるように記載すること。 ・ 教育は計画的に実施すること。	
4/9	施設保全第一課	特に指摘事項はなし	
4/11	施設保全第二課	特に指摘事項はなし	
4/14	分析第一課	特に指摘事項はなし	
4/15	分析第二課	特に指摘事項はなし	
4/16	放射線管理第二課	特に指摘事項はなし	
4/18	化学処理第三課	特に指摘事項はなし	
4/23	前処理課	特に指摘事項はなし	
4/24	施設保全第一課	4/24 セル換気系排風機 207K18 が 207K20 に自動的に切り替わった事象について説明した。追加説明等を求められ提出と説明を行うこととした。 ・ 負圧警報の測定個所が分かる資料として CFD を参照できるようにする。 ・ 放管モニタデータの提出。 ・ モータ交換のスケジュール。 ・ 今までの絶縁測定データと今回の兆候を示すものがあるか。 ・ 他の重要系のブロアモータの点検。	
4/25	化学処理第一課	特に指摘事項はなし	
4/28	化学処理第二課	特に指摘事項はなし	
4/30	化学処理第三課	特に指摘事項はなし	
5/1	転換技術課	特に指摘事項はなし	
5/6	処理第一課	特に指摘事項はなし	

(2/3)

月/日	課室名	指摘,意見等	備　考
5/7	処理第二課	施設定期自主検査記録の様式に誤記があるので、訂正しておくこと。その旨を核取主任者、核取主務者に説明しておくこと。	
5/12	施設保全第一課	事象報告について、原因、対策、類似個所、受け入れ・送り側の連絡、教育（弁の構造、防護柵）部屋の管理方法等の質問があり5/14に回答することとした。	
5/14	施設保全第二課	特に指摘事項はなし	
5/15	分析第二課	特に指摘事項はなし	
5/19	化学処理第三課	特に指摘事項はなし	
5/19	分析第一課	特に指摘事項はなし	
5/21	施設保全一課	特に指摘事項はなし	
5/21	放射線管理第二課	特に指摘事項はなし	
5/22	前処理課	特に指摘事項はなし	
5/23	化学処理第一課	特に指摘事項はなし	
6/2	化学処理第二課	6/1 プルトニウム流出液受槽セルの漏洩検知装置作動について説明した。特にコメントはなし	
6/4	化学処理第三課	6/3 高放射性廃液貯蔵場の高放射性廃液セル漏洩検知機の誤作動した事象を説明した。特にコメントはなし	
6/5	処理第二課	6/4 グローボックスアクリル板更新作業中に発生した作業員の体調不良について説明した。特にコメントはなし	
6/16	化学処理第二課	特に指摘事項はなし	
6/17	化学処理第三課	操作・保守記録において、運転停止中の負圧、温度等が通常値との比較において外れていることから誤解を招くとの指摘をうけた。このため、新たに通常値（今後は管理値）に注記を加え対処することで了解された。	
6/18	転換技術課	特に指摘事項はなし	
6/20	環境管理課	特に指摘事項はなし	
6/23	処理第一課	特に指摘事項はなし	
6/25	処理第二課	特に指摘事項はなし	

(3/3)

月/日	課室名	指摘,意見等	備　考
6/27	施設保全一課	現場確認において指摘を受けた ・予備として停止中のフィルタには(予備)表示をすること ・E 施設 A-4 に使用済みフィルタが、C 施設 G303 にバケツ、番線等が置いてあるが置き場表示がない ・ST、G316 蒸気コイル漏れ表示について、いつ伝票作成し、いつ処置予定か？確認しておくこと ・AAF,A102 しゃへい体つい立に線量表示用のホアイトボード（手配中）はいつ設置予定か確認しておくこと	
6 /30	施設保全第二課	特に指摘事項はなし	

表8-1-5　異常事象メモ（平成15年4月1日～15年6月30日）

No.	件　名	発生／発見日時		発生場所	施設区分	概　　要　　等	報告日	備　考
1	Pu-3　における物品からの軽微な汚染の検出	H15.4.10（木）	13:40頃 Pu確認	Puセンター 第三開発室1階 ATR側廊下	使用	Pu-3　地下1階　西側廊下に一時保管中の物品（モータ、電気炉の部品等）を管理区域外の倉庫へ移動するため、1階の廊下（ATR棟との間の廊下）に台車を使用して移動し、自主サーベイを実施した。この自主サーベイにおいて、コの字型に切り抜かれた鉄板より有意値（約2000dpm）を検出した（13時40分頃　Pu確認）。なお　当該汚染は固着汚染であることを確認した。当該作業は、協力会社員6名で実施、半面マスクは着用していなかったため,念のため鼻スミヤ測定を実施したところ、異常はなかった。物品の移動に用いた台車及び移動経路のスミヤ測定の結果、異常はなかった。また　地下1階西側廊下一時保管場所近傍の空気試料の測定を実施したところ、異常はなかった。さらに、当該物品と共に移動させたその他の部品のダイレクト及びスミヤ測定の結果、異常はなかった。	4/10（木）	
2	Pu-2　湿式回収室におけるグローブ交換後の汚染検出	H15.4.17（木）	12:01頃 Pu確認	Puセンター 第二開発室 湿式回収室（A-104）	使用	Pu-2　湿式回収室（A-104）グローブボックスNo.W-8-2のグローブ交換作業を４名（全員協力会社員）で、半面マスクを着用し実施していた。新グローブを取り付け,放管による汚染検査終了後、旧グローブを取り外した。その後　当該作業員（１名）がダイレクトサーベイをしたところ、両手の手の平部（RI用ゴム手袋）から約500cpmの有意値を確認した。（12:01頃　放管によりPuを確認　約1100dpm）　当該者を含む作業者４名の身体サーベイの結果　異常なし。周辺スミヤ測定の結果、作業エリア近傍から最大0.05Bq/ｃm2の汚染が確認された。エアスニファのろ紙を回収し測定した結果　管理目標値未満であった。（ラドントロンの影響を含む）	4/17（木）	
3	プルトニウム燃料第3開発室におけるグローブボックス内排気用プレフィルターからの発煙	H15.4.21（月）	10:15頃	Puセンター 第三開発室 地下1階 解体設備（CU-002）	使用	平成15年4月21日（月）　10時15分頃　プルトニウム燃料第三開発室地下1階のグローブボックス解体設備（グローブボックス）中で、ステンレス板の切断作業中に、当該解体設備内の排気用プレフィルターに切断した切粉が飛び、切粉の熱により白煙が発生した。当該解体設備の排気系統２系統のうち発煙が発生した１系統の排気を停止するとともに、窒素ガス及び金属消火剤を噴霧し10時25分頃発煙は停止した。施設の排気モニタ並びに当該室のαダストモニタ及びγ線エリアモニタの指示値に異常は認められない。また　当該解体設備の負圧及び室内の負圧は正常に保たれている。	4/21（月）	
4	Pu-3　粉末調製室（１）出口での軽微な靴底汚染の検出	H15.4.22（火）	14:20頃 Pu確認	Puセンター 第三開発室 粉末調製室(1)（FP-101）	使用	Pu-3　粉末調整室（１）（FP-101）では、MOX粉末の造粒作業を作業員5名（職員1名　協力会社員4名）で行っていた。当該工程室に作業の巡視に入った職員１名が退室のため工程室出口フットモニタでの汚染検査を実施したところ、左足靴底より有意値を検出した。（14:20頃　放管によりPuを確認　約10.2Bq/試料で１スポットであることを確認）　当事者を含む作業員６名の全身サーベイの結果　異常なし。14:30現在　当該工程室のα線用空気モニタの指示値は、通常の変動範囲内。14:50頃　本人を含む作業者６名の鼻スミヤ測定結果　異常なし。現在周辺スミヤ試料を採取中。	4/22（火）	

表8-1-5　異常事象メモ（平成15年4月1日～15年6月30日）

No.	件　名	発生／発見日時		発生場所	施設区分	概　　要　　等	報告日	備　考
5	分離精製工場　排風機の自動切換えについて	H15.4.24（木）	6:13頃	再処理センター 分離精製工場（A664）排風機室	再処理	平成15年4月24日　6時13分頃　分離精製工場（A664排風機室）のセル換気系排風機207K18が207K20に自動的に切り替わった。直ちに現場確認を行った結果,当該機器の電源がトリップし、制御盤上に故障表示されていた。排風機の外観に異常は認められなかった。セル系負圧警報は吹鳴しておらず,負圧に異常は認められなかった。また、本事象を通じ施設内の放射線状況に異常は認められなかった。	4/24（木）	
6	資材庫における浄水のオーバーフロー	H15.5.10（土）	6:09頃	再処理センター 保全区域内 資材庫地下1階 浄水貯槽	再処理	平成15年5月10日　午前6時9分頃　警備員が巡視点検により資材庫搬出入シャッターより建家外に水が漏れているのを発見。点検の結果、資材庫地下1階の２基ある浄水貯槽（V10,V11；各々2,400m3）より浄水が　資材庫１階床面にオーバーフローし、建家外に漏出した。貯槽からの漏洩量は約80m3である。本浄水の供給先は　再処理施設内の冷却水設備、純水設備、消火設備であり、これらの設備は運転継続中。なお、浄水は放射性物質を含まない。	5/10（土）	
7	M棟　排気機械室内における上水漏れ	H15.5.14（水）	10:12頃発見	環・保センター M棟 排風機室	使用	平成15年5月14日　10:12頃、東海事業所 M棟1階　排気機械室内において水漏れがあるのを確認した。室内における残存量は約0.5リットル程度である。建屋外側の壁に染みも確認されたため、当該箇所をサーベイメータによる直接測定及びスミヤ法による測定を実施したが、汚染は検出されなかった。また　排気機械室内の空気及び表面密度の測定結果についても汚染は確認されなかった。調査の結果,漏れた水は室内の上水（飲料水）配管から漏洩したものである。　（事故対策本部設置）	5/14（水）	
8	廃棄物処理場　排風機の自動切替えについて	H15.5.23（金）	20:19頃	再処理センター 廃棄物処理場（A202）排風機室	再処理	平成15年5月23日　20時19分頃　廃棄物処理場（A202排風機室）のセル換気系排風機運転が307K18から307K19に切り替わった。直ちに現場確認を行った結果、排風機に異常は認められなかった。このため　当該機器への給電系統を調べたところ、廃棄物処理場（G402入気室）に設置されている換気系動力分電盤の電磁接触器の故障が認められた。負圧に異常は認められず、セル系負圧警報も吹鳴していない。また　本事象を通じ　施設内の放射線状況に異常は認められなかった。	5/26（月）	

表8-1-5　異常事象メモ（平成15年4月1日～15年6月30日）

No.	件　名	発生／発見日時		発生場所	施設区分	概　　要　　等	報告日	備　考
9	Pu-3　粉末調製室（1）における作業員の左手からの汚染検出	H15.5.26（月）	15:29頃 Pu確認	Puセンター 第三開発室 粉末調製室(1)（FP-101）	使用	Pu-3 粉末調製室（1）（FP-101）造粒・整粒設備（ＦＰＧ-03）のロータリープレスメンテナンス作業後のサーベイにおいて、作業者2名（職員1名　協力会社員1名）の左手（ＲＩ用ゴム手袋）から、それぞれ500dpm、800dpmが確認された。（15:29頃　放管によりPuと確認）　当該作業を実施していた作業者は2名、それ以外の同室作業者は10名（職員3名　協力会社員7名）であった。作業者全員の全身サーベイの結果　異常なし。（16:04頃）　当該室のエアスニファろ紙を回収し測定結果　管理目標値未満であった。（ラドントロンの影響を含む）。（16:11）作業者全員の鼻スミヤ測定の結果　異常なし。（16:23頃）　周辺スミヤ測定の結果　異常なし。（16:46頃）	5/26（月）	
10	Pu-3　原料詰替室におけるカバーオールに限定された汚染の検出	H15.6.20（金）	14:25頃 Pu確認	Puセンター 第三開発室 原料詰替室（FW-004）	使用	Pu-3　原料詰替室（FW-004）の原料詰替設備（グローブボックスNo.FMG-01a）におけるグローブ作業後のダイレクトサーベイで　右腕カバーオールから汚染を検出した（14:25頃　放管によりPu確認）。汚染は2箇所で　約1100dpmと約1000domであった（放管による測定）。当該作業者（協力会社員）は設備のメンテナンスを行うための工具を探していた。当該作業者を除く同室作業者は3名（職員2名　協力会社員1名）。全員半面マスクを着用していた。当該作業者を除く同室作業者（3名）の全身サーベイの結果　異常なし。当該グローブは交換済。当該室のα線用空気モニタの指示値は通常の変動範囲内。周辺スミヤ測定の結果　異常なし（27枚）当該室のエアスニファろ紙を回収し測定した結果、管理目標値未満であった。（ラドントロンの影響を含む）	6/20（金）	
11	Pu-3　検査室でのグローブ点検作業におけるRI用ゴム手袋からの汚染の検出	H15.6.25（水）	11:14頃 Pu確認	Puセンター 第三開発室 検査室（CP-106）	使用	Pu-3　検査室（CP-106）において、グローブ点検を作業員3名（職員1名　協力会社員2名）で実施していたところ、作業者1名（職員）のRI用ゴム手袋（左手甲側親指付け根付近）から、ダイレクトサーベイで有意値（約700dpm）を検出した。（11:14頃　放管によりPuと確認）　全員半面マスクを着用していた。作業者（3名）の全身サーベイの結果　異常なし。当該室のエアスニファろ紙を回収し測定した結果、管理目標値未満であった。（ラドントロンの影響を含む）　周辺スミヤ測定の結果　異常なし（20枚）。　放射能測定装置による測定の結果、約10.3Bq/試料であった。	6/25（水）	

8.4 消防法、高圧ガス関連

JNC TN8440 2003-028

8.2 使用施設保安検査

原子炉等規制法第56条の3第5項に基づく核燃料物質使用施設保安規定の遵守の状況に係る検査（保安検査）については、各部・センターに跨ることから保安管理部が窓口となって対応しており、第1四半期は4月に実施され、これに対応した。保安検査の概要を表8-2-1に示す。

表8-2-1　使用施設保安検査

検査年月日	検　査　内　容	検査官
4月22日 ～24日	〔重点事項〕 「保安管理体制及び組織」，「保安教育及び訓練」及び「施設の保守管理」等に関する事項 〔結　果〕 指摘事項なし	保安検査官 2名

今期は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第43条の2に基づく立入検査(文部科学省水戸原子力事務所)は、行われなかった。

9. 外部機関との協力

9.1 原子力事業所安全協力協定（東海ノア協定）

東海ノア協定は、東海村、那珂町、大洗町、ひたちなか市及び旭村に所在する21の原子力事業所で平成12年1月に締結した安全協力協定であり、JCOの臨界事故を教訓として安全文化の醸成及び事故時の相互協力等を目的に設置されたものである。

今期の活動は、幹事会への出席、公開講座及び施設見学会の紹介・参加者とりまとめ等を行った。今期の活動実績を表9-1-1に示す。

表9-1-1　東海ノア協定活動実績

実施日	活動項目	概　要　等
5月8日	公開講座	・原電東海主催「エネルギーと地球環境」 ・JNC東海参加者：1名
5月23日	公開講座	・JNC東海主催「技術者倫理は企業を救うか」 ・加盟事業所参加者：2名
5月23日	施設見学会	・原研那珂研究所「核融合施設」の見学 ・JNC東海参加者：14名
6月3日	公開講座	・原電東海主催「今後の省エネルギー対策について」 ・JNC東海参加者：4名
6月4日	公開講座	・原研東海主催「放射線の利用と防護に関する研究」 ・JNC東海参加者：4名
6月11日	第21回活動推進幹事会	幹事の保安部長が対応。主な議題は以下のとおり ①通報訓練の実施について ②自主保安点検協力活動（JCO）の実施結果 ③15年度茨城県主導通報連絡訓練における東海ノアの対応について
6月17日	公開講座	・原電東海主催「電気事業法改正とその背景」 ・JNC東海参加者：6名

9.2 ニュークリアセィフティネットワーク（ＮＳネット）

NS ネットは、JCO 事故を教訓として日本国内の電力会社を中心とした原子力事業者が原子力安全文化の向上を目指した活動を行うこととして、平成 11 年 12 月に発足した。

サイクル機構は、NS ネットの加盟法人になっており、NS ネットが行う各種の活動に参加・協力している。

今期は、ＮＳネットが実施している各事業者の相互評価における「良好事例」及び「改善提案」の活用等に関するアンケート調査に対応したほか、９月に開催が予定されているＮＳネットセミナー（リスクコミュニケーションをテーマに予定）のパネラー参加に係る調整を実施した。

10. 教育訓練・資格取得

10.1 試験・講習会

各施設において業務を行う上で必要な労働安全衛生法等に係る資格等については、安全対策課において資格取得に係る試験及び技能講習会等の案内及びとりまとめを行っている。

今期における資格試験及び講習会の申込及び受講実績を表 10-1-1 に示す。

表 10-1-1 試験・講習会参加実績

試験・講習会名	主　催　者	実施日	受験又は受講者数	備　考
危険物取扱者試験準備講習会	消防試験研究センター	5 月 14、15 日	2 名	
クレーン運転士教習	茨城クレーン学校	5 月 19 日～24 日	1 名	
危険物取扱者試験準備講習会	消防試験研究センター	5 月 19、20 日	5 名	
一級ボイラー技士受験準備講習会	日本ボイラ協会茨城支部	5 月 30 日～6 月 2 日	1 名	
危険予知活動トレーナー研修会	中央労働災害防止協会	6 月 4 日～6 日	9 名	
フォークリフト運転技能講習	茨城労働基準協会連合会	6 月 12～14 日	1 名	
二級ボイラー技士受験準備講習会	日本ボイラ協会茨城支部	6 月 14～17 日	1 名	
エックス線作業主任者試験準備講習会	茨城労働基準協会連合会	6 月 19、20 日	4 名	
危険物取扱者試験	消防試験研究センター	6 月 22 日	2 名	
危険物保安講習	茨城県危険物安全協会連合会	6 月 27 日	3 名	

10.2 作業責任者認定制度に基づく現場責任者等教育及び保安管理部保安立会要領教育

(1) 現場責任者等教育

作業責任者認定制度に基づく現場責任者等教育（新規者等対象）を、原則として月 1 回の頻度で実施した。また、認定の有効期限切れに伴う教育（再教育）も原則月 1 回の頻度で実施した。今期の実績を表 10-2-1 に示す。

表 10-2-1 現場責任者等教育実績

実施日	実施場所	受講者数	合格者 (合格率)	備　考
4 月 25 日	図書研修合同棟 3 階講義室	86 名	85 名 (99%)	
4 月 25 日	図書研修合同棟 3 階講義室	31 名	31 名 (100%)	再教育
5 月 29 日	図書研修合同棟 3 階講義室	62 名	61 名 (98%)	
5 月 29 日	図書研修合同棟 3 階講義室	31 名	31 名 (100%)	再教育
6 月 27 日	図書研修合同棟 3 階講義室	56 名	56 名 (100%)	
6 月 27 日	図書研修合同棟 3 階講義室	15 名	15 名 (100%)	再教育

(2) 保安管理部保安立会要領教育

今期は、作業責任者認定制度に基づく保安管理部保安立合要領教育を 5 月 28 日に新規配属者及び再教育者を対象に実施（受講者：10 名）した。

11. 事故・トラブル

11.1 法令報告及び軽微事象

今期において、法令報告及び軽微事象に該当する事故・トラブルの発生はなかった。

11.2 軽微事象未満のトラブル

今期における軽微事象未満のトラブルは、再処理施設3件（C情報）、使用施設8件（A情報：1件、C情報：7件）であった。

軽微事象未満トラブルの一覧を表11-2-1に示す。トラブルの概要については、表8-1-5を参照されたい。

表11-2-1　軽微事象未満トラブル一覧

(1/2)

No.	件　　名	発生日時	発生場所	情報区分	外部発表
1	Pu-3 における物品からの軽微な汚染の検出	H15.04.10 13：40頃	Puｾﾝﾀｰ 第三開発室1階 ATR側廊下	C	日報
2	Pu-2 湿式回収室におけるグローブ交換後の汚染検出	H15.04.17 12：01頃	Puｾﾝﾀｰ 第二開発室 湿式回収室	C	日報
3	プルトニウム燃料第3開発室におけるグローブボックス内排気用プレフィルターからの発煙	H15.04.21 10：15頃	Puｾﾝﾀｰ 第三開発室 地下1階 解体設備	A	・プレス発表（記者会見） ・異常事態発生報告書
4	Pu-3粉末調製室（1）出口での軽微な靴底汚染の検出	H15.04.22 14：20頃	Puｾﾝﾀｰ 第三開発室 粉末調製室（1）	C	日報
5	分離精製工場排風機の自動切換えについて	H15.04.24 06：13頃	再処理ｾﾝﾀｰ 分離精製工場 排風機室	C	日報
6	資材庫における浄水のオーバーフロー	H15.05.10 06：09頃	再処理ｾﾝﾀｰ 保全区域内 資材庫地下1階 浄水貯槽	C	日報
7	M棟排気機械室内における上水漏れ	H15.05.14 10：12頃	環境ｾﾝﾀｰ M棟排風機室	C	日報
8	廃棄物処理場排風機の自動切替えについて	H15.05.23 20：19頃	再処理ｾﾝﾀｰ 廃棄物処理場 排風機室	C	日報

(2/2)

No.	件　　名	発生日時	発生場所	情報区分	外部発表
9	Pu-3粉末調製室（1）における作業員の左手からの汚染検出	H15.05.26 15：29頃	Puｾﾝﾀｰ 第三開発室 粉末調製室（1）	C	日報
10	Pu-3原料詰替室におけるカバーオールに限定された汚染の検出	H15.06.20 14：25頃	Puｾﾝﾀｰ 第三開発室 原料詰替室	C	日報
11	Pu-3検査室でのグローブ点検作業におけるRI用ゴム手袋からの汚染の検出	H15.06.25 11：14頃	Puｾﾝﾀｰ 第三開発室 検査室	C	日報

11.3 負傷報告

今期は、東海事業所全体で 1 件の負傷又は軽微負傷を伴う事象があった。概要を表 11-3-1 に示す。なお、この負傷は休業を伴うものではなかった。

表 11-3-1 負傷事象の概要

No.	項目	内容等
1	件名	図書研修合同棟南側共同溝給気塔付近における作業員の負傷
	発生日時	平成 15 年 5 月 12 日〔月〕午前 11 時 00 分頃
	発生場所	図書研修合同棟南側共同溝給気塔付近 (管理区域外)
	所属	建設工務管理部工務課男性
	身分	協力会社員 44 才
	発生状況	中央運転管理室の運転員が、図書研修合同棟南側の給気塔点検終了後、給気塔そばの道路に停めたバイクに戻る際、道路わきの寄せ植え（幅 1m、高さ 50cm）を飛び越えたところ、着地の時に縁石で右足がすべり、右足首をくじいてしまった。 当人は、バイクで居室（中央運転管理室）に戻り、痛みがあったため、会社の保健室に向かった。 その後、看護士等の付き添いのもと、外部医療機関で診察・治療した結果、右足関節外課骨折（4 週間の加療）と診断された。
	負傷状況	右足関節外課骨折（4 週間の加療）
	原因	通路外通行（ヒューマンエラー、近道行動）
	再発防止策	構内の移動については寄せ植え等を飛び越えたりせず、安全通路（歩道等）による移動を徹底する。

12. おわりに

今期は、4 月 21 日に発生したプルトニウム燃料第 3 開発室工程設備解体室における火災への対応が大きなイベントであった。これを契機として、火災発生時の対応や通報連絡に関して、より一層事業所内に浸透したものと思われる。

国際認証取得推進グループの業務が平成 15 年度から保安管理部品質保証室の業務所掌となったことから、品質保証室に認証チームを置くとともに、東海事業所マネジメントシステムの構築に向けてこれまでの体制を変更し、人員の増強を図った。

また、本報で報告した業務以外では、日本原子力研究所との統合に向けた保安管理部門の情報交換を前四半期から進めてきており、今四半期では事務レベルの情報交換から保安管理を担当する双方の長（ＪＮＣ東海：保安管理部長、原研東海：保安管理室長）が入った「二法人統合東海地区保安管理部門連絡会」を発足させた。今後は、この連絡会を通じて東海地区の保安管理に係る組織体制や業務等について具体的な検討を進め、本社の統合推進室等への提言等をまとめていくこととした。

このほか、第 1 四半期は平成 16 年度予算の概算要求書をとりまとめた。要求総額は約 829 百万円であり、経費は軒並み削減されたものの 15 年度認可よりも約 13 百万円ほど多い結果となった。これは、警備員の 2 名増（約 13 百万円）、防火水槽の増設（15 百万円）、消防班員の教育研修費（2 百万円）、などの新規要求をしたためである。

付録－1

業務実績カレンダー（４月）

日	安全対策課	危機管理整備室	品質保証室	備考
1	安全ニュースNo.157・158発行	新人・対応班員教育（～11日）		
2				
3	衛生管理者会議			
4				
5				
6				
7	安全主任者会議			
8				
9				
10				
11		消防班訓練		
12				
13				
14		多地点TV会議ｼｽﾃﾑﾃﾞｰﾀ更新 （東京事務所移設に伴う）		
15	所安全衛生化学物質委員会			全社安全管理担当課長会議
16	安全ニュースNo.159発行	原燃輸送輸送事故訓練参加	所品質保証委員会	新入職員安全教育（～17日）
17		新入職員配属		
18				
19				
20				
21	安全ニュースNo.160発行	Pu火災対応		
22		テロ対策（電話機に録音装置取付）装置取付	使用施設保安検査（～24日）	
23	安全ニュースNo.161発行		RI施設検査（CPF）	
24	安全ニュースNo.162発行			
25	現場責任者等教育	消防班訓練、来客対応（航空自衛隊）	所安全専門委員会、OHSMS/EMS委員会	
26				
27				
28				
29				
30	安全ニュースNo.163発行、部安全衛生委員会			

業務実績カレンダー（５月）

日	安全対策課	危機管理整備室	品質保証室	備考
1				部安全集会、部内火災時対応周知教育（～14日） 原子力エネルギー安全月間（～31日）
2	安全主任者会議			
3				
4		東京事務所全停電に伴うTV会議対応		
5				
6	放安協・安推協加盟社に対する火災時対応周知		室OHSMS/EMS教育	
7				
8	放安協定例会	核物質防護に関する日米専門家会合（～9日）		東海ノア公開講座
9	水戸地区労働災害防止連絡協議会、 衛生管理者会議、クレーン性能検査	消防班訓練		
10				
11				
12	安全ニュースNo.164発行、技術者倫理講演会打合せ			
13	安全ニュースNo.165発行	正門・北門忍び返し取付工事		
14	安全ニュースNo.166発行	防火対策委員会、トラブル対応（M棟上水漏れ）		
15				原子力エネルギー安全実務功労者表彰
16	安全ニュースNo.167発行			
17				
18				
19				
20	所安全衛生化学物質委員会			
21	クレーン性能検査		OHSMS/EMS監査員会議	
22				
23	技術者倫理講演会、危険物保安監督者連絡会、	核物質防護担当者会議、消防班訓練		東海ノア施設見学会（原研那珂）
24				
25				
26		トラブル対応（Pu汚染）、県主導通報連絡訓練説明	再処理施設保安検査	
27	部安全衛生委員会	東電火力発電所視察	品質保証担当者調整会議	所長パトロール
28	安全ニュースNo.168発行、 労基署リスクアセスメント発表会、 部保安立会要領教育	月例点検（全現場指揮所）	所安全専門委員会	
29	現場責任者等教育、クレーン性能検査、 通報連絡要領（再処理）周知教育	茨城地区非常通信協議会総会参加	OHSMS/EMS委員会	
30	安全ニュースNo.169発行、 第一種圧力容器性能検査			原子力エネルギー安全実務功労者表彰受賞祝賀会
31				

業務実績カレンダー（６月）

日	安全対策課	危機管理整備室	品質保証室	備考
1				全国労働安全週間準備月間（～30日）
2	安全主任者会議、安全ニュースNo.170発行	経産省保安院訓練参加		保安院主催訓練
3				東海ノア公開講座
4	衛生管理者会議	非常用電話ｽﾋﾟｰｶ取付工事（所長室等7箇所）（～5日）	再処理施設保安検査	東海ノア公開講座
5	水戸地区産業安全大会、分析専門家パトロール（～6日）		所品質保証委員会	
6	安全ニュースNo.171・172発行	核物質防護委員会		危機管理セミナー
7				
8				危険物安全週間（～14日）
9				
10		防火対策委員会、危機管理教育		
11	危険物安全講演会			東海ノア活動推進幹事会
12		警備状況パトロール		
13	少量危険物取扱所パトロール 第一種圧力容器・ボイラー性能検査	消防班訓練		
14				
15				
16		使用済燃料輸送用空容器輸送（関西電力）		
17	所安全衛生化学物質委員会			
18	安全ニュースNo.173発行	Pu3火災対応訓練		
19		事故対策本部情報班員教育		
20	課OHSMS/EMS教育	現場指揮所管理担当者会議		
21				
22				
23	安全ニュースNo.174・175発行、 安全衛生化学物質委員会委員パトロール（～26日）		品質保証担当者調整会議	
24	部安全衛生委員会、第一種圧力容器性能検査	月例訓練（停電時対応訓練）		
25	安全ニュースNo.176・177発行	正門警備所更新工事（～1月30日）	所安全専門委員会、OHSMS/EMS委員会	二法人統合東海保安管理部門連絡会（第１回）
26	KY研修会	核物質防護担当者会議	所品質保証委員会	
27	現場責任者等教育	消防班訓練		
28				
29				
30		「ふげん」使用済燃料輸送		

付録－２

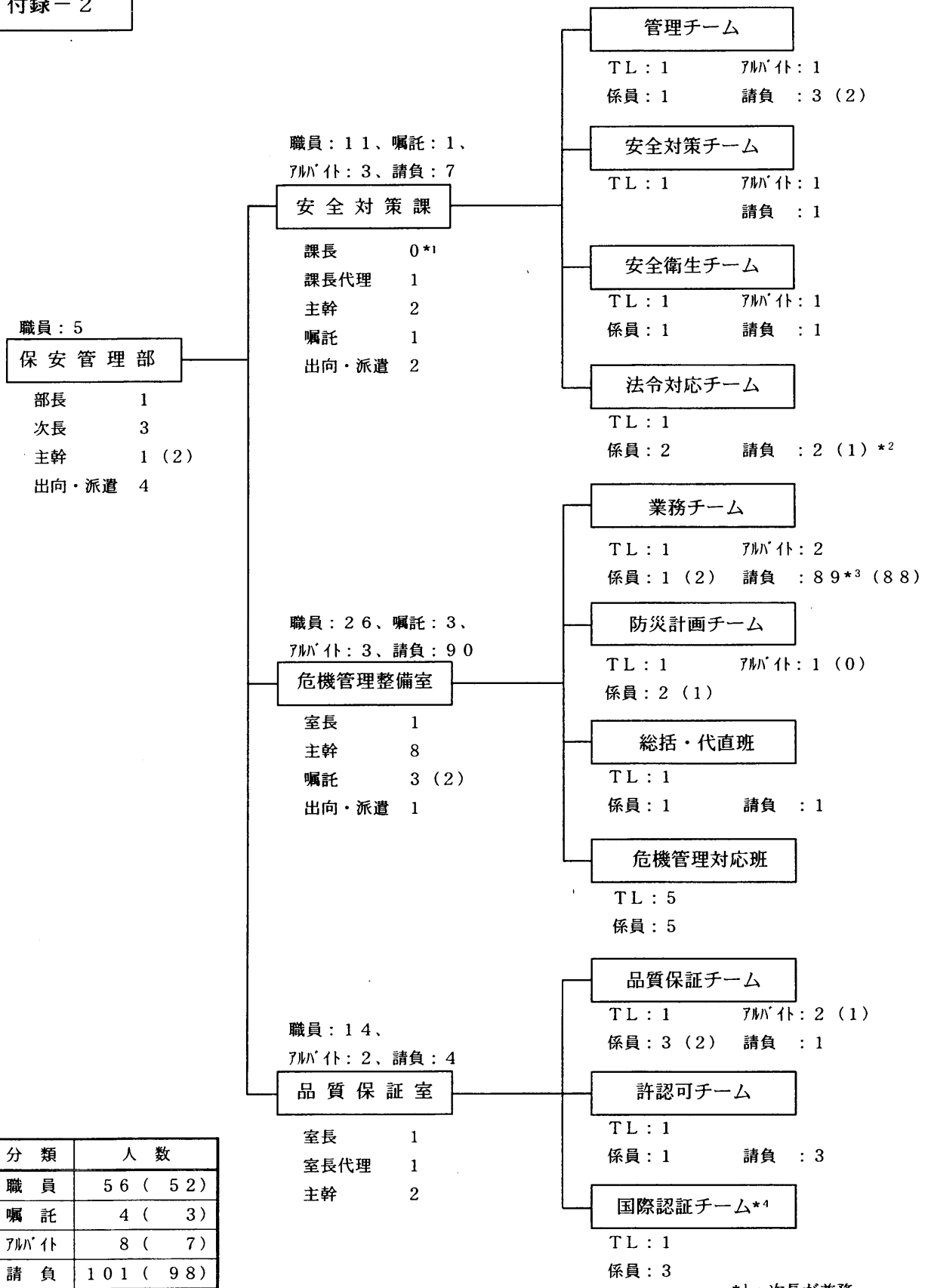

分　類	人　数
職　員	５６（　５２）
嘱　託	４（　３）
ｱﾙﾊﾞｲﾄ	８（　７）
請　負	１０１（　９８）
計	１６９（１６０）

注）カッコ内の数字は前期の人数を示す

*1：次長が兼務
*2：予備員１名を含む
*3：予備員６名を含む
*4：今期より新設

保安管理部の組織・人員（平成 15 年 6 月 30 日現在）

付録－3

Pu－3 火災関連資料

1．異常事態発生報告書（H15.4.23）

2．消防機関への通報について（東海村消防本部）

3．原子力施設での事故発生並びに通報遅延についての改善要求（東海村）

4．火災発生時の対応に係る従業員への周知徹底について（保安管理部長発信業連）

5．安全管理の徹底について（茨城県）

6．原子力事業所における火災発生時の対応に係る周知徹底について（茨城県）

7．東海事業所における火災時の通報連絡ルール

8．火災時の通報に係るポスター

9．原子力施設での事故発生並びに通報遅延についての改善要求（回答）

10．異常事態発生報告書（H15.5.28）

11．安全管理の徹底について（回答）

12．原子力事業所における火災発生時の対応に係る周知徹底について（回答）

13．火災報告書の提出について

14．事故報告書

様式第１６

１５ｻｲｸﾙ機構（東海）６６
平成 １５ 年 ４ 月 ２３日

異常事態発生報告書

茨城県知事
橋本 昌 殿

住　所　茨城県那珂郡東海村村松４－３３
事業所名　核燃料サイクル開発機構
氏　名　東海事業所長　岸　本　洋一郎

原子力施設周辺の安全確保及び環境保全に関する協定第１７条第１項の規定により、異常事態の発生について次のとおり報告します。

発生年月日	平成１５年 ４月２１日　午前１０時１５分頃
発生場所	プルトニウム燃料第三開発室　地下１階 工程設備解体室（ＣＵ-００２）
件名	プルトニウム燃料第三開発室における発煙について
状況 原因 対策 環境への影響等	別紙のとおり

注）　図面及びその他の説明資料を添付すること。

(別紙)

1. 件　　名 プルトニウム燃料第三開発室における発煙について

2. 発生年月日　平成15年4月21日(月) 10時15分頃

3. 発生場所 プルトニウム燃料第三開発室　地下1階
工程設備解体室(CU-002)

4. 状　　況

平成15年4月21日(月)10時5分頃、プルトニウム燃料第三開発室地下1階工程設備解体室の解体設備(グローブボックス)で、作業員Aがマニュプレータでコンクリートカッターを操作し、ステンレス板の切断作業を行っていたところ、当該解体設備内の排気用プレフィルタの一部がスポット的(タバコの火のよう)に赤くなっているのを見た。このため、作業員Aは切断作業の停止措置等を実施した。

10時15分頃、作業員Aは当該解体設備の排気系統2系統のうち、スポット的に赤くなった系統の排気バルブを閉めた。作業員Bは、わずかな発煙を確認し、10時16分頃、作業員Cがマニュプレータで窒素ガスを吹きかけたが、煙の発生は止まらなかった。

作業員Bは、エアラインスーツを着用して解体設備内に入り、10時25分頃から当該プレフィルタを取り外したところ、わずかな煙がプレフィルタから出ているのを確認した。このため、作業員Bはグローブボックス内に置いてあった金属消火剤をかけたところ、発煙は停止した。また、念のためプレフィルタを水の入ったポリビンに入れた。

東海村消防本部による現場立入調査の結果、13時00分に火災であること及び鎮火していることが確認された。焼損した範囲はプレフィルタのみである。

なお、本件に伴う施設、環境及び作業員への影響はない。

5. 原　　因

原因はステンレス板の切断作業中に発生した高温の切り粉が、排気用プレフィルタに到ったものである。

なお、詳細については調査中である。

6. 対　　策

原因の調査結果を待って、対策措置する。

7. 環境への影響等

プルトニウム燃料第三開発室の排気モニタ、当該室のα線用空気モニタ及びγ線エリアモニタの指示値に異常はなく、また、解体設備周辺の表面密度及び線量率に異常はなかった。

また、当該解体設備の負圧は維持されていた。

【添付図一覧表】

図-1　プルトニウム燃料第三開発室位置図

図-2　プルトニウム燃料第三開発室地下１階平面図

図-3　解体設備配置図

図-4　解体設備鳥瞰図

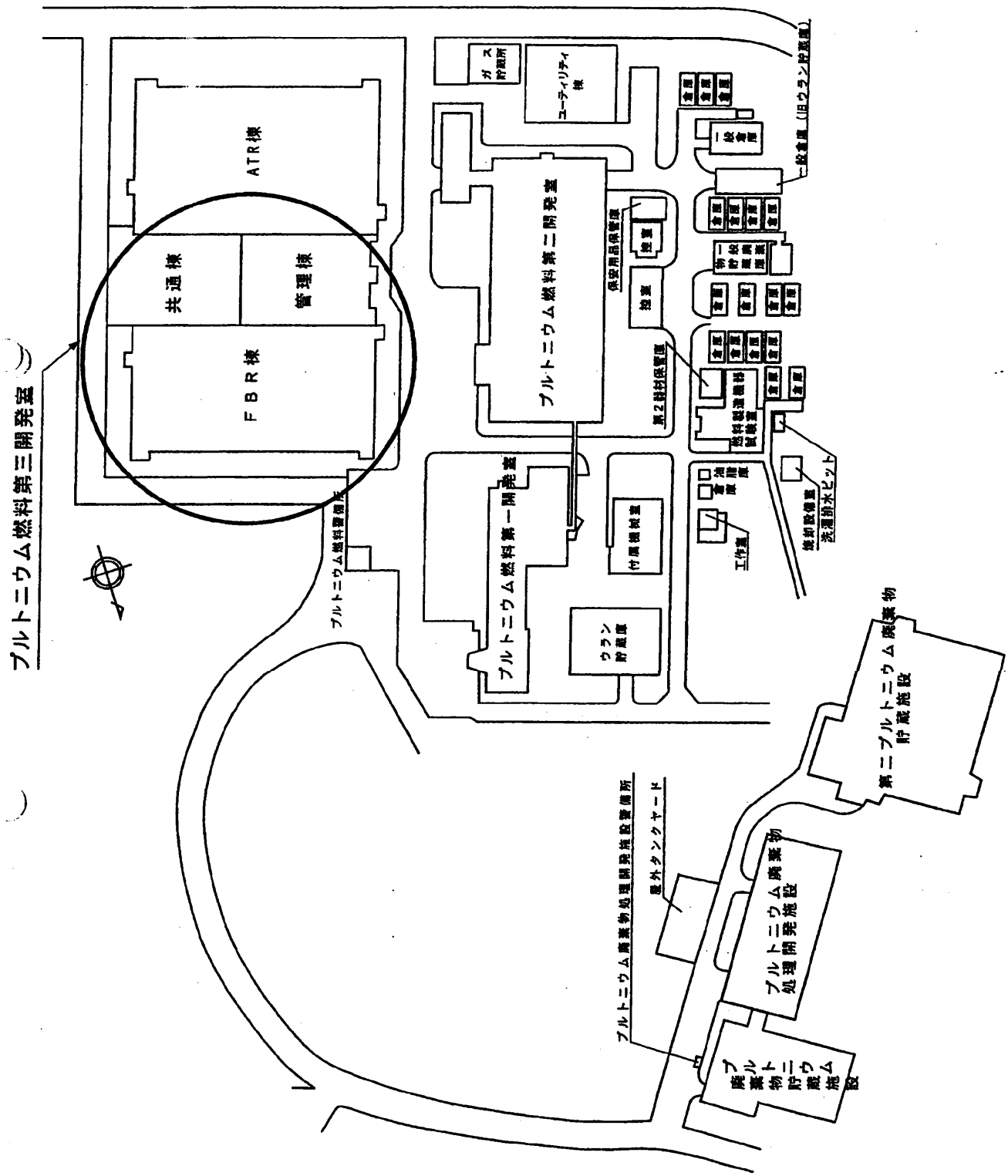

図－1　プルトニウム燃料第三開発室位置図

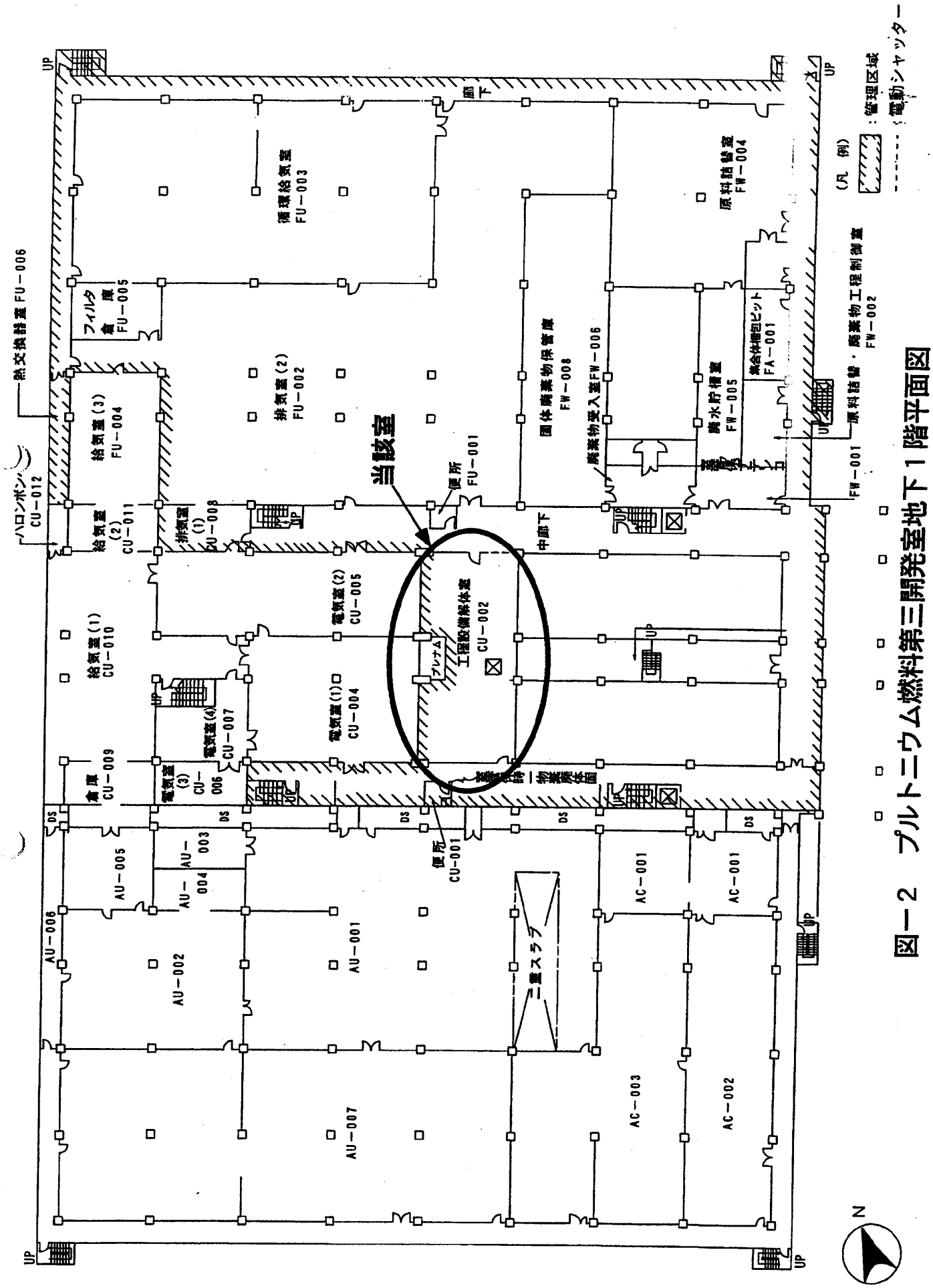

図－2　プルトニウム燃料第三開発室地下1階平面図

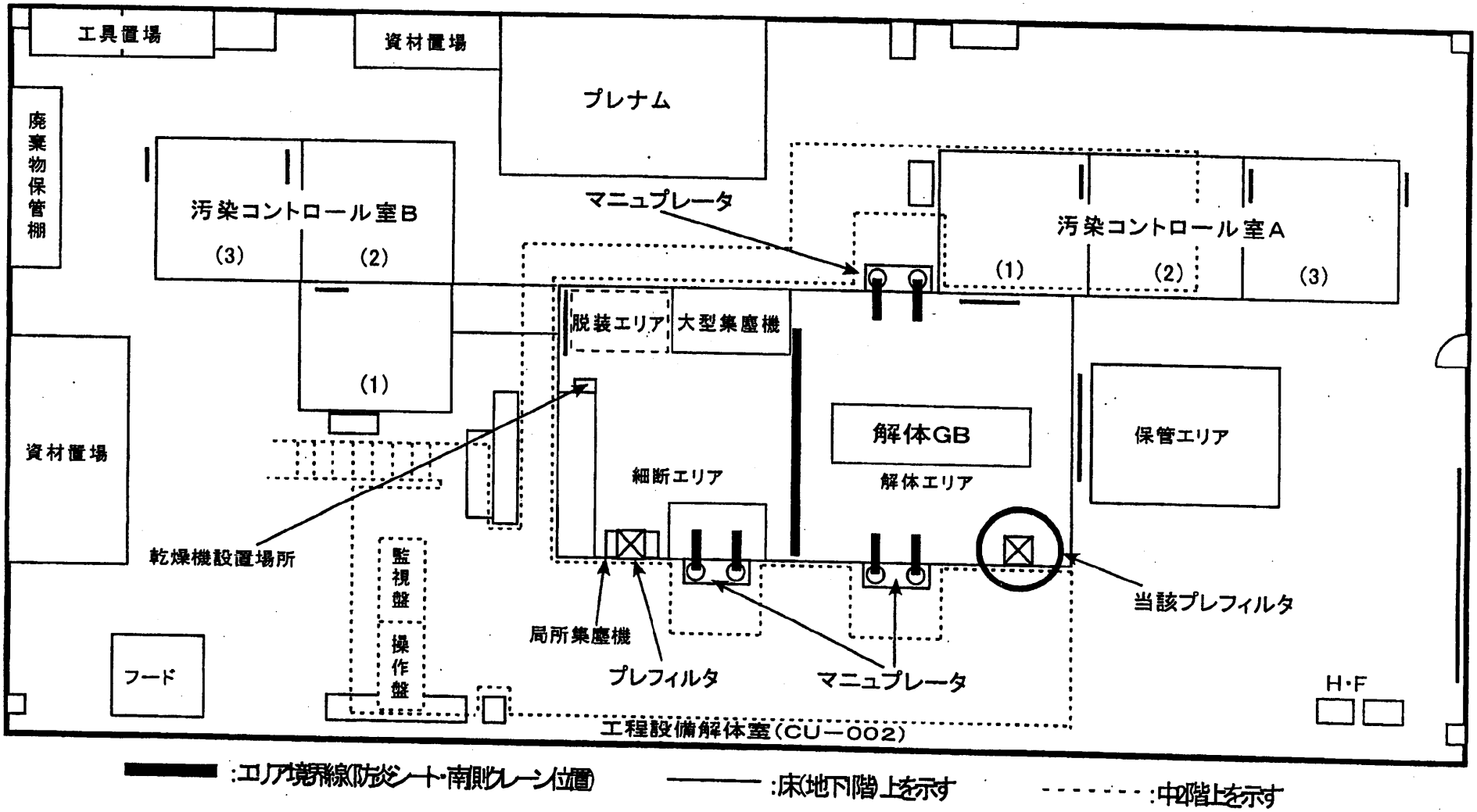
工具置場
資材置場
プレナム
廃棄物保管棚
汚染コントロール室B
(3)
(2)
(1)
マニュプレータ
汚染コントロール室A
(1)
(2)
(3)
脱装エリア
大型集塵機
資材置場
解体GB
解体エリア
保管エリア
細断エリア
乾燥機設置場所
監視盤
操作盤
局所集塵機
プレフィルタ
マニュプレータ
当該プレフィルタ
フード
H・F
工程設備解体室(CU−002)
:エリア境界線(防炎シート・南側クレーン位置)
:床(地下1階)上を示す
:中2階上を示す

図−3 解体設備配置図

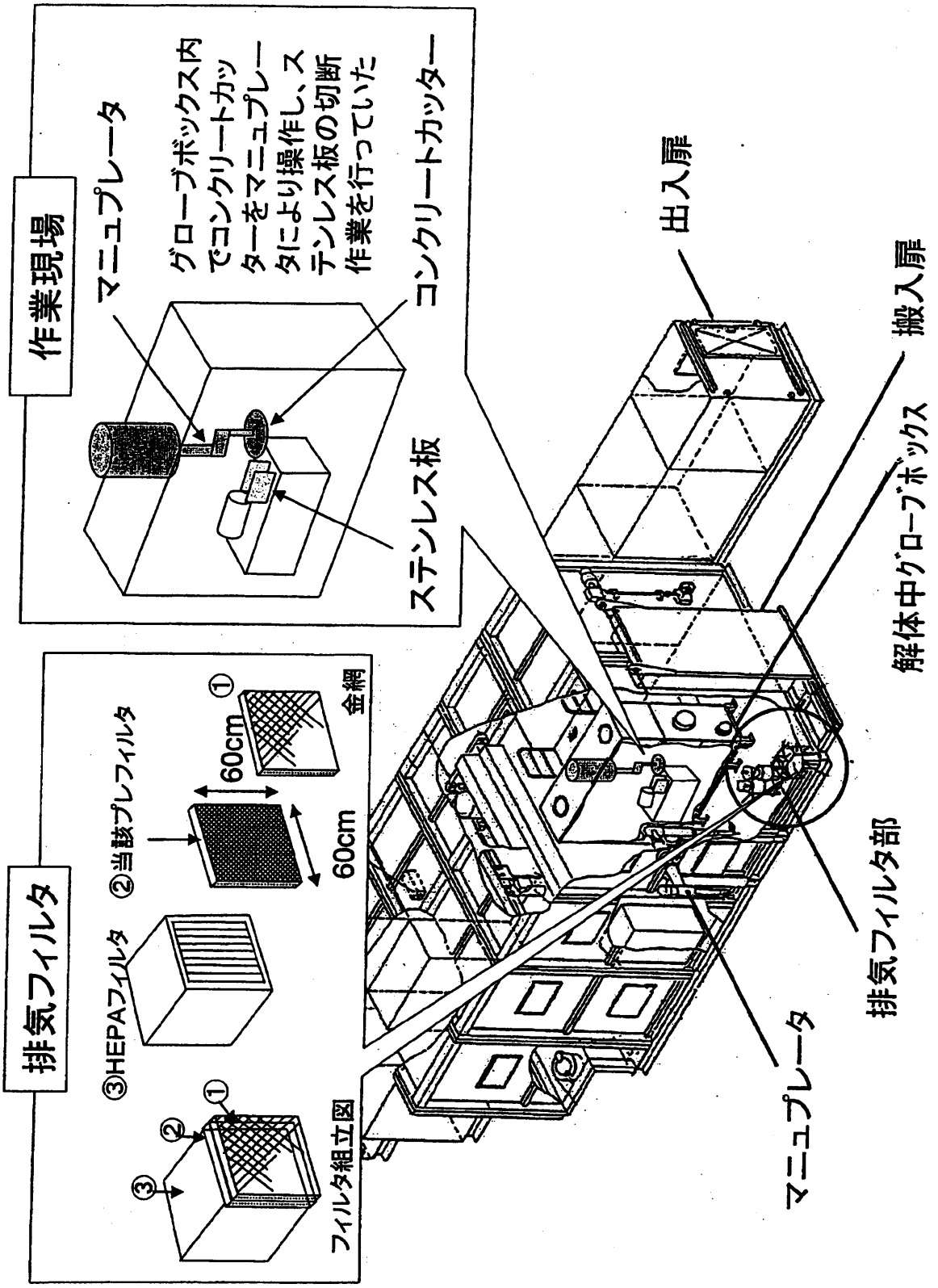
作業現場
マニュプレータ
グローブボックス内でコンクリートカッターをマニュプレータにより操作し、ステンレス板の切断作業を行っていた
コンクリートカッター
ステンレス板
排気フィルタ
③HEPAフィルタ
②当該プレフィルタ
①金網
60cm
60cm
フィルタ組立図
出入扉
搬入扉
解体中グローブボックス
排気フィルタ部
マニュプレータ

図-4　解体設備鳥瞰図

JNC TN8440 2003-028

核燃料サイクル開発機構東海事業所
平成 15. 4. 23 受付
受付 92 号

平成１５年４月２３日

核燃料サイクル開発機構東海事業所
所　長　　岸　本　　洋　一　郎　様

東　海　村　消　防　本　部
消　防　長　　大内　英昭

東海村消防本部
東海村消防長

消防機関への通報について

平成１５年４月２１日，プルトニウム燃料第３開発室で発生した火災に際し，火災の認識を欠いた発煙現象との判断から消防機関への通報が大幅に遅れたことは極めて遺憾に思うところである。

今後は，原子力事業所における消防活動に関する覚書第３条（消防法第２４条第１項）の規定を厳守して，迅速かつ正確な通報対応が図られるよう通知する。

核燃料サイクル開発機構東海事業所
平成 15. 4. 25 受付
受付 99 号

東原対発　　６０　号
平成１５年４月２５日

核燃料サイクル開発機構
東海事業所長　岸本　洋一郎　殿

東海村長　村上　達也

原子力施設での事故発生並びに通報遅延についての改善要求

平成１５年４月２１日午前１０時１５分頃，核燃料サイクル開発機構東海事業所プルトニウム燃料開発室地下１階のグローブボックス解体設備（管理区域内）で，ステンレス板の切断作業中に火災事故を起こしたことは，誠に遺憾である。

このことは，平成９年３月１１日のアスファルト固化施設での火災爆発事故や平成１１年９月３０日のＪＣＯ臨界事故を彷彿させ，原子力の安全に疑義を感じざるを得ない。

東海村が事故の通報を受けたのは，火災発生から約二時間が経過していた。

これまで，原子力の安全確保並びに住民の安全・安心の見地に立ち，安全協定に基づいた施設への立入による安全確認や防災訓練を実施してきたところであるが，貴事業所は過去に惹起した数々の事例の経験があり，この教訓が生かされているとは到底思えない。

住民の安全確保を確立することが緊急の課題であることから，次のことを改善要求する。

記

１．通報連絡の迅速性

本来，貴事業所が取り扱っているプルトニウム燃料施設は，最も危険な核物質を取り扱っている施設であるという認識に立ち戻り，ＪＣＯ事故後改定した原子力安全協定に基づいた迅速な通報連絡を行うこと。

2．事業所全体の通報システムの改善

特殊放射線作業や火災・核物質の防護対策を見直し，安全の確保を図るとともに，事業者責任者への所内通報を第一とし請負業者任せの体質を改善すべきである。

3．組織命令系統の見直しと強化

貴事業者は協力関係業者とも安全教育の実施，訓練強化を速やかに実施し，安全確認のあり方や業務連携の強化を図るなど安全確保に最善の努力を尽くされたい。

また，住民の安全確立のため，核燃料サイクル開発機構東海事業所内の組織命令系の見直し，連絡体制の強化を図られたい。

☑	☑	☑	☑	☑	☑	□	□	□
プ	再	環	建	運	放	開	証	リ
			工	管	安	調		ス
セ	セ	セ	部	部	部	室	証	ク

15(保連) 018
平成15年5月1日

（あて先） リスコミ班長
開発調整室長
各部・センター長

（配布先） 本社安全計画課長

（発信）保安管理部長

（件名）	火災発生時の対応に係る従業員への周知徹底について
（種別）	☒周知 □報告通知 ☒作業依頼 ☒回答依頼 □回答 □その他

標記の件、４月２１日に発生したＰｕ－３の火災対応に関して自治体等から厳しい批判を受けていることを踏まえ、現状及び火災発生時の対応等に関し、別添資料に基づき従業員（協力会社員及び工事業者を含む）への周知徹底を図るよう要請する。

なお、周知等の実施結果については、各部・センター毎にとりまとめ、指定期日までに安全対策課あて回答されたい。

別　添：　火災発生時の対応に関する従業員への周知徹底

以上

本業連の担当は、安全対策課：　　です。

平成15年4月30日

火災発生時の対応に関する従業員への周知徹底

保安管理部

4月21日に発生したプルトニウム燃料センター第3開発室での火災に関し、防火対策はもちろん、特に通報連絡の遅れがあったことに対して、地元自治体等から厳しい批判と再発防止に係る強い指導・要請が出されている。

これを踏まえ、火災発生時の迅速な連絡通報の対応等について早急に全ての従業員（協力会社、工事業者も含む）へ確実な周知徹底を図る。

1．所幹部（所長、所長代理）による訓示等

1). Puセンター従業員（放安協関係者含む）に対する所長の訓示

→　4/23　Ｐｕセンター緊急安全大会で実施

2).所長代理による自治体（県、村）、消防からの要請、指導等の周知

→　Puセンター、環境センター、再処理センターに朝会，夕会で周知済み（4/23,24）

3).所長の訓示内容について所内従業員へ周知

→　訓示内容は安全ニュースで周知4/24、所内イントラHPに掲載済

2．各センター・部長による訓示、指示

1). 実施内容

(センター・部長による訓示、指示)

センターあるいは部毎の安全集会等において、

・自治体等からの要請、指示等（外部情勢）の周知

・部長、センター長からの訓示、指示

を行う。具体的な実施方法は各センター・部にて決定する。

2). 実施時期

5月1～2日

3．各課室における従業員への周知（工事業者等も含む）

1). 実施内容

①課室長による周知

課室長より、所長訓示の内容、自治体（県、村）等からの指示・要請、安全協定の記載内容、火災に係る通報ルール等について周知徹底する。

○従業員への周知においては、添付の資料及びこれまでに発行した安全ニュース等を活用する。

○周知に際しては質議等も十分に行ない、火災発生時の通報連絡が重要なことの背景（外部情勢）及び通報ルールの変更点が、全ての従業員に理解、認識するよう徹底を図ること。（各従業員が理解、認識したことのエビデン

スを作成しておくこと）

○協力会社、工事業者の事務所にも周知する（各人が理解、認識したことのエビデンスを作成しておくこと）

＊ 各従業員が理解、認識したことのエビデンスについては、添付の「火災発生時の対応に係る周知結果の確認票」を参考とする。但し、これは１つの事例であり、既存の様式等を用いても良い。

② 作業現場への火災発生に係る通報ルールの掲示

2). 実施時期

5月1～2日（当日参加できない者にも確実に実施する）

4．その他

1). 火災発見時の連絡通報（火災の定義も含む）に関し、使用施設及び再処理施設の通報連絡基準へ判り易く明記する （4月30日改定）

2). アスファルト固化処理施設の改善措置の実施状況の確認と徹底（具体的な対応事項等は別途指示の予定）

3). 今後新たに事業所で作業を行なう工事業者については、工事担当課より作業前に３.で示した事項を周知する。

周知に使用する資料（資料２　５は周知において配付すること）

資料 1．Pu第３開発室での火災に係る自治体等からの指導・要請等とその対応状況(4/22東海村消防本部からの指導書、4／23東海村からの要望書を添付)

資料—２．自治体（県、村)、消防等の反応（要請、指導等）の概要版

資料—３．4/23　Ｐｕセンター緊急安全大会での所長訓示内容

資料—４．安全協定運用基準の抜粋（事故・故障時の連絡等)、消防法の抜粋（第24条：火災発見の通報)

資料—５．東海事業所の火災発生時の通報ルール

資料—６.東海事業所における火災・溶融事故事象の一覧リスト

資料—７.茨城県の説明会（4/28）での配布資料

添付（参考）　火災発生時の対応に係る周知結果の確認票

なお、２.及び３.の実施結果及び状況については５月８日（木）までに安全対策課へ報告すること。

資料—1

Pu第3開発室での火災に係る自治体等からの指導・要請等とその対応状況

4月22日(火)　安全協定に基づく立入調査

要請事項　・安全協定に基づく異常事態としての原因究明、再発防止策の取り纏め
・ 切り粉、火花が発生する作業を含め、防火対策の徹底
・ 自治体等への速やかな通報連絡の徹底
・ 従業員の認識を新たにし、火災発生の防止に取り組む

4月22日(火)　東海村消防本部から口頭による指導

指導事項　・切り粉、火花が発生する作業を含め、防火対策の徹底
（火気を取扱う機器について調査：4/24業連発信）
・ 火災発生時の通報について、現場の従業員に確実に周知
・ 現場からの情報に基づく外部への確実な通報連絡の徹底

4月22日（火）　茨城県へ安全協定に基づく異常事態報告書を提出

4月23日(水)　東海村消防本部から指示文書

指導事項　・消防法第24条に基づく、迅速かつ正確な通報対応の徹底

4月24日（木）　茨城県から質問事項

（質問事項に対して、資料、エビデンスを準備し、28日にヒアリングで回答）

4月25日（金）　東海村から改善要求書

（村長から、所長、所長代理へ手渡しにて受領）

要求書　・通報連絡の迅速性
・ 事業所全体の通報システムの改善
・ 組織命令系統の見直しと強化

（口頭指導）　・「僅かな発煙事象」等の記載は事象を小さく見せようとしている。この体質が良くない。
・ もっとも危険な核燃料物質であるプルトニウムを取り扱っているという認識が薄れている。
・ 最高責任者である所長に直ぐ通報連絡が入るシステムになっていない。

4月28日（月）　茨城県が「原子力事業所における火災発生時の対応に係る説明会」を開催

＊ 4/24のPu第3開発室工程設備解体室での火災及び4/25の原研東海研建設現場屋外配電盤での火災を踏まえて、県内の原子力事業所を対象に実施

（要請事項）　・火災に対する認識の徹底

・火災発生時の通報連絡の従業員への周知、徹底

資料－２

茨城県及び東海村からの要請等
（要約版）

平成１５年４月２８日

１．茨城県（原子力安全対策課）

○アスファルト固化処理施設火災爆発事故（平成９年３月１１日）の時に「変わった事象があったら判断しないですぐ通報してくれ」と地元から言われたはず。（消防からも）

○それにも関わらず、所内で判断して２時間後に連絡したのは非常に遺憾であり、通報遅れをトラブル経験の多いサイクル機構が相も変わらずやっていることに対して憤りを感じている。

○常陽新聞にも「危機感がなさ過ぎるサイクル機構」とある。

○今まで通りの対策を持ってきても県は受け取れない。県が納得する対策、極端に言うと、もう二度と同じことを起こさないようなシステム、体制を作って持ってきてほしい。

２．東海村

○「サイクル機構は何回も同じことをやっている。お詫びの言葉は聞きたくない。頭を下げられても何の足しにもならない。」

○火災で２時間も連絡が遅れるということを非常に重く受け止めている。

○「現場作業者、現場責任者、室長、管理課長と上がっていくというシステムがおかしいのではないか？　所長に第１報が行かないようなシステムはおかしい」

○今回の事象、通報遅れがサイクル機構で何度も起こることに対して怒りを感じている。「まだ直らないのか」「なぜなのか」

○「大洗の常陽メンテナンス建家火災（平成１３年１０月３１日）にしても、アスファルト固化処理施設火災爆発事故にしても、今回の火災にしても、みんな作業者に任せになっている。その辺を抜本的に考えるべき」

○「今回の提出文書の中にも『・・わずかな煙が』とあるが、『わずかな』という形容詞はいかにも小さく見せようとしているとしか思えない」

３．東海事業所としての指示

○各部・センターにおいては、県・村からの要請事項等を全従業員に周知すること

以上

資料－３

Puセンター緊急安全大会（4/23）における所長訓示
（要約版）

平成１５年４月２８日

１．今回の火災事象に対する地元等の反応

○４月２１日にＰｕ－３で発生した火災の対応に関して地元をはじめとする各方面からクレームがついている

○一つは、切断作業や溶断作業などの火が出るような作業の**火災防止対策**をきちんと**立て直せ**というもの

○もう一つは、火事が起こってからの連絡通報に関して。一時間以上も連絡がこないとはどういうことか

○初期消火も必要だが、**直ちに連絡**するというのも**大事な義務**である。サイクル機構はそれもできないのか

２．防火対策の見直しについて

○防火対策については、それぞれの**仕事のやり方や設備等に合った火災予防対策**として見直しを行うこと

３．通報連絡の徹底について

○**通報連絡**については、今回の事実関係を踏まえてどういうやり方をしたらあまり時間がかからずに連絡ができるのか、その**やり方を工夫して**もらいたい

○なにか普通と違うことがあったら、事の大小に関わらずすぐ連絡するルールになっているが、なかなかその通りいっていない

○**「報・連・相」のうち**、何か変なことが起こったら、先に「相談」をするのではなく**「連絡」を先**にすること

○現場で仕事をやっているチームの中で連絡役をあらかじめ決めておくとか、毎朝あるいは仕事を始める時に誰が何をやるか、お互い確認してから始めるということも大事

○連絡したことによって責めたり責任を問うたりはしないが、**連絡が遅れた場合**には、その仕事をする資格があるのかどうかを含めて、**何らかの対策・処置**をとらざるを得ない

○**連絡ということが非常に大事**だということをもう一度よく職場で議論して、職場でどうしたらいいかもう一回**原点に戻って考え**、仕事に当たってもらいたい

以上

JNC TN8440 2003-028

受付〔社・所・部・課〕
対応〔開・認・リ・保・放・運・建・環・再・プ・(所代　　)〕

核燃料サイクル開発機構東海事業所
平成 15. 5. -2 受付
受付 123 号

原対第 2 1 8 号
平成１５年５月２日

核燃料サイクル開発機構東海事業所
所長　岸本洋一郎　殿

茨城県生活環境部長

安全管理の徹底について（要請）

平成１５年４月２１日に発生した核燃料サイクル開発機構東海事業所プルトニウム燃料第三開発室工程設備解体室において発生した火災事故につきまして，県としてこれまで，「原子力施設周辺の安全確保及び環境保全に関する協定」に基づく立入調査を実施するとともに，関係資料等に基づくヒアリングを行ってきたところであります。

その結果，今般の初動対応について，去る平成９年３月に発生した「アスファルト固化処理施設の火災・爆発事故」等で得られた教訓から，安全管理について再度徹底を図る必要があると認められる事項について下記のとおり指摘いたしますので，万全の措置を講じられるよう要請いたします。

記

1　事故の未然防止について

(1)　工程設備解体室など，特に火気を使用する施設においては，事前の火災対策を十分に検討し，それを踏まえた作業マニュアルとするとともに，火災の発生を想定した実践的な訓練を定期的に実施するなど，火災事故の未然防止に万全の措置を講じられたいこと

(2) 作業現場においては，現場に常時立会い，作業の進捗状況を十分に把握するとともに，緊急時における現場作業員への指示，施設管理者等への通報連絡等に係る判断が的確に実施できる者を配置することとし，そのための人員を確保するとともに，必要な教育訓練の徹底を図られたいこと

(3) 非定常作業を新たに実施する場合は，特に安全管理に専門的知識を有する者による現場パトロールの強化等を図るなど，事故の未然防止により一層努められたいこと

2　情報伝達体制について

(1) 事故･トラブルを含む通常と異なる事象が発生した場合，現場から通報を受けた作業責任者等の職員は，必要に応じて自らが直ちに現場の状況確認を行うなど，現場に係る迅速かつ的確な情報収集を図られたいこと

(2) 県への第１報は，事故発生の旨を第一とし，迅速性を優先した通報を行われたいこと

（参考）

今回の初動対応において安全管理上注目される事実関係

1　事故の未然防止について

(1) 当該施設における火災の発生を想定した実践的な訓練は，平成１２年２月以降行われていなかった。

(2) 今回の作業では，事前に行われた切断機器の適合性に係る評価結果（火の粉の拡散防止が必要）を踏まえ，当初の解体作業においては，切粉を集塵機で吸引する専用のステンレス鋼板パネルをグローブボックスに設置していたが，解体工事が進捗後，当該パネルの固定が困難となったため，その代わりとして飛散した後の切粉による火災防止のため，作業場周辺を防炎シートで養生することとした。
　なお，当該パネルの設置については，作業マニュアル等に記載がなされていなかった。

(3) 現場責任者は現場に常時立会い，進捗状況の把握，危険行為への適切な指示，作業責任者への報告等の指揮･監督業務を行うとされている。
　事故発生当時，現場責任者２名は，うち１名が自ら現場に入り，消火作業等の初期対応に当たるとともに，もう１名は，解体室外で別の作業に従事していたため，当初の現場状況を把握できなかったなど，いずれも現場の指揮･監督業務に専念することができなかった。

2　情報伝達体制について

(1) 現場から第１報を受けた担当室長や作業責任者は，速やかに現場状況の詳細確認を行わなかった。また，作業責任者は当日の作業体制において唯一の職員であったが，その後の状況確認においても，直ちに現場へ向かうことなく，説明要員として現場対応を行っている作業員の派遣を要請し，情報の収集を図るなど，自らが迅速に現場の指揮･状況確認を行うことはなかった。

(2) 事故対策本部内において，情報班が各班に対し外部機関への通報連絡を指示する際，当該指示が実際に周知された旨の確認を行わなかったため，結果的に当該指示は地域対応班へ伝達されていなかった。また，当該指示の際，外部機関への通報連絡内容が具体的に示されず，地域対応班はその後の情報確認に時間を要した。

JNC TN8440 2003-028

核燃料サイクル開発機構東海事業所
平成 15. 5. -7 受付
受付 139-号

消防第 534号
原対第 217号
平成15年 5月 2日

核燃料サイクル開発機構　東海事業所長　殿

茨城県生活環境部消防防災課長

茨城県生活環境部原子力安全対策課長

原子力事業所における火災発生時の対応に係る周知徹底について

県の原子力安全行政につきましては，日頃よりご理解，ご協力を賜り，誠にありがとうございます。

さて，去る４月２８日（月）に，原子力事業所における火災発生時の対応に係る説明会を開催し，「火災」の定義及び原子力安全協定に基づく対応方針等について再確認するとともに，これらについて協力会社社員を含む全所員へ周知徹底するよう要請したところでございます。

つきましては，貴事業所における周知徹底の状況について，別紙により，５月３０日（金）までに，原子力安全対策課あてご回答願います。

（別　紙）

原子力事業所における火災発生時の対応に係る周知徹底の状況

事業所名＿＿＿＿＿＿＿＿

周知徹底の方法	実施年月日	対象者の種類及び人数	周知徹底した内容

（記載要領）

1．「周知徹底の方法」欄は，研修会の開催，説明会の開催，訓練の実施などと記載すること

2．５月３０日以降実施予定の研修会等についても，参考として記載すること。その場合，四半期状況報告における教育訓練実施状況報告書中に，今回の要請による研修等であることを注記すること。

3．「対象者の種類及び人数」には，自社員，自社員外それぞれの人数を明記すること。

東海事業所における火災時の通報連絡ルール

現行ルール

火災発生時は

0119
村消防本部へ直接連絡

及び

内線9999
所内への連絡

変更

○ 火災と認定される可能性のある事象の通報連絡及び行動

※ 0119番通報及び9999番への通報
（管理区域内・外に関わらず通報する）

・予期しない発火・発煙・溶融を確認した場合（爆発を含む）

又は

・計画外の消火作業を行う場合又は行った場合

又は

・予期しない発火・発煙・溶融がおさまっているのを発見した場合

＊：疑わしい場合は必ず通報連絡を行うこと

※ 通報とともに行う処置・行動

○ 人命救助の優先実施
○ 初期消火活動の実施
○ 延焼防止措置の実施

上記対応ができない場合の安全な場所への避難

○ 消防法第２４条
1．火災を発見した者は、遅滞なくこれを消防署又は市町村長の指定した場所に通報しなければならない。
2．すべての人は、前項の通報が最も迅速に到達するように協力しなければならない。

2003.5.1

JNC TN8440 2003-028

火事だ！ 火事かな？

迷わず 臆せず 即通報！

通報は 0119（消防署）と 9999（所内）へ

＊火を見たら、煙を見たら 即通報

予定外・計画外の発火・発煙・溶融を発見した場合（爆発を含む）

＊消火をしたら 即通報 消えた場合も 即通報

予定外・計画外の消火作業を行う場合、又は行った場合

＊燃え跡を見つけたら 即通報

予定外・計画外の発火・発煙・溶融がおさまっている（消えている）のを発見した場合

※ 疑わしい場合も必ず通報を行うこと

15 ｻｲｸﾙ機構（東海）151
平成 15 年 5 月 23 日

東 海 村 長
殿

核燃料サイクル開発機構
東海事業所長　岸本　洋一郎

原子力施設での事故発生並びに
通報遅延についての改善要求（回答）

拝　啓　時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

当事業所の業務に関しましては、平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成 15 年 4 月 25 日付け、東原対発 60 号によりご指導のありました、「原子力施設での事故発生並びに通報遅延についての改善要求」に関する今後の対応につきまして別紙のとおりご回答いたします。

敬　具

（別　紙）

1. 通報連絡の迅速性

本来、貴事業所が取り扱っているプルトニウム燃料施設は、最も危険な核物質を取り扱っている施設であるという認識に立ち戻り、JCO 事故後改定した原子力安全協定に基づいた迅速な通報連絡を行うこと。

4月21日に発生したプルトニウム燃料第三開発室の火災では、東海村消防本部及び東海村へ迅速な通報連絡が出来なかったことを反省し、以下の対策を実施しました。

火災発見時の通報基準の明確化

火災発生時の通報遅れの主な原因は、現場作業員の全員をはじめとして担当室長等が火災と思わず、「119 番」及び緊急連絡専用内線電話での通報をしなかったことです。以下に示す「火災と判定される可能性のある事象」のいずれか一つでも確認されたときは、発見者は管理区域の内外に関わらず「119 番」通報及び緊急連絡専用内線電話による緊急通報を実施することとしました。また、疑わしい場合でも「119 番」、緊急連絡専用内線電話への通報を実施することとしました。

① 予定外・計画外の発火・発煙・溶融を確認した場合(爆発を含む)、
② 予定外・計画外の消火作業を行う場合、又は行った場合、
③ 予定外・計画外の発火・発煙・溶融の痕跡を発見した場合

この通報連絡基準の変更については、既に所内の従業員及び工事関係者等全員(5月 15 日現在 3,167 名)への教育を実施し、その結果を一人一人確認票にて確認しました。また、今後は、新たな配属の都度教育を行うとともに、定期的な教育、実践的な通報訓練を実施して参ります。

2. 事業所全体の通報システムの改善

特殊放射線作業や火災・核物質の防護を見直し、安全の確保を図るとともに、事業者責任者への所内通報を第一とし請負業者任せの体質を改善すべきである。

(1) 体質の改善

本件においては、プルトニウム燃料センター管理職の現場の状況把握に対する姿勢が不足していたことから、これを改善するため、プルトニウム燃料センター管理職は、始業30分前には出勤して、担当現場の巡視・安全確認等に十分時間を取るようにし、安全に関する適切な指示を各現場の朝会や TBM 等で職員及び協力会社員に与えることとします。それぞれの管理職は職場の問題点を自ら把握し、保安に関する改善や業務の改善を積極的に推し進めることとします。

(2) 所長等への通報

所長が初期段階の情報で素早い対応を取るため、緊急連絡専用内線電話での通報連絡が同時に聴取できるよう、スピーカーを追加設置します。これにより、所長等が第1報を聞いて、迅速な初動ができるようになります。

3. 組織命令系統の見直しと強化

貴事業者は協力関係者とも安全教育の実施、訓練強化を速やかに実施し、安全確認のあり方や業務連携の強化を図るなど安全確保に最善の努力を尽くされたい。

また、住民の安全確立のため、核燃料サイクル開発機構東海事業所内の組織命令系の見直し、連絡体制の強化を図られたい。

(1) 安全最優先の業務運営

グローブボックス作業を中心としたプルトニウム取り扱いの安全確保の徹底のため、新たにプルトニウム燃料センター直属の「グローブボックス安全確保対策室(仮称)」を設置することを検討します。

「グローブボックス安全確保対策室(仮称)」においては、グローブボックス作業と施設・設備の安全性向上のため、技術基準の整備を図ります。その成果を現場での安全作業、設備設計等に反映していくとともに、グローブボックス作業に携わる職員及び協力会社員の教育・訓練にも反映していくこととします。

(2) 組織命令系の見直し

① 作業現場において、現場先任者(現場責任者及びその代理者、またはその現場における作業者のうち上位職位の者)は、作業の状況を十分把握して作業を行います。また、「通常と異なる状態に至った場合」の通報連絡については、現場先任者から直接管理者に連絡することを再度、徹底します。

② 特殊放射線作業や非定常作業での現場責任者等については、経験年数や力量等を考慮して担当部長が承認した者を配置してきました。現場責任者等に対する認定制度を速やかに整備し、安全確保、通報連絡等に関して所定の教育訓練を実施し、施設管理者等への通報連絡等に係る判断が的確に行える能力を有する職員又は協力会社員の中から認定された者を配置します。

(3) 連絡体制の強化

緊急時対策所における連絡状況の確認が確実にできるように、外部機関への通報指示を受けた本部員が、外部機関への連絡の発信済みあるいは未発信を確認できる専用の表示板等を設置しました。今後、事故対策本部における本部員の役割確認と指示確認等の動作について訓練を通じて充実させていきます。

以　上

JNC TN8440 2003-028

様式第１６

１５ｻｲｸﾙ機構（東海）１６６
平成１５年　５月２８日

異常事態発生報告書

茨城県知事　殿

住　所　茨城県那珂郡東海村村松４－３３
事業所名　核燃料サイクル開発機構
氏　名　東海事業所長　岸　本　洋一郎

原子力施設周辺の安全確保及び環境保全に関する協定第１７条第１項の規定により、異常事態の発生について次のとおり報告します。

発生年月日	平成１５年　４月２１日　午前１０時１７分頃
発生場所	プルトニウム燃料第三開発室　地下１階 工程設備解体室（ＣＵ-００２）
件名	プルトニウム燃料第三開発室工程設備解体室での火災について
状況 原因 対策 環境への影響等	別紙のとおり

注）　図面及びその他の説明資料を添付すること。

（ 別 紙 ）

1. 概　要

平成15年4月21日（月）、核燃料サイクル開発機構(以下「サイクル機構」という。)東海事業所プルトニウム燃料第三開発室地下 1 階工程設備解体室の解体設備において、作業者がパワーマニピュレータを操作し、遠隔で電動カッターによる金属板の切断作業を行っていたところ、解体設備内に設置してある排気用プレフィルタ(難燃性)の一部がスポット的に赤くなっているのを見つけ、切断作業を中断した。その後、煙を確認し、別の作業者が解体設備内に入って消火を行った。

作業者に火災との認識がなかったことから東海村消防本部への通報が遅れ、その後の外部への通報連絡にも遅れが生じた。

本火災は、切断によって発生した高温の切粉がプレフィルタに飛散し、プレフィルタが燃えたものである。本火災に伴う施設、環境及び作業者への影響はなかった。

この火災発生について、様々な視点から問題点を摘出し、原因の調査と改善策の検討を行った。また、今回の火災発生時の東海村消防本部への通報連絡及びその後の外部関係機関への通報連絡が迅速に行われなかったことについても、様々な視点から問題点を摘出し、原因の調査と改善策の検討を行った。

さらに、これらの改善策の検討に当たっては、サイクル機構における類似事例の教訓が反映されていたかどうかも調査し、検討に反映した。

これらを踏まえ、本火災に対する「解体設備における作業の改善策」及び「通報連絡に関する改善策」を講じることとした。

2. 火災発生の状況

〔発生日時〕

平成 15 年 4 月 21 日(月) 10 時 17 分頃

(第 1 報では 10 時 15 分頃と記載)

〔発生場所〕

プルトニウム燃料第三開発室地下 1 階工程設備解体室(CU-002)

(図-1、図-2 参照)

2. 1 解体設備及び解体作業の概要

(1) 解体設備の概要

解体設備は、使用済みのグローブボックス等を解体するための設備であり、高さ 5m、長さ 10m、奥行き 5mの大型のグローブボックスである。本設備には、作業者がエアラインスーツを着用して出入りし、解体作業ができるように 2 箇所の汚染コントロール室が付属している。(図-3 参照)

設置されている主要な装置として、遠隔操作用の MS マニピュレータ、パワーマニピュレータ、クレーンなどがあり、切断工具としては、プラズマ溶断機、電動カッターなどが設けてある。(図-4 参照)

作業状態を監視するため、解体設備には 21 箇所の監視窓があり、また、モニタカメラが 5 台設置してある。監視用の ITV モニタは、1 階の MS マニピュレータの近くに 2 箇所、中 2 階に 3 箇所設置してある。

消火設備としては、解体設備内には、温度警報装置と連動したハロゲン化物消火設備が配置されている。また、工程設備解体室には連結散水設備及び消火器(ABC)が、地下 1 階廊下には屋内消火栓が配置されている。この他、自主的に解体設備及び工程設備解体室には金属消火器を配置してある。(図-5 参照)

消火以外の用途として、解体設備内には、プラズマ溶断作業を行う場合に、溶断に伴い発生するドロス等を冷却するために、窒素ガス冷却装置及び容器に入れた金属消火剤が配置してある。

(2) グローブボックスの解体の方法

解体対象のグローブボックスは、内部の核燃料物質等のクリーンアップを行った後、排気系統から切り離され、解体設備内へ搬入される。その後、解体対象グローブボックスは切断工具等を用いて所定の大きさに細断され、放射性廃棄物として保管容器に収納される。

なお、解体方法には、作業者がエアラインスーツを着装して解体設備内に入域し直接解体する方法、及びマニピュレータ等を用いて解体設備外から遠隔操作で解体する方法(以下「遠隔解体」という。)がある。

(図-6、図-7 参照)

(3) 火災発生当日の解体作業

① 作業内容

火災発生当日は、脱ガス設備[注)]のグローブボックスを解体していた。火災発生時には、解体対象グローブボックス内のセンサー取付け板(金属板)をパワーマニピュレータに取付けた電動カッターで切断していた。(図-8 参照)。

② 作業体制

火災発生当日は作業責任者が不在だったため、通常の現場責任者(A)が作業責任者を代理し、また現場の分任責任者 2 名が現場責任者の代理を務めていた。作業責任者(A)は、居室での作業を行っていた。

火災発生当時、現場では現場責任者(C)及び(B)、並びに作業者 11 名の合計 13 名が解体作業を実施していた。(図-9、図-10 参照)

注)MOX 燃料製造工程において、焼結したペレット中に残存するガス成分を取り除くための設備

2．2 火災に関連する主な動き

9:20 頃　パワーマニピュレータによる解体作業を開始した。

10:17 頃～10:20 頃　作業者(J)は、グローブボックスの西側パネルから、排気用プレフィルタの一部がスポット的にタバコの火のように赤くなっているのを見た。パワーマニピュレータによる切断作業を中断した。

10:20 頃　作業者(I)は作業者(J)の声に気付き、タバコ程度の煙を見つけたため、現場責任者(C)及び同室の作業者に「北側プレフィルタから煙が出ている。」と大声で知らせた。

10:21 頃～10:24 頃　作業者(J)は中 2 階へ移動し、解体設備の排気系統 2 系統のうち、排気用プレフィルタがスポット的に赤くなった北側の排気バルブを閉じた後、給気バルブの操作を行い負圧を調整した。

10:25 頃～10:26 頃　現場責任者(C)は煙が出ていることを確認し、作業者(K)に切断物冷却用の窒素ガスをプレフィルタに吹きかけるよう指示した。作業者(M)が MS マニピュレータを操作して、窒素ガスを吹きかけたが、煙の発生は止まらなかった。

10:27 頃～10:42 頃　現場責任者(C)はエアラインスーツを着装し、解体設備内に入り、当該プレフィルタを取り外したところ、煙がプレフィルタから出ているのを確認した。このため、解体設備内に配置してあった冷却用の金属消火剤を発煙箇所にふりかけたところ、発煙は停止した。その後、念のためプレフィルタを水の入ったポリビンに入れた。また、プレフィルタ及びプレフィルタの奥側に設置してあった HEPA フィルタを新しいものに交換した。

10:28 頃　エアラインスーツを着装中の現場責任者(C)は、作業者(I)から「作業責任者(A)へ連絡したのか。」と聞かれたので、作業者(I)に別建屋の居室にいる作業責任者(A)への連絡を指示した。

10:32 頃　作業者(I)は、「北側フィルタから煙が出ている。中に入って確認するため、その準備をしている。」旨を居室にいる作業責任者(A)に連絡した。

10:38 頃　担当室長が在席する別の居室に移動した作業責任者(A)は、担当室長に「プレフィルタから煙が出ている。エアラインスーツを着装中である。」ことを話した。さらに担当室長に本日の作業内容等を説明した。

[redacted]

業が終了。煙はない。」との連絡を受けた。

10:50 頃　担当室長は作業責任者(A)とともに、居室から現場に行く途中で、管理課長の居室に立ち寄り、状況を説明した。その内容は「解体設備の排気系のプレフィルタから煙が出たが、作業は終わったので、もう煙は出ていない。」であった。管理課長は担当室長に事実関係を確認するよう指示した。

11:00 頃　作業責任者(A)は、先に(10:52 頃)担当室長から連絡を受けて展示室に来ていた担当部次長の指示を受け、現場の状況がわかる作業者(J)を展示室に向かわせた。

11:03 頃　担当室長は詳しい情報を取るために現場に入った。

11:10 頃　作業者(J)が現場から展示室に到着し、その後管理課長に状況の報告を開始した。

11:19 頃　担当室長は管理課長へ、電話で現場状況を報告した。

11:21 頃　作業者(J)と担当室長からの報告を受けた管理課長は、危機管理統括者に情報連絡専用内線電話(スピーカーにより危機管理整備室内で受信内容が聴取可能)で通報連絡を行った。

11:27 頃　スピーカーの情報から危機管理整備室長は発煙事象であるため、東海村消防本部へ連絡するように室員に指示した。

11:27 頃　プルトニウム燃料センター長は現場指揮所を設置した。

11:31 頃　東海事業所長は事故対策本部の設置を指示した。

11:33 頃　危機管理整備室員は東海村消防本部へ、「発煙事象があった。既に消えているが確認をお願いしたい。」旨の連絡をした。

11:40 頃　本部長(所長)から情報班長(危機管理整備室長)に対して国、県、村への口頭連絡の指示があり、情報班長は本部員に対して連絡するよう口頭で伝達した。国、県、村への連絡終了は 11:52 頃～12:03 頃であった。

11:54 頃　東海村消防署員が現場指揮所へ到着した。東海村消防署員は、現場の状況の説明を受けた後、工程設備解体室に入室した。

13:00　東海村消防署員が火災と判断し、同時に鎮火していることを確認した。

2.3 施設及び環境への影響

本火災に伴う施設及び環境への影響について、解体設備内の負圧及び温度、工程設備解体室の空気中放射性物質濃度、表面密度、線量率、並びに排気中放射性物質濃度に異常がないことを確認した。

また、本火災に伴う温度警報、火災警報及び負圧警報の発報はなかった。

3. 原因の調査

3.1 火災発生に係る作業の問題点と原因

グローブボックスの遠隔解体作業時の解体設備内で発生した火災は、センサー取付け板の切断によって発生した高温の切粉が、排気用プレフィルタの方向へ飛散し、プレフィルタが燃焼して発煙したものである。

本事象が発生した原因を検討するため、様々な視点から問題点を摘出し、原因の調査を行った。

(1) 摘出した問題点

① 遠隔解体作業に新たに電動カッターを採用する際、切断の自由度を向上させる等の目的で、一般の使用方法と異なり、電動カッターの砥石カバーを外し、かつ水平方向の切断を行っていた。このような使用方法等に対してモックアップ試験を実施するなど、事前評価を実施することなく、現場での使用を開始した。

② 当該作業では、プラズマ溶断作業や使用経験のある類似工具(ディスクグラインダ)での作業、他施設で発生した類似事象の水平展開を受けて、可燃物への防炎シート養生、切粉の飛散を防ぐための衝立の設置、監視の強化等を防火対策としていた。これらの対策のうち、衝立については解体中のグローブボックスのパネルを衝立として利用してきた。しかしながら、作業の進捗に伴い、パネルが外されたにも拘わらず、作業者には難燃性のプレフィルタが燃えるとの認識がなかったこと、プレフィルタまで切粉が飛ぶとは思わなかったことから、これに代わる衝立を新たに設置していなかった。

このように、防火対策についての水平展開を含めた事前評価やパネルを外した際の切粉飛散防止対策等の作業管理が不十分であった。

③ プレフィルタの前面には目の粗い金網(ケーシング)が設置されているだけで、切粉との接触を防止する構造とはなっておらず、安全対策が不十分であった。

(2) 原 因

上記の問題点を取りまとめると、主要な原因は以下の通りである。

① 電動カッターを用いた遠隔解体作業の事前評価が不十分であった。

② 切断による火花が広範囲に飛散している状況において、パネルが取り外された際、作業の中断あるいは作業手順の改訂等の必要な安全対策を取らなかったこと等、作業管理が不十分であった。

③ 切粉の飛散防止対策とプレフィルタの防火対策が不十分であった。

3．2 通報連絡上の問題点と原因

今回の火災発生時の通報連絡遅れに関し、発見者等が直接東海村消防本部(119 番)へ通報しなかったこと及びプルトニウム燃料センターから保安管理部危機管理整備室長(危機管理統括者)へ通報連絡するまでに時間を要したこと、事業所から関係機関への通報連絡が遅れたことについて、問題点を摘出し、原因の調査を行った。

(1) 摘出した問題点

① 現場作業者、現場責任者及び担当室長の各人は、タバコ程度の煙やスポット的に赤くなる程度の火は火災とは思わず、119 番通報に至らなかった。また、当該プレフィルタに対して窒素ガスを吹きかけたことについても、プラズマ溶断作業におけるドロス(火玉)の冷却等と同様に、火災を予防するための処置との認識であった。

② 通常と異なる状態に至った場合、情報については、本来、現場責任者から担当室長に直接連絡すべきところ、作業計画書では作業責任者と担当室長の両方に報告するようになっていたが、作業責任者に連絡され、担当室長には直接連絡されなかった。

③ 作業責任者は現場との間で二度連絡を取ったが、現場の情報を十分収集できなかったため、現場の状況が担当室長に適切に伝達されなかった。なお、担当室では、年度毎に火災対応訓練を実施されていたものの、解体設備を火災発生場所とした火災対応訓練は、平成 12 年以来実施されていなかった。

④ 担当室長は発生した事象を把握するため、速やかに自らが現場に向かうか、または作業責任者等の室員を現場に向かわせ、情報収集を行うべきであったが、事態は終息しており、迅速に対応しなかった。

⑤ 本来の現場責任者(A)に代わり、当日の現場では 2 名の分任責任者(協力企業 2 社のそれぞれの責任者)が現場責任者の任に当たったが、この 2 名の現場責任者の通報連絡に係る役割分担等、指揮命令系が明確でなく、作業責任者からの指示もなかったため、それぞれの現場責任者は通報連絡に対する認識が十分でなく、現場状況の把握の重要性を理解できなかったことから、必要な情報が十分に伝達されなかった。

⑥ 外部機関への通報の指示が本部長から出された際に、その指示を受けた情報班長から本部員へ口頭で伝達したが、本部長指示が伝わったことの確認がなかったことから、県、村へ迅速性を優先した通報が行なわれなかった。

(2) 原 因

上記の問題点を取りまとめると、主要な原因は以下の通りである。

① 火災と思わなかったため現場から「119 番」及び緊急連絡専用内線電話での通報をしなかった。

② 担当室長が迅速かつ臨機応変な情報収集ができなかった。

③ 作業現場からの通報連絡体制が十分機能しなかった。

④ 事故対策本部内での情報伝達が確実でなかった。

4. 改善策

4.1 解体設備における改善策

(1) 電動カッターを用いた遠隔解体作業の事前評価が不十分であったことに対する改善策

工程設備解体室などでのグローブボックス設備解体作業において経験のない切断工具や切断方法を採用する際には、作業計画策定前にモックアップ試験等、十分な事前評価を実施する。そのモックアップ試験結果等を基に、技術基準を整備し、作業マニュアル等に反映した上で使用を開始する。また、グローブボックス設備解体作業に係る特殊放射線作業計画については、今後、プルトニウム燃料センター安全専門委員会で審議を行う。

(2) 遠隔解体作業の進捗に応じた作業管理が不十分であったことに対する改善策

① 作業マニュアルには、解体(切断)の手順、切断方向に応じた衝立の位置を具体的に明記したチェックシートを作成し、そのシートの手順に従って作業を進める。作業計画書等に記載された手順と異なることを実施する必要が生じた場合には、所定の手続きにより作業計画書等を変更することを徹底する。また、プレフィルタのほこり等の付着防止対策として、プレフィルタの定期的な点検と清掃あるいは交換を実施する。

② 経験のない作業を開始する前に、担当管理者は、作業者の役割分担や作業の体制、安全対策、異常時対策、作業環境等の確認を行うとともに、作業開始後も随時巡視等により安全対策や作業環境等の確認と必要な管理を行う。また、安全主任者等の安全管理に専門的知識を有する者や火災予防の専門家によるパトロール等により、安全対策、防火対策、作業環境の改善等の指導を受ける。

(3) 切粉の飛散防止対策とプレフィルタの防火対策が不十分であったことに対する改善策

① 切粉のプレフィルタへの到達を防止する衝立を設置する。また、プレフィルタを不燃性とする。

② 切断時の広範囲な切粉の飛散を抑えるため、カッターの近傍に飛散防止用パネル等の防護策を施す。

4．2 通報連絡に関する改善策

(1) 火災と思わなかったため現場から「119 番」及び緊急連絡専用内線電話での通報をしなかったことに対する改善策

① 現場作業員の全員をはじめとして担当室長等が火災と思わず「119 番」及び緊急連絡専用内線電話での通報をしなかったことから、以下に示す「火災と判定される可能性のある事象」のいずれか一つでも確認された場合、発見者は管理区域の内外に関わらず「119 番」通報及び緊急連絡専用内線電話による緊急通報を実施することとした。また、疑わしい場合でも「119 番」、緊急連絡専用内線電話への通報を実施することとした。

○ 予定外・計画外の発火・発煙・溶融を確認した場合(爆発を含む)、

○ 予定外・計画外の消火作業を行う場合、又は行った場合、

○ 予定外・計画外の発火・発煙・溶融の痕跡を発見した場合

② この通報連絡基準の変更については、既に所内の従業員及び工事関係者等全員(5 月 15 日現在 3,167 名)への教育を実施し、その結果を一人一人確認票にて確認した。また、新たに配属される都度教育するとともに、定期的な教育、実践的な通報訓練を実施する。

(2) 担当管理者が迅速かつ臨機応変な情報収集ができなかったことに対する改善策

現場からの情報発信、担当管理者による各種の情報通信手段を活用した現場状況の把握、自らあるいは作業責任者等を現場に派遣しての現場状況の確認を迅速かつ的確に実行するため、各課室でこれまで実施してきた事故対応訓練をさらに充実させる。火気を使用する作業現場については、現場毎に年1回以上火災対応訓練を実施する。

(3) 作業現場からの通報連絡体制が十分機能しなかったことに対する改善策

① 作業現場において、「通常と異なる状態に至った場合」の現場先任者(現場責任者及びその代理者、またはその現場における作業者のうち上位職位の者)からの通報連絡は、直接管理者に連絡することとなっているが、特殊放射線作業計画では作業責任者と担当室長の両方への報告が記載されていた。作業計画を修正するとともに、直接管理者へ連絡することを再度、徹底する。

② 特殊放射線作業や非定常作業での現場責任者等については、経験年数や力量等を考慮して担当部長が承認した者を配置しており、今後は、定常、非定常に関わらず現場責任者等に対する認定制度を整備し、安全確保、通報連絡等に関して所定の教育訓練を実施し、施設管理者等への通報連絡等に係る判断が的確に行える能力を有する職員又は協力会社員の中から認定された者を配置する。

③ 作業の途中等において現場責任者等を引き継ぐ必要がある時は、通報連絡の担当者を明確にする。

④ 複数の協力会社が同一の場所において業務を実施する場合、主作業や放射線管理業務等の会社毎の分担を明確にし、かつ、その指揮命令体制及び通報連絡等に関する役割分担を明確化する。

(4) 事故対策本部内での情報伝達が確実でなかったことに対する改善策

緊急時対策所における連絡状況の確認が確実にできるように、外部機関への通報指示を受けた本部員が、外部機関への連絡の発信済みあるいは未発信を確認できる専用の表示板等を設置した。今後、事故対策本部における本部員の役割確認と指示確認等の動作について訓練を通じて充実させ、外部機関に対して、事故発生の旨を第一とする迅速な通報を行うことを徹底する。

なお、火災等の緊急時に所長等が初期段階の情報で素早い対応を取るため、緊急連絡専用内線電話での通報連絡が同時に聴取できるよう、スピーカーを追加設置する。これにより、所長等が第1報を聞いて、より迅速な初動ができるようになる。

上記の改善策については、関連する基準、マニュアル等に反映するとともに、その趣旨を東海事業所の各施設及び他事業所の実情に則して適切に水平展開し、一層の安全向上を図っていく。

以上

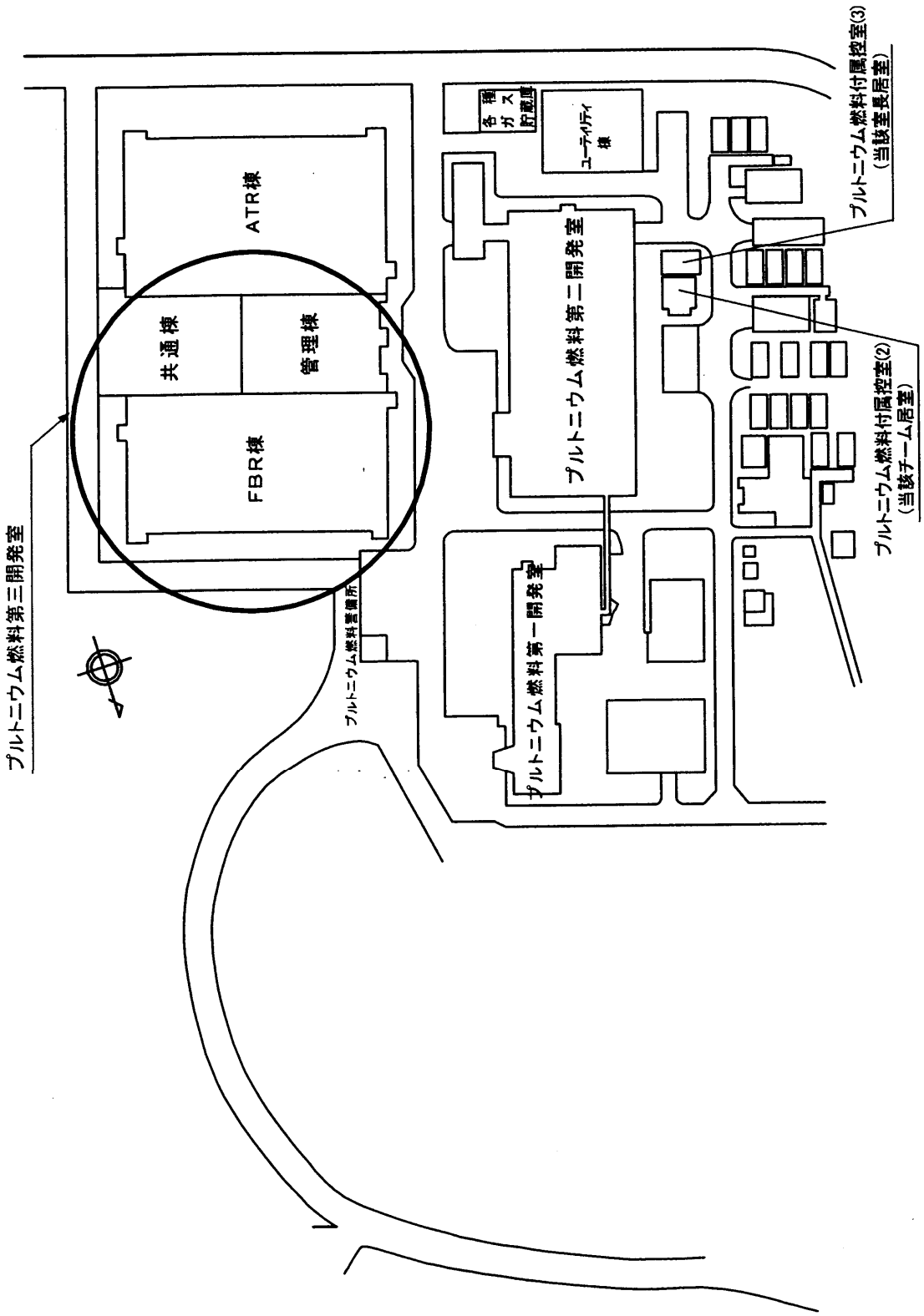

図-1 プルトニウム燃料第三開発室位置図

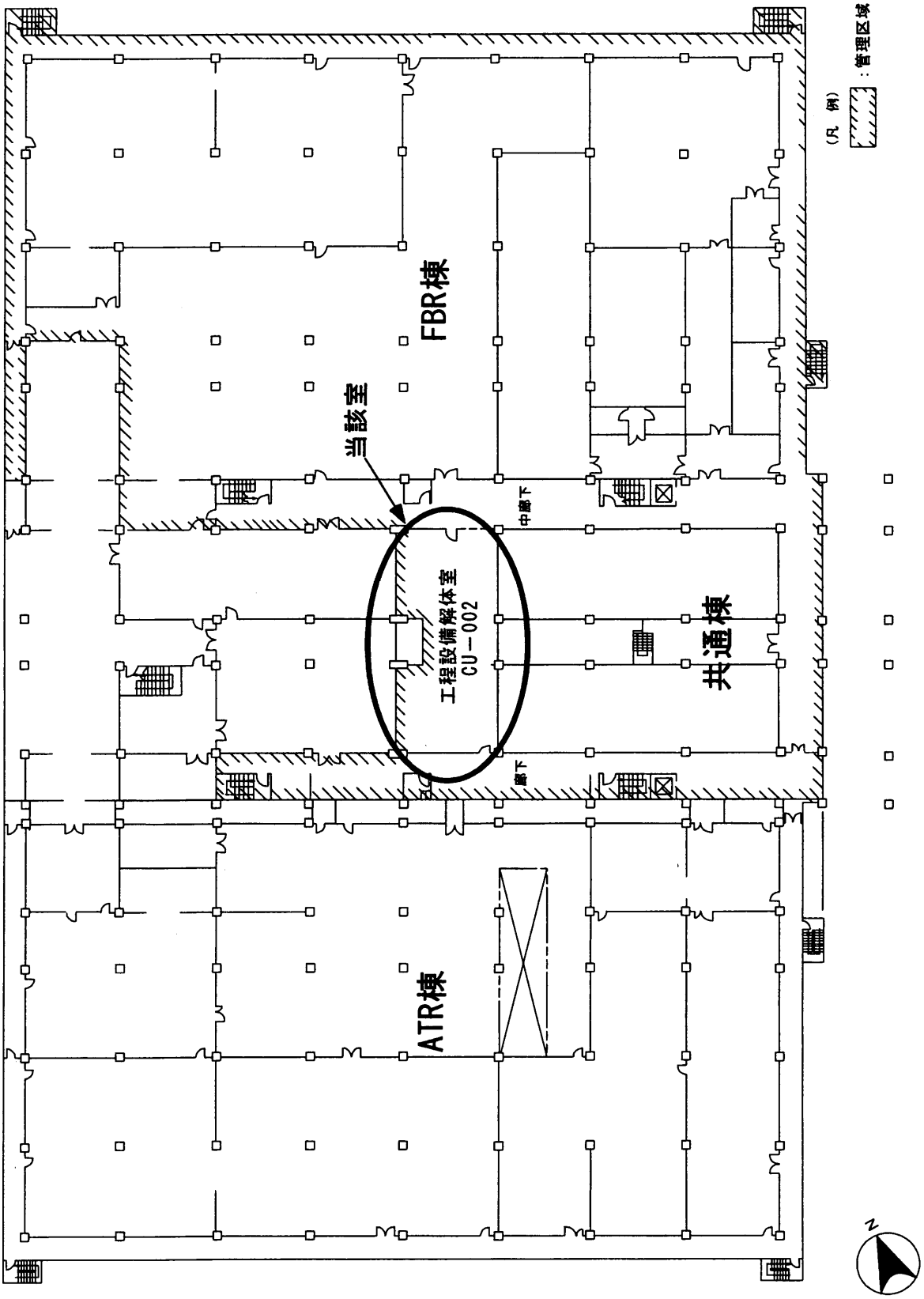

図-2 プルトニウム燃料第三開発室地下１階平面図

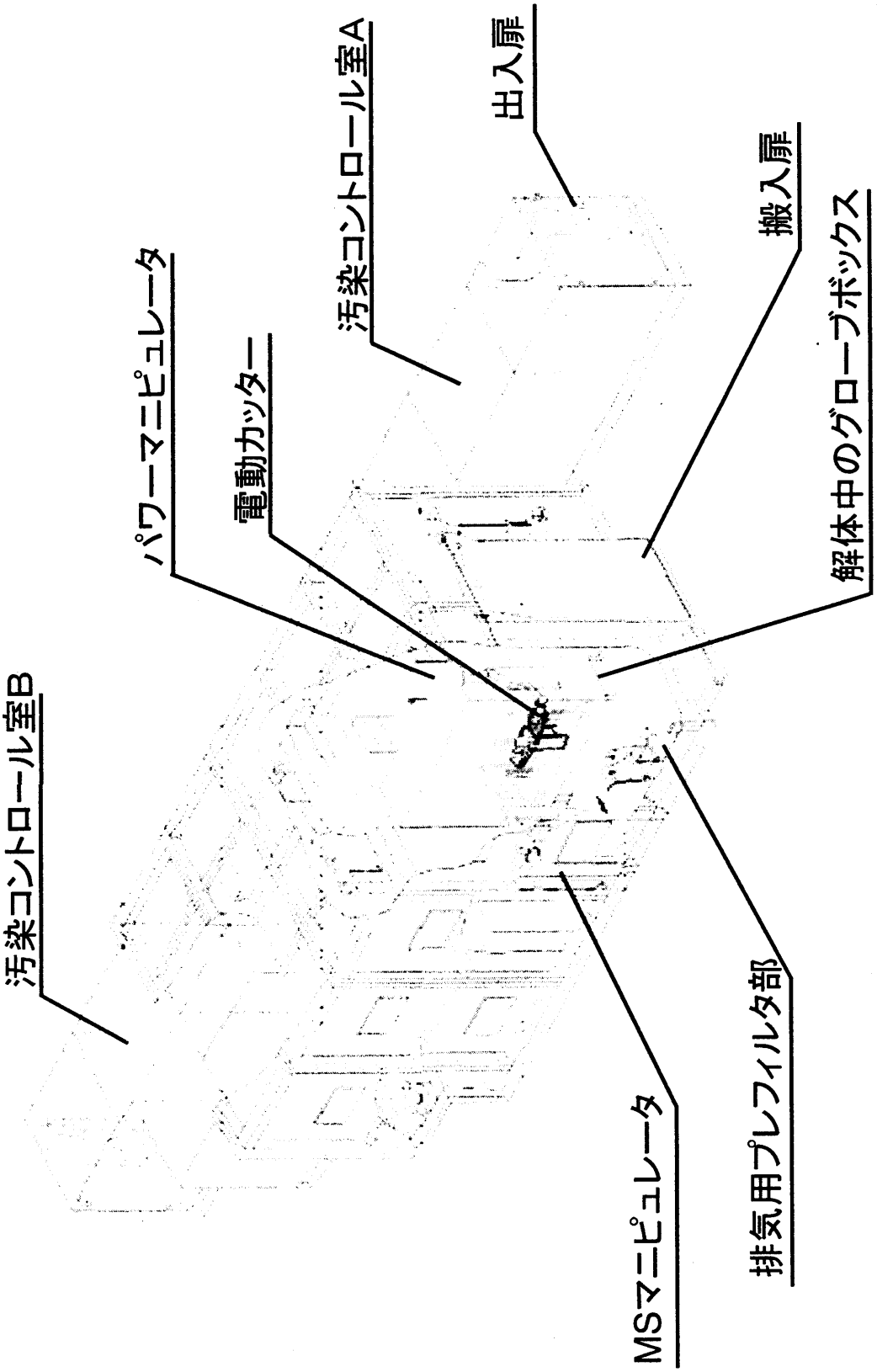
汚染コントロール室B
パワーマニピュレータ
電動カッター
汚染コントロール室A
出入扉
搬入扉
解体中のグローブボックス
MSマニピュレータ
排気用プレフィルタ部

図-3 解体設備の概要

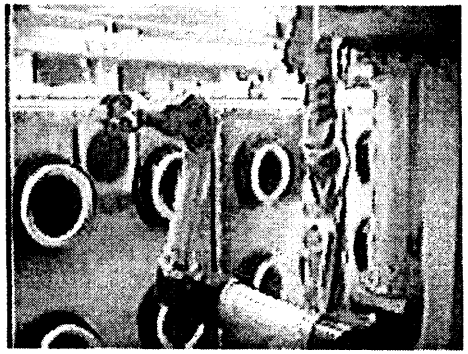

パワーマニピュレータ

モニタカメラ

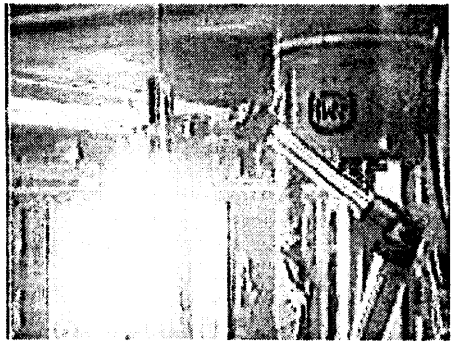

プラズマ溶断機

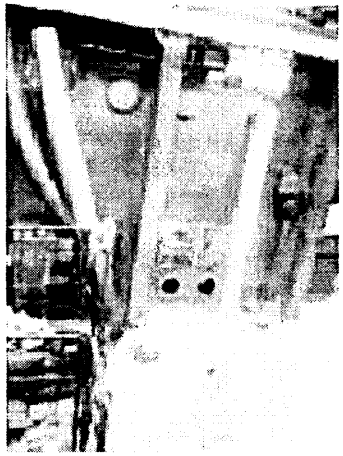

ＭＳマニピュレータ

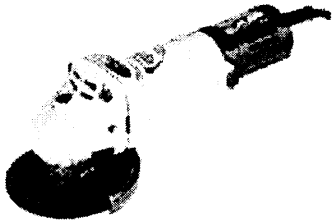

ディスクグラインダー

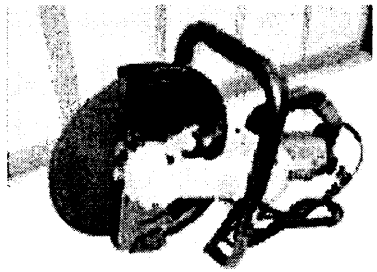

電動カッター

図-4　解体設備及び解体工具

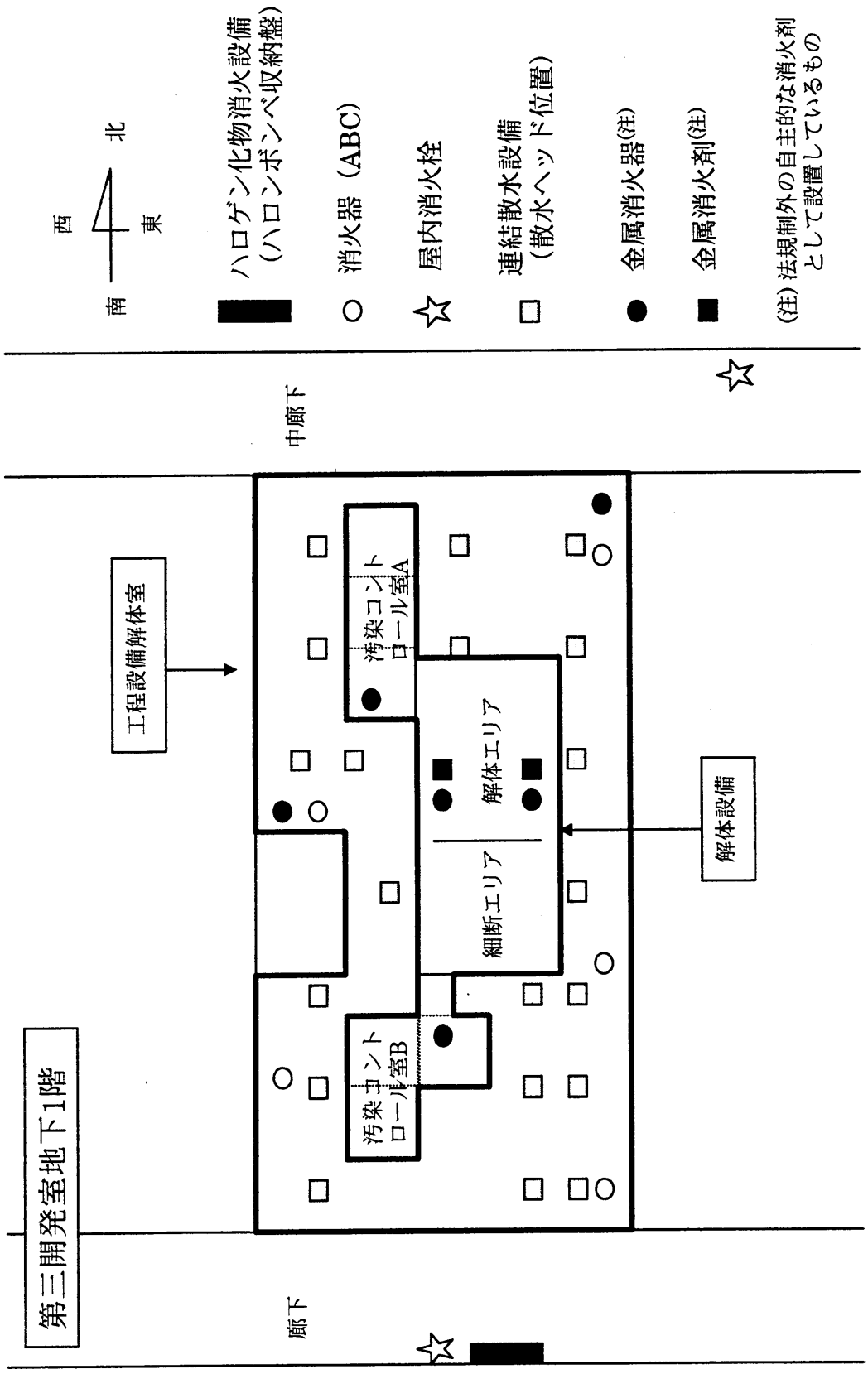

図-5 工程設備解体室の消火設備の配置

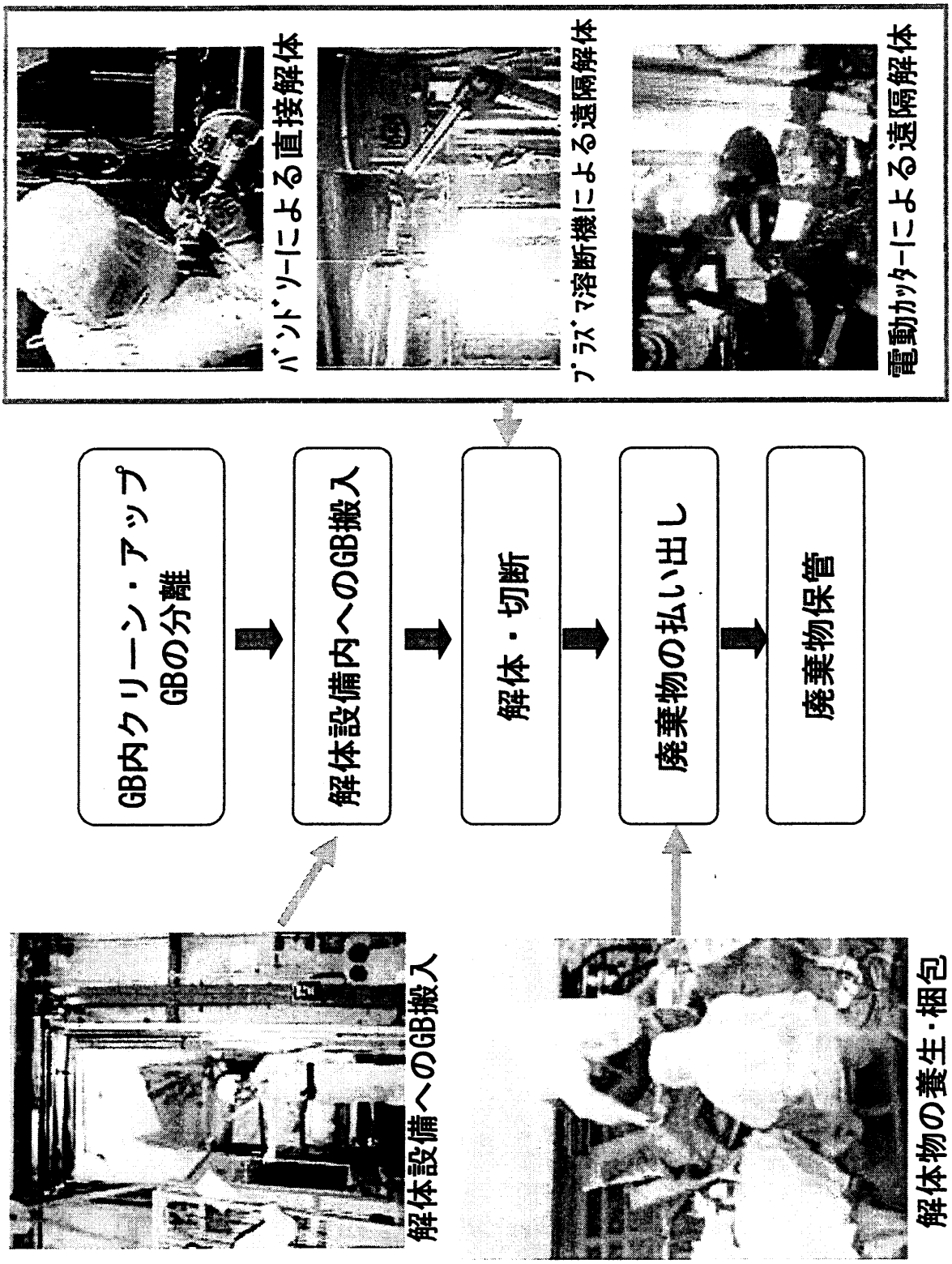

図-6 グローブボックスの解体作業の方法

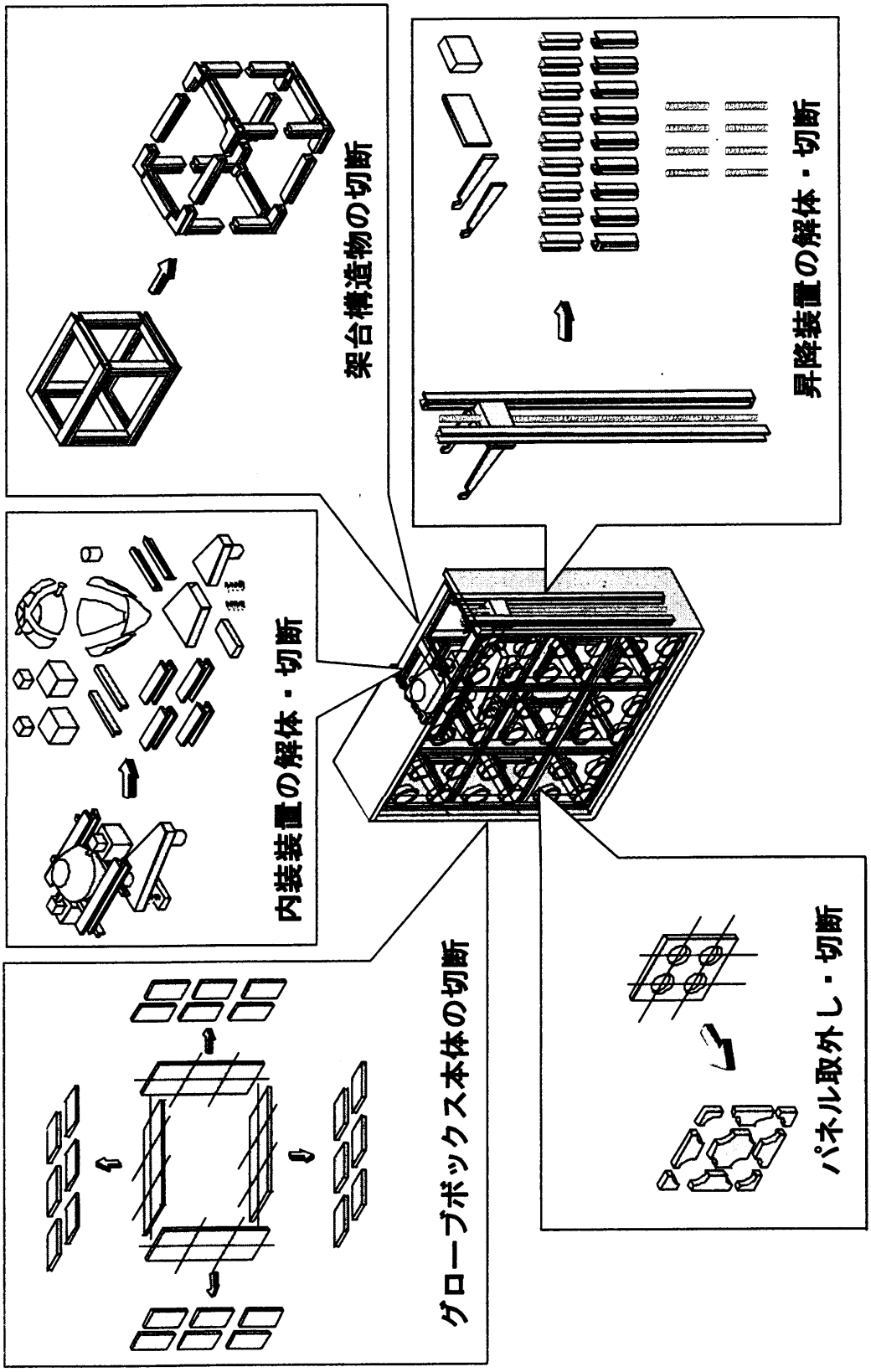

図-7　グローブボックスの解体方法(例)

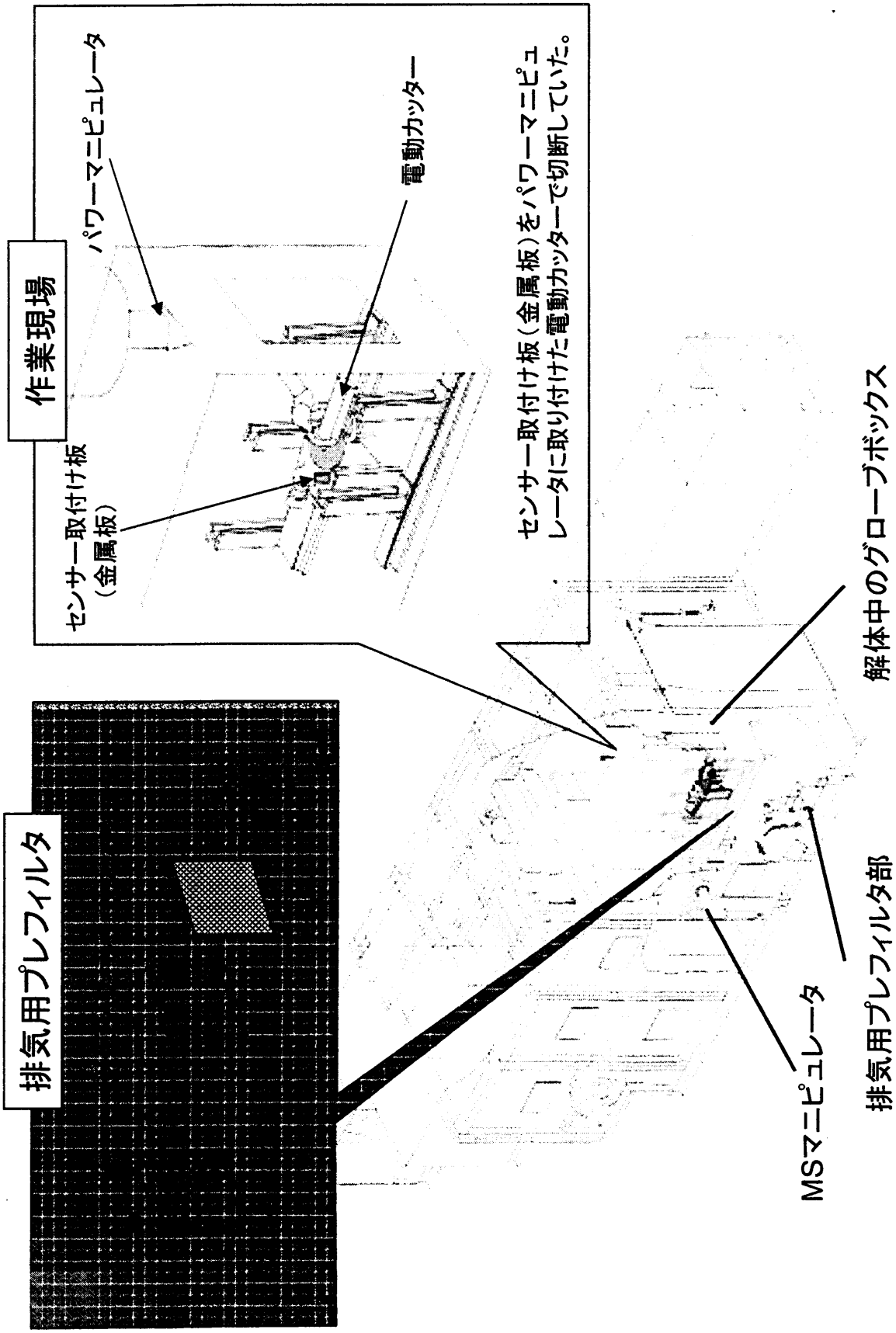

図-8 火災発生当日の作業の内容

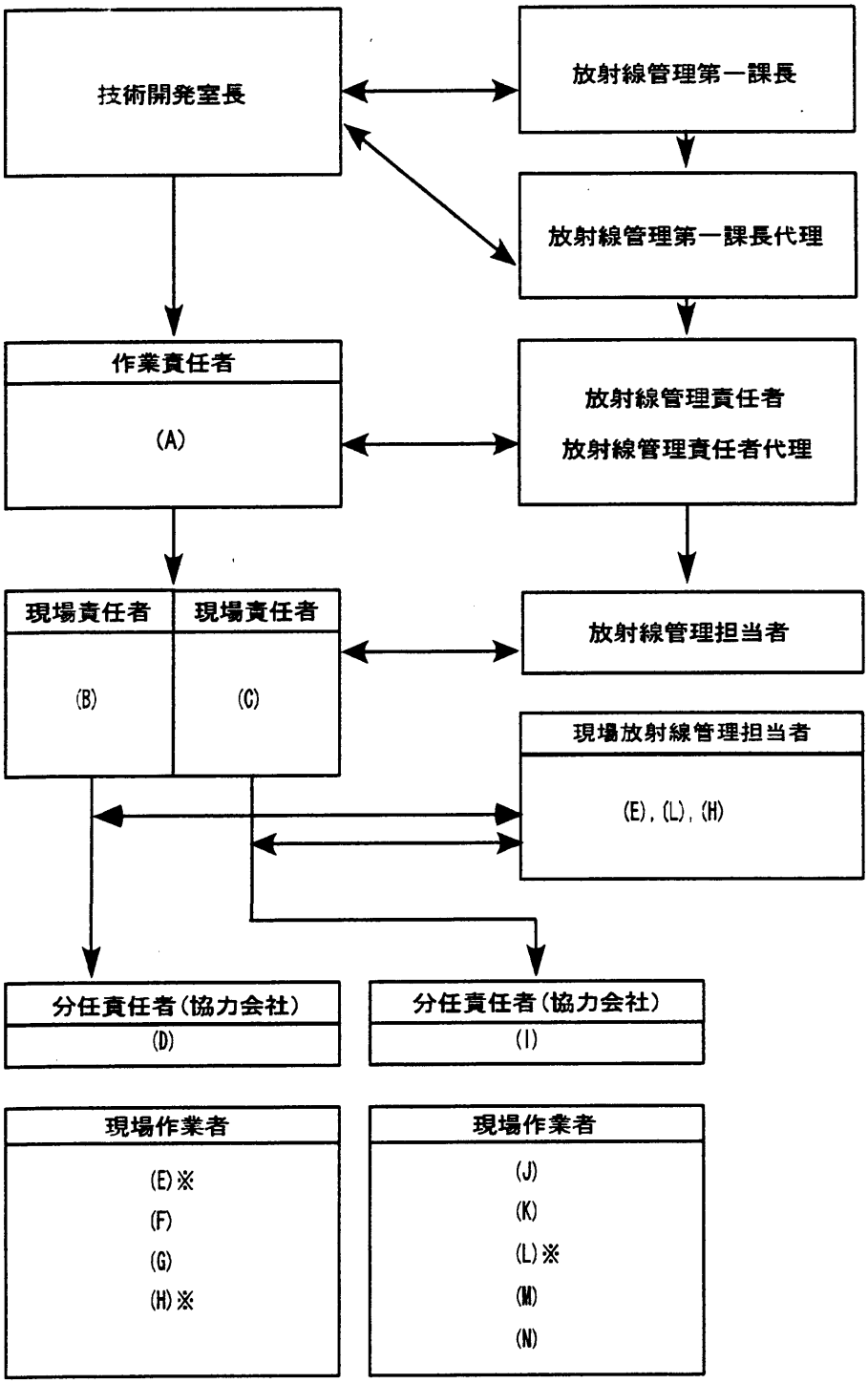

※ 現場放射線管理担当者を兼務

図-9　火災発生当日の組織図

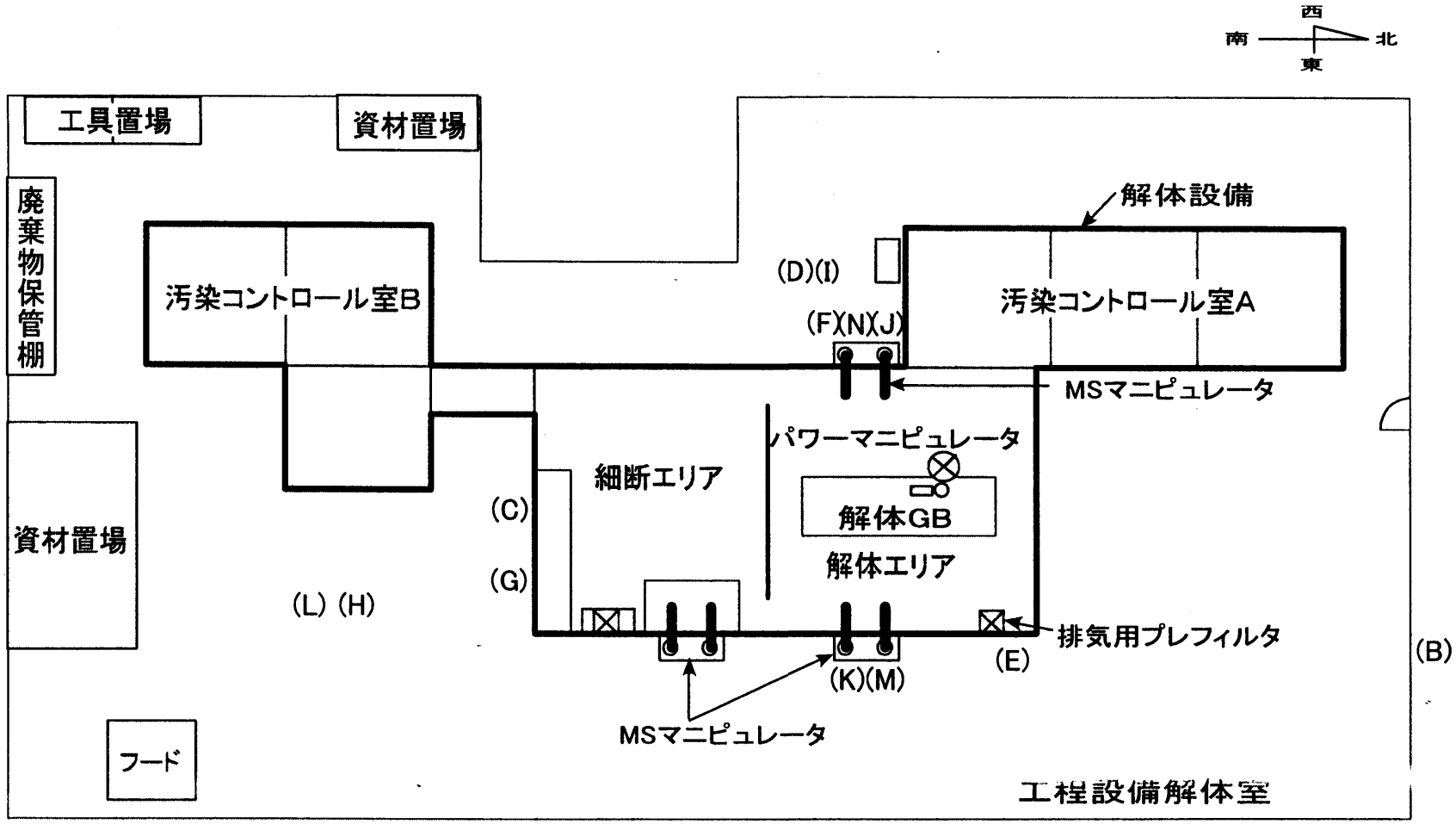

図-10　火災発生時の人員配置図

JNC TN8440 2003-028

15 ｻｲｸﾙ機構（東海）165
平成 15 年 5 月 28 日

茨城県生活環境部長
殿

核燃料サイクル開発機構
東海事業所長　岸本　洋一郎

安全管理の徹底について（回答）

拝　啓　時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

当事業所の業務に関しましては、平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成15年5月2日付け、原対第218号によりご要請のありました、「安全管理の徹底について」に関する今後の対応につきまして別紙のとおりご回答いたします。　敬　具

（別紙）

1．事故の未然防止について

(1) 工程設備解体室など、特に火気を使用する施設においては、事前の火災対策を十分検討し、それを踏まえた作業マニュアルとするとともに、火災の発生を想定した実践的な訓練を定期的に実施するなど、火災事故の未然防止に万全の措置を講じられたいこと

(1) 防火対策の事前検討の実施

工程設備解体室などでのグローブボックス設備解体作業において経験のない切断工具や切断方法を採用する際には、作業計画策定前にモックアップ試験等、十分な事前評価を実施します。そのモックアップ試験結果等を基に、技術基準を整備し、作業マニュアル等に反映した上で使用を開始します。また、グローブボックス設備解体作業に係る特殊放射線作業計画については、今後、プルトニウム燃料センター安全専門委員会で審議を行います。

(2) 実践的な教育訓練の実施

現場からの情報発信、担当管理者による各種の情報通信手段を活用した現場状況の把握、自らあるいは作業責任者等を現場に派遣しての現場状況の確認を迅速かつ的確に実行するため、各課室でこれまで実施してきた事故対応訓練をさらに充実させます。火気を使用する作業現場では、現場毎に年1回以上火災対応訓練を実施します。

(3) 安全優先の業務運営

グローブボックス作業を中心としたプルトニウム取り扱いの安全確保の徹底のため、新たにプルトニウム燃料センター直属の「グローブボックス安全確保対策室(仮称)」を設置することを検討します。

「グローブボックス安全確保対策室(仮称)」においては、グローブボックス作業と施設・設備の安全性向上のため、技術基準の整備を図ります。その成果を現場での安全作業、設備設計等に反映していくとともに、グローブボックス作業に携わる職員及び協力会社員の教育・訓練にも反映していくこととします。

(2) 作業現場においては、現場に常時立会い、作業の進捗状況を十分に把握するとともに、緊急時における現場責任者への指示、施設管理者等への通報連絡等に係る判断が的確に実施できるものを配置することとし、そのための人員を確保するとともに、必要な教育訓練の徹底を図られたいこと

(1) 現場状況の把握

本件においては、プルトニウム燃料センター管理職の現場の状況把握に対する姿勢が不足していたことから、これを改善するため、プルトニウム燃料センター管理職は、始業30分前には出勤して、担当現場の巡視・安全確認等に十分時間を取るようにし、安全に関する適切な指示を各現場の朝会やTBM等で職員及び協力会社員に与えることとします。それぞれの管理職は職場の問題点を自ら把握し、保安に関する改善や業務の改善を積極的に推し進めることとします。

(2) 適切な要員の配置と教育訓練の徹底

特殊放射線作業や非定常作業での現場責任者等については、経験年数や力量等を考慮して担当部長が承認した者を配置しており、今後は、定常、非定常に関わらず現場責任者等に対する認定制度を整備し、安全確保、通報連絡等に関して所定の教育訓練を実施し、施設管理者等への通報連絡等に係る判断が的確に行える能力を有する職員又は協力会社員の中から認定された者を配置します。

(3) 現場先任者からの通報連絡先の徹底

作業現場において、「通常と異なる状態に至った場合」の現場先任者（現場責任者およびその代理者、またはその現場における作業者のうち上位職位の者）からの通報連絡は、直接管理者に連絡することとなっていますが、特殊放射線作業計画では作業責任者と担当室長の両方への報告が記載されていました。作業計画を修正するとともに、直接管理者へ連絡することを再度、徹底します。

(3) 非定常作業を新たに実施する場合は、特に安全管理に専門的知識を有する者による現場パトロールの強化等を図るなど、事故の未然防止により一層努められたいこと

現場パトロールの強化

経験のない作業を開始する前に、担当管理者は、作業者の役割分担や作業の体制、安全対策、異常時対策、作業環境等の確認を行うとともに、作業開始後も随時巡視等により安全対策や作業環境等の確認と必要な管理を行う。また、安全主任者等の安全管理に専門的知識を有する者や火災予防の専門家によるパトロール等により、安全対策、防火対策、作業環境の改善等の指導を受けます。

2. 情報伝達体制について

(1) 事故・トラブルを含む通常と異なる事象が発生した場合、現場から通報を受けた作業責任者等の職員は、必要に応じて自らが直ちに現場の状況確認を行うなど、現場に係る迅速かつ的確な情報収集を図られたいこと

現場状況を的確に把握する観点からの事故対応訓練等の充実

火災事故等が発生した際、通報を受けた管理者又はその代理者は、現場に急行して現場情報の把握とその指揮をとることが事故対策マニュアルに定められており、これまでの事故・トラブル等においても、それを運用してきたところです。

管理者又はその代理者は、各種の情報通信手段を活用した現場状況の把握に努めるとともに、自ら直ちに現場へ向かう、あるいは作業責任者等を現場に派遣して、現場状況の把握を迅速、かつ、的確に行うため、実践的な事故対応訓練や通報連絡訓練を充実させます。

(2) 県への第1報は、事故発生の旨を第一とし、迅速性を優先した通報を行われたいこと

(1) 火災発見時の通報基準の明確化

火災発生時の通報遅れの主な原因は、現場作業員の全員をはじめとして担当室長等が火災と思わず、「119番」及び緊急連絡専用内線電話での通報をしなかったことです。以下に示す「火災と判定される可能性のある事象」のいずれか一つでも確認されたときは、発見者は管理区域の内外に関わらず「119番」通報及び緊急連絡専用内線電話による緊急通報を実施することとしました。また、疑わしい場合でも「119番」、緊急連絡専用内線電話への通報を実施することとしました。

① 予定外・計画外の発火・発煙・溶融を確認した場合(爆発を含む)、

② 予定外・計画外の消火作業を行う場合、又は行った場合、

③ 予定外・計画外の発火・発煙・溶融の痕跡を発見した場合

この通報連絡基準の変更については、既に所内の従業員及び工事関係者等全員(5月15日現在3,167名)への教育を実施し、その結果を一人一人確認票にて確認しました。また、今後は、新たな配属の都度教育を行うとともに、定期的な教育、実践的な通報訓練を実施して参ります。

(2) 所長等への通報

所長が初期段階の情報で素早い対応を取るため、緊急連絡専用内線電話での通報連絡が同時に聴取できるよう、スピーカーを追加設置します。これにより、所長等が第1報を聞いて、迅速な初動ができるようになります。

(3) 外部発信の迅速化

緊急時対策所における連絡状況の確認が確実にできるように、外部機関への通報指示を受けた本部員が、外部機関への連絡の発信済みあるいは未発信を確認できる専用の表示板等を設置しました。今後、事故対策本部における本部員の役割確認と指示確認等の動作について訓練を通じて充実させ、外部機関に対して、事故発生の旨を第一とする迅速な通報を行うことを徹底します。

以 上

15 ｻｲｸﾙ機構（東海）164
平成 15 年 5 月 28 日

茨城県生活環境部消防防災課長
殿

茨城県生活環境部原子力安全対策課長
殿

核燃料サイクル開発機構
東海事業所長　岸本　洋一郎

原子力事業所における火災発生時の対応に係る周知徹底について（回答）

拝　啓　時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

当事業所の業務に関しましては、平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成 15 年 5 月 2 日付け、消防第 534 号及び原対第 217 号によりご要請のありました、「原子力事業所における火災発生時の対応に係る周知徹底について」に関する対応につきまして別紙のとおりご回答いたします。　　敬　具

（別　紙）

原子力事業所における火災発生時の対応に係る周知徹底の状況

事業所名：　核燃料サイクル開発機構　東海事業所

周知徹底の方法	実施年月日	対象者の種類及び人数	周知徹底した内容
保安管理部長名の業務連絡による要請	平成15年5月1日	各部・センター長 開発調整室長 ﾘｽｸｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝ研究班長	火災発生時の対応に関する従業員への周知徹底
安全集会の開催（各部・センター単位で開催）による部長・センター長からの周知	平成15年5月1日	自社員及び自社員外の従業員 約1,500名	①Ｐｕ－３における火災の概要 ②Ｐｕ燃料センター緊急安全大会（4月23日）時の所長訓示内容（安全ニュース） ③自治体等からの要請内容 ④原子力安全協定運用基準、消防法第24条における通報の位置づけとその重要性 ⑤東海事業所における火災時の通報連絡ルール
各課室長等による火災時の通報連絡等に係る従業員への周知教育	平成15年5月1～15日	開発調整室 自　社　員：6／6名 ﾘｽｸｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝ研究班 自　社　員：7／7名 保安管理部 自　社　員：65／65名 自社員以外：46／46名 放射線安全部 自　社　員：81／81名 自社員以外：169／169名	①Ｐｕ－３における火災の概要 ②Ｐｕ燃料センター緊急安全大会（4月23日）時の所長訓示内容（安全ニュース） ③自治体等からの要請内容 ④原子力安全協定運用基準、消防法第24条における通報の位置づけとその重要性 ⑤東海事業所における火災時の通報連絡ルール

周知徹底の方法	実施年月日	対象者の種類及び人数	周知徹底した内容
		運営管理部 自　社　員：91／91名 自社員以外：106／106名 建設工務管理部 自　社　員：85／85名 自社員以外：367／367名 環境保全・研究開発センター 自　社　員：241／241名 自社員以外：177／177名 再処理センター 自　社　員：399／399名 自社員以外：619／619名 プルトニウム燃料センター 自　社　員：207／207名 自社員以外：501／501名 東海事業所全体 自　社　員：1,182／1,182名 自社員以外：1,985／1,985名 合　計　：3,167／3,167名	
協力会社等に対する説明会等	平成15年5月6日	放射線安全衛生強化推進協議会及び安全推進協議会加盟会社の代表者 説明会：41社／61社　計44名 資料送付：20社／61社	①Ｐｕ－３における火災の概要（安全ニュース） ②原子力安全協定運用基準、消防法第２４条 ③東海事業所における火災時の通報連絡ルール （参加できなかった加盟会社へは資料送付により周知を依頼した）

注）自社員以外には、協力会社員のほか請負工事業者を含む

15 ｻｲｸﾙ機構（東海）0169
平成１５年　５月２８日

東 海 村 消 防 本 部

消防長　　殿

核燃料サイクル開発機構 東海事業所
所　長　　岸 本　洋 一 郎

火災報告書の提出について

当事業所の消防防災については、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成１５年４月２１日に当事業所プルトニウム燃料第３開発室で発生した火災につきまして、消防機関への通報に関し平成１５年４月２３日付けでいただいたご指導に対し、報告書をまとめましたので別紙のとおり提出します。

ご指導の趣旨を踏まえ、全従業員に対し改善策の徹底を図り再発防止に努めてまいりますので、今後とも消防防災に係るご指導のほどよろしくお願いいたします。

別紙　「プルトニウム燃料第三開発室工程設備解体室での火災について」

様式第22号（第96条関係）

事故報告書

事業の種類	事業場の名称（建設業にあっては工事名併記のこと）	労働者数
学術研究機関	核燃料サイクル開発機構　東海事業所	1,235人

事業場の所在地	発生場所
茨城県那珂郡東海村村松4番地33 （電話　029-282-1111）	プルトニウム燃料第三開発室 工程設備解体室
発生日時	**事故を発生した機械等の種類等**
15年4月21日　10時17分頃	解体設備
構内下請事業の場合は親事業場の名称 建設業の場合は元方事業場の名称	該当なし

事故の種類	火災

人的被害			死亡	休業4日以上	休業1～3日	不休	計
事故発生事業場の被災労働者数	男		人的被害なし				
	女						
その他の被災者の概数							

物的被害	区分	名称,規模等	被害金額
	建物	物的被害なし	円
	その他の建設物		円
	機械設備		円
	原材料		円
	製品		円
	その他		円
	合計		円

事故の発生状況	平成15年4月21日10時17分頃、ｸﾞﾛｰﾌﾞﾎﾞｯｸｽ解体設備において遠隔で電動ｶｯﾀｰによる金属板の切断作業中、当該設備内の排気用ﾌﾟﾚﾌｨﾙﾀに切粉が飛散し、ﾌｨﾙﾀｰの一部がｽﾎﾟｯﾄ的に赤くなっているのを確認し消火した。13時00分東海村消防署員が火災と判断し、鎮火していることを確認した。
事故の原因	別紙参照
事故の防止対策	別紙参照
参考事項	別紙参照
報告書作成者職氏名	プルトニウム燃料センター長

平成15年5月28日

水戸労働基準監督署長　殿

事業者　職　氏名　核燃料サイクル開発機構
東海事業所長　岸本

備考

1「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の中分類により記入すること。

2「事故の発生した機械等の種類等」の欄には、事故発生の原因となった次の機械等について、それぞれ次の事項を記入すること。

（1）ﾎﾞｲﾗｰ及び圧力容器に係る事故については、ﾎﾞｲﾗｰ、第一種圧力容器、第二種圧力容器、小型ﾎﾞｲﾗｰ又は小型圧力容器のうち該当するもの。

（2）ｸﾚｰﾝ等に係る事故については、ｸﾚｰﾝ等の種類、型式及びつり上げ荷重又は積載荷重。

（3）ｺﾞﾝﾄﾞﾗに係る事故については、ｺﾞﾝﾄﾞﾗの種類、型式及び積載荷重。

3「事故の種類」の欄には、火災、鎖の切断、ﾎﾞｲﾗｰの破裂、ｸﾚｰﾝの逸走、ｺﾞﾝﾄﾞﾗの落下等具体的に記入すること。

4「その他の被災者の概数」の欄には、届出事業者の事業場の労働者以外の被災者の数を記入し、（　）内には死亡者数を内数で記入すること。

5「建物」の欄には、構造及び面積、「機械設備」の欄には台数、「原材料」及び「製品」の欄にはその名称及び数量を記入すること。

6「事故の防止対策」の欄には、事故発生を防止するために今後実施する対策を記入すること。

7「参考事項」の欄には、当該事故において参考になる事項を記入すること。

8この様式に記入しきれない事項については、別紙に記載して添付すること。

9氏名を記載し、捺印することに代えて、署名することができる。

付録－４(1)

平成１５年度　保安管理部　業務推進・品質改善　目標リスト
（事業・組織基盤目標））

平成１５年３月

東海事業所　保安管理部

平成15年度　保安管理部　業務推進・品質改善目標リスト

目標分類	事業所の目標（業務実施計画）	当該組織の目標内容（実施方策）	要求品質(*)	管理尺度	目標値	現 状（平成15年1月現在）
個別ミッション	(8)原子力委員会、文部科学省「原子力二法人統合準備会議」において取りまとめられた報告書を踏まえて日本原子力研究所との統合に向けた取組を実施する。					
	②カウンターパート等との情報交換可能な事柄・部署を整理し、情報交換・交流を実施する。	①原研保安管理室との情報交換等、統合に向けた具体的検討の実施 ②先行可能事項の抽出及び実施 （課題：保安管理業務の統合）	5	①検討結果報告時期 ②先行事項の開始時期	①16年1月 ②第3四半期	原研保安管理室との情報交換を7月、9月、10月、1月に計5回実施 （達成基準：統合案の作成及び報告）
コスト管理目標	(2)関係法令に基づき補助金を適正に執行する。					
	－	予算執行状況の定期的な確認を実施する （課題：繰越や残額の発生しない適正な予算執行）	3	予算執行状況の確認頻度	1回／月以上	1月の経理課ヒヤリングに最新の執行状況を報告 （達成基準：年度内予算執行）
組織基盤・人材育成目標	(1)「平成15年度業務品質保証活動基本方針・基本計画」に基づく活動を展開する。					
	①業務品質改善活動の実施					
	○部門長（所長）診断会の実施					
	・業務中間報告会、業務実績報告会の実施	部門長診断会の確実な実施 （課題：中間及び年度総括における業務運営に係る改善活動）	3	部門長診断会の開催回数	2回／年	9月、1月に実施 （達成基準：目標値に定めた開催回数の着実な実施）
	○検討会（診断会）チームによる改善活動の実施					
	・検討会の他に外部講師を交えた指導会、発表会を実施	検討会／指導会の円滑な活動 （課題：重要課題に対する改善活動）	3	改善成果の報告時期	年度内	15年3月12日に開催予定 （達成基準：改善成果の年度内報告）
	○品質管理記録の管理の充実・強化					
	・自主点検信頼性調査に伴い抽出された課題、実施体制及び不正防止策の確立に係る改善策の実施	各部・センターにおける改善策の実施状況の確認 （課題：自主的に定めた改善策について着実に実施）	3・4	実施状況の確認	年度内	12月までに改善策の作成 （達成基準：実施状況について確認し必要な指導を実施）

(*) 1：事故の未然防止、2：経営者から現場第一線までの意識・情報の共有化、3：適正かつ効率的な業務運営の仕組みの確立、4：地元に理解される業務運営、5：社会のニーズに即した開発と技術移転

平成15年度　保安管理部　業務推進・品質改善目標リスト

目標分類	事業所の目標（業務実施計画）	当該組織の目標内容（実施方策）	要求品質(*)	管理尺度	目標値	現 状（平成15年1月現在）
組織基盤・人材育成目標	②業務の標準化の推進					
	○業務運営の仕組みの改善、要領化					
	・業務運営の仕組みの改善、要領化（ＩＳＯ認証取得部門以外）	業務運営の仕組みの要領化 （課題：ルール化されていない業務の標準化）	3	改善・要領化の件数	2件／課室以上	安対課：2件、危機室15件、品証室：1件作成 （達成基準：課室毎に要領化する目標値を定め着実に実施）
	③品質監査の実施					
	○定期自主品質監査の実施（東電問題に係る改善実施状況確認を含む）	自主品質監査の確実な実施 （課題：規程に定められた自主品質監査の確実な実施及び事業所の品質保証活動状況の確認及び指導）	3	監査の実施回数	1回 （各部・ｾﾝﾀｰ対象）	11月及び12月に実施 （達成基準：実施要領に基づく確実な監査対応。東電問題対応を含む）
	④業務品質保証に関する教育の実施					
	・本社階層別教育の参加	本社階層別教育の実施への協力 （課題：品質保証活動に係る知識習得）	3	計画された教育に対する実施率	100％	計画すべて実施（9回） （達成基準：本社の計画に対して着実な対応）
	(2)東海安全マネジメントシステム（仮称）の構築					
	①各種マネジメントシステム体系の整理統合を目指した検討	各種マネジメントシステム体系の整理統合を目指した検討 （課題：事業所内の品質保証活動について国際規格を含め効果的な仕組みの検討）	3・4	品質保証計画書（品質マニュアル）の改定案の報告時期	16年3月	所の品質保証活動の将来像について検討を実施 （達成基準：改定案の年度内の作成）
	②OHSMS を中心とした体制の構築	検討委員会での計画の遵守 （課題：国際規格に適した事業所体制の構築）	3	委員会の計画に対する実施率	100％	所の品質保証活動の将来像について検討を実施 （達成基準：検討委員会で出される改善計画に対する確実な対応）

(*) 1：事故の未然防止、2：経営者から現場第一線までの意識・情報の共有化、3：適正かつ効率的な業務運営の仕組みの確立、4：地元に理解される業務運営、5：社会のニーズに即した開発と技術移転

付録－４(2)

平成１５年度　保安管理部　業務推進・品質改善　目標リスト
（安全確保・環境保全目標））

平成１５年３月

東海事業所　保安管理部

平成１５年度 保安管理部 業務推進・品質改善目標リスト

安全衛生/環境管理統括者	センター内部安全衛生/環境管理統括者	安全衛生/環境管理者(取りまとめ課)

承認：平成 １５年 ３月２８日
作成：平成１５年 ２月１２日

目標分類	事業所の目的(EMS のみ)	事業所の目標内容(実施方策)	要求品質(*2)	OHSMS・EMS対象	部・センターの目的(EMS のみ)	目標リスト				現状(平成 15 年 1 月現在)	担当部署(*3)
						目標の内容(*1)	要求品質(*2)	管理尺度	目標値		
安全確保・環境保全目標	—	(5)「平成 15 年度安全管理基本方針」及び労働安全衛生/環境方針に基づいた安全活動の展開									
		① 自主保安のより一層の推進									
		○ 作業計画策定及び変更管理の徹底(計画外作業の撲滅)	1	—	—	①一般作業計画書を起案する作業に関する作業手順書から逸脱した作業（計画外作業）の禁止	1	計画外作業の件数	ゼロ件	工事等の作業実施時に一般作業計画書を作成	★安対課 危機室 品証室
						②所全体の実施状況の確認及びとりまとめ		確認・とりまとめ時期	15 年 9 月及び 16 年 3 月	—	安対課
		○ 外部機関との協力・連携と参考となる事例の自らの職場への取り入れ	4	—	—	①ＮＳネット、東海ノア協定に係る訓練等への積極的な取組み	4	①訓練等への参加率	①100％	①案内等に基づきそのつど所内周知等を行い参加	安対課
						②NS ネット良好事例の水平展開の実施		②相互評価実施に係る報告書公開の都度実施	②公開の都度	②ピアレビュー報告書における良好事例の水平展開等を実施	品証室
						③所全体のＮＳネット、東海ノアへの参加実績のとりまとめ		実績・とりまとめ時期	15 年 9 月及び 16 年 3 月	—	安対課
		② 一人ひとりの危険に対する感受性の向上									
		○ 基本動作(5S を含む)、ＫＹ、ＴＢＭの徹底									
		・若年層を対象としたＫＹ研修会の開催	1	OHSMS	—	・ＫＹ研修会の企画・実施	1	開催時期	15 年 7 月	外部機関の講習会等を紹介	安対課
		・講習会、研修会等への積極的な参加	1	OHSMS	—	・RST トレーナー及び KY トレーナー有資格者の養成	1	養成人数	各 1 名以上	—	★安対課 危機室 品証室

[目標内容欄(＊1)] ①：機構の安全管理基本方針及び労働安全衛生/環境方針から導かれる項目　②：OHSMS(重大なリスク)及びEMS(著しい環境側面)から導かれた項目
③：OHSMS(重大なリスク)の場合であって各部・センターの個別テーマの項目
[要求品質欄(＊2)] 1：事故の未然防止　2：経営者から現場第一線までの意識・情報の共有化　3：適正かつ効率的な業務運営の仕組みの確立
4：地元に理解される業務運営　5：社会のニーズに即した開発と技術移転
[担当部署欄(＊3)] ★：リード、取りまとめをする課・室・グループ

目標分類	事業所の目的(EMS のみ)	事業所の目標内容(実施方策)	要求品質(*2)	OHSMS・EMS対象	部・センターの目的(EMS のみ)	目標リスト				現状(平成15年1月現在)	担当部署(*3)
						目標の内容(*1)	要求品質(*2)	管理尺度	目標値		
		○ 規程類における一人ひとりの役割確認とその遵守徹底									
安全確保・環境保全目標		・保安規定及びその下部要領類における業務所掌範囲等に係る周知教育の実施	2,3	—	—	・保安規定及び事故対策規則等における業務所掌範囲の確認及び周知教育の実施	2,3	周知教育完了時期	15年6月	保安規定に基づく保安教育を実施	★安対課 危機室 品証室
		・通報連絡基準に基づく通報連絡の徹底	2,4	—	—	・通報連絡基準周知教育の企画及び実施	2,4	開催実績	使用及び再処理について、各1回以上	計4回の周知教育を実施	★安対課 危機室 品証室
		○教育・訓練データベースを活用した体系的な保安教育の実施	3	OHSMS	—	①年度計画に基づく教育訓練の実施	3	①保安教育訓練の実施率	①計画に対して100%	計画に基づき保安教育を実施	★安対課 危機室 品証室
						②教育訓練データベースへの確実な入力		②データ入力実施率	② 100%	各部署のニーズを反映してデータベースの改良を実施中	★安対課 危機室 品証室
						③所全体の入力実施率の確認		確認実施時期	③15年9月及び16年3月	—	安対課
	—	③ 危機管理・防災体制の充実強化									
		○ 危機管理に係る教育訓練の継続的実施と実効性の向上	1	—	—	・緊急時対策所を使用した月例訓練等の実施	1	月例訓練等の実施回数	10回以上／年	1月までに月例訓練を9回実施	危機室
		○原子力災害に備えた防災関係機関との連携強化									
	—	・防災関係機関等の参画した防災訓練の実施	1,4	—	—	・東海村消防署が参画した防災訓練の企画及び実施	1,4	村消防の参画実績	1回以上／年	15年3月の防災訓練に参画予定	危機室
		・防災関係機関等を対象とした原子力防災研修等の企画・実施	4	4	—	・原子力防災研修の企画及び実施	4	開催実績	1回以上／年	13年度2回、14年度1回	危機室
	—	④ 労働衛生活動への積極的な取り組み									
		○ 快適職場づくりの推進	1	OHSMS	—	①部の15年度計画に基づく改善の実施	1	①改善実施率	①計画に対し100%	所の方針作成及び1月に説明会を開催	★安対課 危機室 品証室
						②各部・センターの取組状況の確認		②確認実施時期	9月、1月		安対課

[目標内容欄(*1)] ①：機構の安全管理基本方針及び労働安全衛生/環境方針から導かれる項目　②：OHSMS(重大なリスク)及びEMS(著しい環境側面)から導かれた項目
③：OHSMS(重大なリスク)の場合であって各部・センターの個別テーマの項目
[要求品質欄(*2)] 1：事故の未然防止　2：経営者から現場第一線までの意識・情報の共有化　3：適正かつ効率的な業務運営の仕組みの確立
4：地元に理解される業務運営　5：社会のニーズに即した開発と技術移転
[担当部署欄(*3)] ★：リード、取りまとめをする課・室・グループ

(2/4)

目標分類	事業所の目的(EMS のみ)	事業所の目標内容(実施方策)	要求品質(*2)	OHSMS・EMS対象	部・センターの目的(EMS のみ)	目標リスト				現状(平成 15 年 1 月現在)	担当部署(*3)
						目標の内容(*1)	要求品質(*2)	管理尺度	目標値		
	化学物質適正管理の定着	⑤ 従業員等に対する化学物質の曝露による健康障害の防止									
		○ 化学物質に関するリスクアセスメントの試行	1	OHSMS	—	①試行のための要領書整備	1	① 要領書整備時期	①15 年 8 月	国内外の手法等の調査・検討を実施	安対課
						②試行に向けた各部・センターへの説明会の開催		② 説明会開催時期	②15 年 9 月		
		(4) ＰＲＴＲ法に基づく化学物質の環境放出の確実な管理									
		○ 化学物質の排出量等の確実な把握	3	EMS	化学物質適正管理の定着	①化学物質の排出量等の確実な把握	3	①法令に基づく平成 14 年度排出量等の報告時期	①15 年 6 月	①平成 14 年排出量等の把握を実施している	安対課
						②15 年度排出量等の把握及びとりまとめ		②化学物質の排出量等の取りまとめ回数	②4 回/年	②平成 14 年度は既に 2 回実施しており、平成 14 年度分については合計 4 回実施する。	
	—	(7) 安全性総点検に係る計画完了案件への着実な対応	4	—	—	安全性総点検に係る計画完了案件の目標リストによる進捗状況の把握	4	進捗状況の確認実績	2 回／年	14 年度の処置状況を確認、報告	品証室

[目標内容欄(＊1)] ①：機構の安全管理基本方針及び労働安全衛生/環境方針から導かれる項目　②：OHSMS(重大なリスク)及びEMS(著しい環境側面)から導かれた項目
③：OHSMS(重大なリスク)の場合であって各部・センターの個別テーマの項目
[要求品質欄(＊2)] 1：事故の未然防止　2：経営者から現場第一線までの意識・情報の共有化　3：適正かつ効率的な業務運営の仕組みの確立
4：地元に理解される業務運営　5：社会のニーズに即した開発と技術移転
[担当部署欄(＊3)] ★：リード、取りまとめをする課・室・グループ

目標分類	事業所の目的(EMS のみ)	事業所の目標内容(実施方策)	要求品質(*2)	OHSMS・EMS対象	部・センターの目的(EMS のみ)	目標リスト				現状(平成15年1月現在)	担当部署(*3)
						目標の内容(*1)	要求品質(*2)	管理尺度	目標値		
	省資源・省エネルギーの推進	電力使用量低減	3	EMS	省資源・省エネルギーの推進	14年度の実績を踏まえた電力使用量低減活動の実施	3	・14年度実績比の低減率	平成14年度の目標を達成した場合は継続とし、未達成の場合は平成14年度実績比の1%低減を目標とする。ただし、防災管理棟については、新たに電力メータを設置した平成14年11月～平成15年3月の電力使用量及び新規に設置された「南東地区監視設備」の稼動を開始した平成14年12月～平成15年3月の電力使用量を昨年度実績値として目標を設定する。正門警備所については、平成14年度に仮設警備所に移ることから、仮設警備所の電力使用量の把握を行い目標値を設定する。	実績把握及び低減活動を実施	安対課 危機室 ★品証室
		コピー用紙使用量低減	3	EMS		14年度の実績を踏まえたコピー用紙使用量低減活動の実施	3	・14年度実績比の低減率	14年度実績比の2%低減	実績把握及び低減活動を実施 1月末現在、0.188%増加(1,330枚)	安対課 危機室 ★品証室
	—	転倒災害が予測されるリスクを改善	1	OHSMS	—	① 転倒災害が予測される既存ワークシートの見直し	1	①既存ワークシートの見直し	①15年4月末	—	安対課 危機室 ★品証室
						② 転倒災害が予測される新たな作業発生時にワークシート作成		②新たな作業発生時にワークシート作成	②報告時期(定期見直し時)		

[目標内容欄(*1)] ①：機構の安全管理基本方針及び労働安全衛生/環境方針から導かれる項目　②：OHSMS(重大なリスク)及びEMS(著しい環境側面)から導かれた項目
③：OHSMS(重大なリスク)の場合であって各部・センターの個別テーマの項目
[要求品質欄(*2)] 1：事故の未然防止　2：経営者から現場第一線までの意識・情報の共有化　3：適正かつ効率的な業務運営の仕組みの確立
4：地元に理解される業務運営　5：社会のニーズに即した開発と技術移転
[担当部署欄(*3)] ★：リード、取りまとめをする課・室・グループ

(4/4)

JNC TN8440 2003-028

付録－5

平成15年度　東海事業所安全衛生計画書

○目　的

平成15年度サイクル機構安全管理基本方針及び東海事業所「労働安全衛生及び環境方針」を受けて労働安全衛生マネジメントシステムに基づき、トラブル等の未然防止や健康の保持増進など、日常的な安全衛生活動を実践するための平成15年度東海事業所安全衛生計画を定める。

○安全衛生管理の目標内容

本計画に示す安全衛生活動の目標は、平成15年度東海事業所及び各部・センターの業務推進・品質改善目標リスト「安全確保･環境目標」に反映し、展開する。

(1) 労働安全に関する目標

平成15年度の「安全管理基本方針」及び「東海事業所労働安全衛生目標」に基づき、一人一人がルールを遵守し安全を守る風土を醸成するとともに各人の危険に対する感受性を向上させ、労働安全の一層の向上を図る。また、平成14年度には負傷災害が数多く発生したことを踏まえ、負傷事故の防止に向けた取り組みを推進する。

・作業計画策定及び変更管理の徹底（計画外作業の撲滅）
・基本動作(5Sを含む)、KY, TBMの徹底
・教育・訓練データベースを活用した体系的な保安教育の実施
・転倒災害が予測されるリスクの改善

(2) 労働衛生に関する目標

「東海事業所労働安全衛生目標」に基づき、職場の作業環境の改善、健康の保持増進等、積極的な労働衛生活動を推進する。

・快適職場づくりの推進
・心の健康管理の推進
・法定健康診断などによる各人の健康管理の実施と疾病管理の実施
・健康づくりのためのTHP活動を含めた栄養指導及び運動指導の実施

○安全衛生行事計画等

全国的に展開される各種安全衛生週間等の行事に積極的に参加するとともに、安全衛生管理規則等に基づくパトロール（巡視）及び労働安全衛生に関する各種委員会を定期的に実施する。また、負傷事故の防止については、ヒヤリハットの提案の活用や災害事例の紹介等の取り組みを、適時あるいは安全衛生行事等において実施する。安全衛生に係わる行事等の具体的な実施内容は別途計画する。

更に、放射線安全衛生強化推進協議会定例会を四半期毎に、各部センター協議会を毎月開催し、安全衛生に係る関係請負人とのコミュニケーションの強化を図る。

以　上

平成15年度　安全衛生行事計画

月	行事計画	定期的実施事項
4		1.安全衛生管理規則等に基づくパトロールの実施 a)安全主任者パトロール（適宜） b)衛生管理者パトロール（毎週 1回） c)統括者（年2回以上） d)管理者（月1回以上） e)産業医（月1回以上） f)衛生工学衛生管理者（月 1 回以上） g)その他 ・所長パトロール（適宜） ・衛生管理者会議パトロール（適宜） 2.委員会等の開催 a)安全衛生・化学物質委員（毎月） b)部・センター安全衛生委員会（毎月） c)衛生管理者会議（毎月1回） d)安全主任者会議（毎月1回） e)放射線安全衛生強化推進協議会定例会（四半期1回）及び総会 f)放射線安全衛生強化推進協議会各部センター会（毎月1回）
5	・原子力エネルギー安全月間（5/1から31）	
6	・全国安全週間準備期間（6/1から30） ・危険物安全週間（6/8から14）	
7	・全国安全週間（7/1から7） ・安全大会（7/1）	
8	・電気使用安全月間（8/1から31）	
9	・全国労働衛生週間準備期間（9/1から30）	
10	・全国労働衛生週間（10/1から7） ・高圧ガス保安活動促進週間（10/27から31）	
11	・秋の全国火災予防運動（11/9から15）	
12	・年末年始無災害運動（12/15から1/15）	
1	・年末年始無災害運動（12/15から1/15）	
2		
3	・年末年始無災害運動（12/15から1/15）	

事業所として取り組む事項（適時及び安全衛生週間行事等において取り組むものとする）

a)　KY研修会（若年層を対象）の開催
b)　RSTトレーナー、KYトレーナー等の養成
c)　災害事例の紹介
d)　負傷発生防止等のためのヒヤリハット提案（2回/年）
e)　メンタルヘルス研修会の開催
f)　THPの推進

付録－6

平成15年度　安全管理基本方針

核燃料サイクル開発機構
理　事　長

自主保安のより一層の推進

・ 職場の実態に応じたリスクアセスメントの定着
・ 作業計画策定及び変更管理の徹底（計画外作業の撲滅）
・ 外部機関との協力・連携と、参考となる事例・活動の自らの職場への取り入れ
・ 自主点検信頼性調査結果に基づく対応措置の徹底

一人ひとりの危険に対する感受性の向上

・ 基本動作（5Sを含む）、KY・TBMの徹底
・ 規定類における一人ひとりの役割確認とその遵守徹底
・ 教育・訓練データベースを活用した体系的な教育・訓練の実施

危険管理・防災体制の充実強化

・ 危機管理に係る教育・訓練の継続的実施と実効性の向上
・ 原子力災害に備えた防災関係機関との連携強化

付録－7

東海事業所業務品質保証活動品質方針

東海事業所長

○基本方針

東海事業所の社会的使命は、わが国における将来のエネルギーの安定供給を図るため、核燃料サイクルの確立に向けたフロントランナーとしての技術開発を推進することである。このことから、原子力施設等の安全を確保するとともに、サイクル開発機構の業務品質保証活動を積極的に推進します。さらに、透明性を確保し社会の信頼性を高めるため、国際認証に基づく OHSAS18001、ISO14001 及び ISO9001 等の品質保証システムの定着をめざします。

○活動方針

① 理事長の定めた「業務品質方針」及び「要求品質」を踏まえ、「業務推進・品質改善目標リスト」に従い、事業所の業務品質保証活動の推進に努めます。

② 施設品質保証計画書、OHSAS18001、ISO14001 及び ISO9001 の活動を積極的に推進します。

③ 東海事業所として、OHSAS18001、ISO14001 及び ISO9001 を踏まえた実行できる品質保証活動体系の整備を進めます。

○平成 15 年度行動目標

① 「平成 15 年度業務推進・品質改善目標リスト」に従い、事業所及び各部・センターの具体的活動を計画する「平成 15 年度東海事業所品質保証活動計画」を定め、着実に実行します。

② OHSAS18001、ISO14001 及び ISO9001 の活動を踏まえ、合理的かつ効果的な品質保証活動の実施に向け、仕組みの検討、整備を実施して行きます。

③ OHSAS18001 及び ISO14001 に基づく安全及び品質保証の体制を構築するため、規則及び委員会等を含めて具体的な体制について整備を着実に実施し、改善して行きます。

④ 各部・センターは、ISO9001 に適した品質保証計画書（施設編）と下部要領書の整備・改定を実施します。

付録－8

平成15年度　東海事業所品質保証活動計画

東海事業所における業務品質保証活動は、「平成15年度東海事業所業務品質保証活動品質方針及び平成15年度業務実施計画並びに業務推進・品質改善目標リスト」に基づくとともに、ISO14001及びOHSAS18001の活動を踏まえて推進する。その具体的活動を以下に示す。

1. 業務品質改善活動の実施

業務の「質」を改善・向上させるために業務の実態のチェックを「業務推進・品質改善目標リスト」を用いて診断会等において行う。なお、チェックにより抽出された問題点や課題については、その後の改善活動に反映する。

○　部門長（所長）診断会は、「平成15年度業務実施計画及び業務推進・品質改善目標リスト」の実施状況を確認する9月開催の業務中間報告会及び1月開催の業務実績報告会と兼ねて計画的に実施する。

○　平成14年度理事長診断会における指摘事項等に基づき建工部は、組織のあり方について再検討を実施し、その結果を中間報告会に報告する。保安部は、東海安全マネジメントシステム（仮称）に必要な機能に関する検討を行い効率的な品質保証システムの構築を行う。

○　自主点検信頼性の調査において抽出された課題（点検記録の改善、実施体制及び不正防止策の確立に係る改善）は、改善計画に従い実施する。

現場に密着した重要なテーマについて、品質保証に関する専門家の指導を受けながら、改善活動を行う。

○　平成15年度は事業所の代表として2チームが活動を行うことになる。今年度は、再処理センターと支援部門合同の2チームを編成し活動を行う。

○　指導会は、本年5月末までにテーマ選定等を決定し、6月に第1回指導会を開催する。また、年度末には、本社において改善成果発表会の開催を実施する。

2. 業務の標準化の推進

各部・各センターにおいて業務の仕組みに係る改善、見直しについて、その仕組みの文書化を構築する。なお、ISO9001を認証取得している部門は、その仕組みの中で改善活動を維持する。

○　業務の標準化について、ISO9001を認証取得している部門は、その仕組みの中で継続的に維持・改善していくこととし、認証取得していない部門は、今後のISO9000システム構築に向けルール化（文書化）を進める。また、事務管理業務の総点検のフォローを軸として、業務の「質」の改善、向上を図る意味から仕組みの改善に重点をおいた文書化についても進める。

改定した東海事業所品質保証計画書に伴い施設編及び下部要領の整備を図る。

○　各部・センターは、品質保証計画書（施設編）の改定及び下部要領の整

備を行う。また、平成15年度4月1日より施行された東海事業所品質保証計画書に基づき審査委員会を新規に設置し、施設品質保証計画書（施設編）等の内容について審査を行う。

なお、施設品質保証計画書（施設編）の作成に係る横並び調整、関連する情報の共有化については、品質保証連絡調整会議等を利用して行う。

3. 品質監査の実施

業務の実態をチェックし、業務の「質」の向上に資するために、自主品質監査を実施する。また、ISO の内部監査、外部審査等（PRTR 法）との効果的かつ合理的な運用を検討する。 なお、東電問題に関して実施した自主点検信頼性調査に伴い抽出された課題、実施体制及び不正防止策の確立に係る改善策について監査を実施する。

○ 定期自主品質監査は、監査計画を上期に立案し、実施する。立案に当り監査内容について本社が行う品質・安全監査との重複をさける。

今年度は、定期自主品質監査と OHSMS/EMS の内部監査要領書との統合化及び監査基準の統合と運用について検討を進める。更に一人で自主品質監査と OHSMS/EMS の内部監査をできる監査員、監査リーダを計画的に養成する。

○ 自主点検信頼性調査に伴い抽出された課題、実施体制及び不正防止策の改善策及び改善計画の実施状況について自主品質監査で確認する。

東海事業所に納入される物品・役務等の「質」を確保し向上させるために、受注者の品質監査を計画的に実施する。

○ サイクル機構に納入される物品・役務等の「質」を確保する観点より、受注者監査を継続して実施する。

平成14年度の受注者監査の結果では指摘事項（軽微も含め）が散見されていることからこれまでの監査で指摘事項を受けている受注者、監査未実施の受注者等を対象として、施設毎に年度目標として計画を定め受注者品質監査要領書に基づき受注者品質監査を実施する。

4. 業務品質保証に関する教育の実施

品質保証活動を進めていく上で、意識と能力を高めるため、教育の目的・目標を明確にしつつ、全従業員を対象に知識・技術能力に応じた教育を計画的に実施する。

○ 平成14年度における教育の未受講者及び平成15年度での新任者について、本社品質保証推進部が企画する管理職、監督職及び一般職教育に対する業務品質保証に関する教育に参加する。特に管理職（上級専門職6名、専門職49名）については、未受講者が多いことから教育計画の周知の徹底を図る。

○ 監督職（主務Ⅰ）研修成果を反映した各職場からの良好事例の発表を、

品質保証強化月間の行事である品質保証講演会に合わせ「業務実践報告会」として実施する。

5. 東海安全マネジメントシステム（仮称）の構築

国際認証を中心とした所内の安全及び品質保証の体制の構築

○　分科会において統廃合を対象とした委員会等からの問題点、課題等を調査検討し、労働安全衛生、環境マネジメントシステムに基づいた所内の安全及び品質保証の体制について、具体的再構築案の検討を進める。

○　再構築案に従い統廃合する委員会等の規則は、対象部署において改定又は廃止を行う。また、品質保証委員会と OHSMS/EMS 委員会については、早急に統合できるよう取り組む。

東海事業所の品質保証活動の将来像について、施設安全マネジメントシステム、労働安全衛生、環境マネジメントシステムを統合した品質保証計画書（品質マニュアル）を改定する。また、原子炉等規制法の改正に伴う保安規定への品質保証の導入及び事業所の品質保証活動の体制の整備について検討する。

○　各マネジメントシステム体系（施設安全、OHSMS 及び EMS）の整理統合を目指し安全性の向上、業務の能率化効率化を目標に ISO の仕組みを使った東海安全マネジメントシステムを確立するため、分科会を設け東海事業所の将来像に従い品質保証計画書の改定方針や品質保証計画書（品質マニュアル）の改定に向けて検討を進める。

○　原子炉等規制法への品質保証の導入に伴い、各部・センターは保安規定の改定及び品質保証計画書の改定を行う。

6. その他の重要課題

品質保証関係部門との連携・連絡を密にして、業務品質保証活動の更なる推進・強化を図る。

○　保安管理部品質保証室と各部・センターの品質保証関係部門の調整、連携、連絡を密にすることを目的として品質保証調整会議等を開催し、事業所としての業務品質保証活動を積極的に推進する。

　また、品質保証活動状況については、定期的にＱＡ通信及びホームページで従業員に周知する。

品質保証活動強化月間（11 月）において、啓蒙活動を図る。

○　品質保証活動強化月間（11 月）において、品質保証推進活動の意識の高揚のための啓蒙活動を実施する。

○　東海事業所における品質保証活動の将来像（案）への意見については、イントラにて周知することとする。また、東電問題については、定期自主品質監査へ反映させる。

ＩＳＯのシステムの所内への導入・維持活動

○　再処理センターは、8 月に認証範囲を拡大して ISO9001（2000）を受審す

る。

○　事業所としてISO14001、OHSAS18001を認証維持していることから、これらのシステムのより継続的に改善を進める。

審査委員会の新規設置

○　平成15年度4月1日より施行された東海事業所品質保証計画書に基づき各施設で作成される施設品質保証計画書（施設編）等は、審査委員会を新規に設置し、その内容の審査を実施する。